

平成18年第6回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	5	火	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・議案上程</li> <li>・一部議案審議</li> <li>・陳情</li> </ul>	行財政改革対策調査特別委員会 (議法定数及び報酬検討小委員会)	
	6	水	休	会		
	7	木	休	会		
	8	金	休	会		
	9	土	休	会		
	10	日	休	会		
	11	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5人）</li> </ul>		
	12	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（6人）</li> </ul>		
	13	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括質疑</li> </ul> 常任委員会		
	14	木	常任委員会			
	15	金	常任委員会			
	16	土	休	会		
	17	日	休	会		
	18	月	休	会		
	19	火	休	会		
	20	水	休	会		
	21	木	議会運営委員会		議会全員協議会 豪雨災害対策調査特別委員会	
	22	金	本会議(最終日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会委員長報告</li> <li>・議案審議</li> <li>・豪雨災害対策調査特別委員会中間報告</li> <li>・継続審査、調査</li> </ul> 閉 会		

平成18年第6回さつま町定例会審議結果

開会 平成18年12月 5日

閉会 平成18年12月22日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案113	平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について		18.12.05	認定	決算
114	平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について		〃	〃	〃
115	平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について		〃	〃	〃
116	平成17年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	18.12.05	〃	原案可決	—
117	さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について	〃	18.12.22	〃	総務
118	さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について	〃	〃	〃	文教
119	さつま町職員定数条例等の一部改正について	〃	〃	〃	総務
120	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
121	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教
122	鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について	〃	18.12.05	可決	—
123	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について	〃	〃	〃	—
124	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について	〃	〃	〃	—
125	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について	〃	〃	〃	—
126	鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	—
127	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について	〃	〃	〃	—
128	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 129	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について	18.12.05	18.12.05	可決	—
130	鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	—
131	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について	〃	〃	〃	—
132	鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	—
133	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について	〃	〃	〃	—
134	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	—
135	平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	〃	18.12.22	原案可決	3 常任
136	平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	文教
137	平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
138	平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
139	平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
140	平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	建設
141	平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	〃
142	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	18.12.05	同意	—
推薦 1	さつま町農業委員会委員の推薦について	18.12.22	18.12.22	決定	—
陳情 9	泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書	〃	〃	趣旨採択	建設
11	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書	18.12.05	〃	採択	建設
12	リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書	〃			文教

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
陳情 13	日豪EPAに関する陳情書	18.12.05	18.12.22	採択	建設
発議 6	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について	18.12.22	〃	原案可決	〃
7	日豪EPAに関する意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	〃
8	飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続調査・審査について	〃	〃	〃	—

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月5日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所 .....	1
出欠席議員氏名 .....	1
出席事務局職員 .....	1
出席説明員氏名 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
開 会 .....	3
開 議 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
諸般の報告 .....	3
行政報告 .....	4
議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について .....	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について .....	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について .....	5
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号） .....	13
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について .....	14
（提案説明）	
議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について .....	15
（提案説明）	
議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について .....	15
（提案説明）	
議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	15
（提案説明）	
議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について .....	15
（提案説明）	
議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について .....	16
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第123号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について .....	16
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第124号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について .....	16

(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第125号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第126号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第127号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について	…	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第128号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第129号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第130号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第131号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第132号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について	…	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第133号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について	……	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について	……………	16
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	……………	19
(提案説明)		
議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	……………	19
(提案説明)		
議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	……………	19
(提案説明)		
議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)	……………	19
(提案説明)		
議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	……………	19
(提案説明)		
議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	……………	19
(提案説明)		
議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	……	19

(提案説明)	
議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	2 1
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
陳情について .....	2 2
(委員会付託)	
散        会 .....	2 2
○12月11日(第2日)	
一般質問表 .....	2 3
会議を開催した年月日及び場所 .....	2 5
出欠席議員氏名 .....	2 5
出席事務局職員 .....	2 5
出席説明員氏名 .....	2 5
本日の会議に付した事件 .....	2 6
開        議 .....	2 7
一 般 質 問 .....	2 7
柏木 幸平議員 .....	2 7
豪雨災害について	
教育について	
日高 政勝議員 .....	3 7
行財政運営について	
内之倉成功議員 .....	4 8
水害対策について	
振興計画について	
高齢化社会での農政について	
川口 憲男議員 .....	5 6
定住促進の更なる施策は	
楠木園洋一議員 .....	6 5
農家民泊特区を申請する考えはないか	
農地及び森林に関する条例を制定する考えはないか	
延        会 .....	7 2
○12月12日(第3日)	
一般質問表 .....	7 3
会議を開催した年月日及び場所 .....	7 5
出欠席議員氏名 .....	7 5
出席事務局職員 .....	7 5
出席説明員氏名 .....	7 5
本日の会議に付した事件 .....	7 6
開        議 .....	7 7
一 般 質 問 .....	7 7
木下 敬子議員 .....	7 7

町立診療所の運営について	
消防団について	
木下 賢治議員 .....	8 1
協働のまちづくり施策の推進について	
中尾 正男議員 .....	9 1
災害復旧について	
米丸 文武議員 .....	9 8
工業団地活用について	
山崎 文久議員 .....	1 0 7
農業振興について	
平八重光輝議員 .....	1 1 3
定住促進プロジェクトについて	
これからの定住促進室について	
散 会 .....	1 1 9

○12月13日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所 .....	1 2 1
出欠席議員氏名 .....	1 2 1
出席事務局職員 .....	1 2 1
出席説明員氏名 .....	1 2 1
本日の会議に付した事件 .....	1 2 2
議案付託表 .....	1 2 3
開 議 .....	1 2 5
議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について …	1 2 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について	
.....	1 2 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について .....	1 2 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	1 2 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について .....	1 2 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号） .....	1 3 0
（一括質疑・委員会付託）	
議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
.....	1 3 0
（一括質疑・委員会付託）	
議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
.....	1 3 0
（一括質疑・委員会付託）	

議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)	130
.....	
(一括質疑・委員会付託)	
議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	130
.....	
(一括質疑・委員会付託)	
議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	130
.....	
(一括質疑・委員会付託)	
議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	130
.....	
(一括質疑・委員会付託)	
散 会	142
.....	
○12月22日(第5日)	
会議を開催した年月日及び場所	143
出欠席議員氏名	143
出席事務局職員	143
出席説明員氏名	143
本日の会議に付した事件	144
開 議	145
豪雨災害対策調査特別委員会報告	145
(委員長報告)	
議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について	149
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について	149
.....	
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について	149
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	149
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について	149
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	149
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	149
.....	
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	149
.....	
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)	149
.....	

(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	150
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)	150
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	150
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について (指名推薦)	155
陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書 (委員長報告・質疑・討論・採決)	155
陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書 (委員長報告・質疑・討論・採決)	155
陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書 (委員長報告・質疑・討論・採決)	155
発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について (趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	159
発議第7号 日豪EPAに関する意見書(案)の提出について (趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	159
発議第8号 飲酒運転撲滅を宣言する決議(案) (趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	160
議員派遣の件 (決定)	162
閉会中の継続調査・審査について (決定)	162
閉 会	162

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成18年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番 高嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 氣 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 永 田 清 信 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	町民課長 豎 山 修 啓 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	水道課長 楠木園 建 雄 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	税 務 課 長 下 市 真 義 君
環 境 課 長 桑 園 憲 一 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	代表監査委員 木 原 成 孝 君
福 祉 課 長 福 永 城 君	監査事務局長 楠八重 英 雄 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	
消 防 長 田 上 泉 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について
- 第12 議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第13 議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第14 議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第15 議案第123号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第124号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について
- 第17 議案第125号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について
- 第18 議案第126号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 第19 議案第127号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 第20 議案第128号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第21 議案第129号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について
- 第22 議案第130号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第23 議案第131号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について
- 第24 議案第132号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第25 議案第133号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 第26 議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 第27 議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第28 議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第35 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第6回さつま町議会定例会を開会します。  
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

---

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番、別府静春議員及び17番、日高政勝議員を指名します。

---

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの18日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの18日間に決定しました。

---

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

10月6日、第5回定例会本会議において設置された13名の委員で構成する決算特別委員会については、10月6日、正副委員長の互選が行われ、委員長に川口憲男議員、副委員長に平八重光輝議員が選任されましたので、報告します。

次に、10月10日、平成18年川薩地区介護保険組合第2回組合議会定例会が招集され、各議案の審議が行われました。これについては、平成17年度決算の認定、財政調整基金の費消、補正予算及び専決処分の承認の合計4件の議案審議がなされました。

平成17年度決算額は、歳入総額1億6,230万8,000円、歳出総額1億5,669万2,000円、実質収支561万6,000円で、審議の結果、認定されました。その他の議案につきましても、いずれも原案可決、または承認されました。

次に、監査委員から、定期監査並びに例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお

配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### △日程第4 「行政報告」

##### ○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

##### ○町長（井上 章三君）

町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、その中で、激特事業住民説明会と地方分権改革推進の問題について、補足して御説明を申し上げたいと思います。

7月22日の豪雨災害後、これまで関係機関・団体に対し積極的な要望活動を行ってまいりました結果、9月8日には激甚災害の指定、10月4日には激特事業の採択について閣議決定がなされたところであります。採択に当たって、御尽力いただきました町議会をはじめ関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、被災地につきましては、いまだ家屋の復旧作業などが続いており、一日も早い復旧をお祈り申し上げるところでございます。

さて、10月25日、26日、30日に開催いたしました激特事業住民説明会についてであります。この住民説明会については、激特事業の採択を受けまして、国土交通省川内川河川事務所及び県土木部から事業の概要について説明を受けたところであり、4カ所で約480名の参加がございました。この中では、激特事業に対するさまざまな要望や改修計画に対する不安や早く実施計画を示してほしいと、多くの意見や要望が出されたところであります。

町としましては、年明け早々に復興対策と合わせ、相談窓口となる専門部署を新たに設置し、河川改修に向けた支援と被災地区住民の方々への要望や意見をお聞きしながら、一刻も早い復興に向けて努力していく所存でございますので、議員各位の今後とも強力な御協力をお願いするものでございます。

次に、11月27日に開催されました地方分権改革推進全国大会について申し上げます。

今回の全国大会は、地方自治の確立と地方交付税の総額確保を掲げ、全国の自治体が強い危機感を持って開催したところでございます。

この中でも、特に地方交付税の総額確保については、国の財政再建のための一方的な削減は行わず、現行法定率を堅持しながら、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

また、財源保障機能及び財政調整機能を確保し、各地方自治体の多様な行政需要に適切に対応すること。

さらには、地方が歳出削減に懸命に努力しても、国の財政収支の改善に使われるのみでは、地方の頑張りは何ら報われないことから、地方の頑張りの成果を地方財政の健全化や意欲のある地域づくりの取り組みに活用すべきであるとの決議を行ったところであり、また要望活動を行ったわけでございます。

また、これらに関連することとして、国の地方分権推進の諸課題への懸念が大きいことから、今後の地方分権改革の推進に関する緊急アピールを行うべきということになりまして、11月29日、鹿児島県地方6団体の連名でこの緊急アピールを行いました。

これは、地方分権改革推進法の早期制定の問題、また地方税財源の確保についての問題、ま

た新型交付税に対する問題、それから公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについてという問題、そして道路特定財源の件についてこれらを取り上げたところでございます。

いずれにいたしましても、地方交付税につきましては、新型交付税の算定基準のあり方も含め、検討の余地が大きいところでもありますので、今後とも地方財政の現状を関係機関に強く訴えていきたいと考えているところであります。

以上で、行政報告を終わります。

[町長 井上 章三君降壇]

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6 「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第7 「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。川口委員長。

[川口 憲男議員登壇]

○決算特別委員長（川口 憲男議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」の議案3件の審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月6日の第5回定例会最終日において、委員13人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に平八重光輝議員が選任されました。

審査は、10月31日から11月7日までの日程で、執行部から各種資料を求めて、適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上改善すべき点等について、慎重に審査を行ったところです。

その結果、「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」の議案3件については、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

始めに、税務課の審査の中で、町税の収入未済額対策について質しましたところ、不動産、給与、預貯金及び国税還付金の差し押さえを行っている。今後も法的措置を講じながら、収納率向上に努めていきたい。

なお、誠意がみられない滞納者などについては、不動産の公売等も行っている。収入未済額

の中に、特別土地保有税が3,600万円ほど含まれているが、現在裁判所による競売が行われていることから、その状況を見極めながら処分を行っていききたいとのことであります。

また、地籍調査については、調査完了予定年度と筆界未定の対処について質しましたところ、調査完了については、補助金の減額もあり、8年後ぐらいになるとのことです。筆界未定は約160筆あるが、不動産登記法の改正により、法務局が仲介をする「筆界特定制度」ができたことから、この制度の啓発に努めていききたいとのことであります。

次に、町民課の関係で、住宅新築資金等貸付金の収入未済額対策について質しましたところ、長期滞納者等の事情聴取を行い、弁済計画書の提出、臨戸訪問など未収対策に努力しており、今後も引き続き努力をしていききたいとのことであります。

次に、福祉課の関係で、地震災害援護資金の収入未済額対策について質しましたところ、臨戸訪問を行い徴収に努力している。今後も債務者の実態調査を行いながら、収納に努めていききたいとのことであります。

また、保育料については、歳入調定漏れと収入未済額対策について質しましたところ、今年度だけ滞納繰越分の歳入調定漏れがあったが、これについても催告書の送付、電話催告、臨戸訪問などを行い、徴収に努力していききたいとのことであります。

また、チャイルドシートの購入補助金制度が平成18年3月31日をもって廃止されたが、住民への周知や経過措置を設けるなどの配慮が必要でなかったかについて質しましたところ、制度の廃止については、広報紙等で周知を図ったが、経過措置を設けていなかったことから約4件の苦情があった。苦情があったところについては、直接伺い理由を説明したとのことであります。

次に、すこやか長寿課の関係で、緊急通報システム制度の使用状況について質しましたところ、町が電話機を給付している近隣ネットワーク方式と、町が毎月3,150円のリース料を負担している安全センター方式の2方式が導入され、主に安全センター方式が活用されており、毎月約40件の通報があるとのことであります。

次に、企画広報課の関係で、地域交通対策の業務委託の内容と今後の取り組みについて質しましたところ、高齢者のバス利用の状況など町内の交通実態について、コンサルタントに調査を委託したもので、利用実態等の調査結果が出されたところであるが、林田バス問題が出る以前の調査となっている。このため、調査結果の再検討も必要となるが、今後はこの結果をもとに廃止後の状況等をみながら、地域交通体系を検討していききたいとのことであります。

次に、健康増進課の関係で、基本検診の受診率を上げるため、日曜日などに実施する考えはないか質しましたところ、健診業務を検査機関に委託していることや日程調整面で課題もあるが、既に土曜日、日曜日に実施している地区もあることから、今後も検討を進めていききたいとのことであります。

また、診療所の運営について質しましたところ、平成18年度で施設等の起債償還や医師との診療業務委託契約が終了することから、現在、今後のことについて医師と協議を行っているとのことであります。

次は、環境課の関係で、山崎地区の鶏糞燃焼発電施設周辺の悪臭対策と柵野地区の採石場による河川汚濁の対策について質しましたところ、発電施設については悪臭等の苦情が寄せられたことから、保健所などと立ち入り検査を2回ほど行い、悪臭が外に漏れないように会社に申し入れを行っており、農業関係の事業により整備された施設でもあることから、関係課とも連携をとっているとのことであります。

また、採石場による河川汚濁についても、農業用水に使えないなどの苦情が寄せられたことから、泥水が河川に流れ込まないように会社に申し入れを行っているとのことであります。

次に、農政課の関係で、農産物の産地化、ブランド化及び農家の所得向上を図るには推奨品目を絞るべきではないかと質しましたところ、推奨品目を15品目から7品目に絞り、生産の拡大を図っていききたいとのことであります。

次に、給食センターの関係で、配送区域の見直しと給食センターの統合について質しましたところ、配送区域の見直しについては、配送車の規格と学校側のコンテナの受入施設の構造などの違いや給食を入れるコンテナがセンターで異なっているなどの課題はあるが、前向きに検討しているとのことであります。また、給食センターの統合については、現在、調査・検討を行っているとのことであります。

次に、総務課の関係で、財務事務、行政事務など職員の基本となることが徹底していないのではと質しましたところ、今回の決算で職員の財務事務、行政事務については認識不足が見られたとのことを真摯に受けとめ、財政事務研修、行政事務研修を積極的に行っていくとのことであります。

次に、財政課の関係で、一部の課で歳入調定漏れがあったとの説明を受けたことから、財政課の対応について質しましたところ、定住促進事業の返還金の歳入調定漏れがあったため、ほかにもそういう事例がなかったか調査したところ、保育料、介護保険事業、国民健康保険事業にも歳入調定漏れがあることが判明した。

定住促進事業の場合は、町外に転出されたことにより、補助金返還をしてもらわなければならない状況が発生したことが歳入調定漏れであったことと、その一部は発生から5年が経過し町が債権を失っている。このほかの場合は、単に歳入調定伝票の起票漏れであり、債権としてあることから、定住促進事業の場合とは異なっているとのことであります。

歳入事務処理は、歳出より重要な面があることから、今後財務研修を徹底し、再発防止に努めていききたいとのことであります。

次に、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

水道使用料金の未収対策について質しましたところ、水道料金の時効は、これまでは地方自治法による5年と解釈されていたが、最高裁判所の判例に基づき、民法に定める2年の時効が適用されることになったことから、時効の援用がない限りは債権が消滅しないことから、確実に回収していく努力を今後も続けていくとのことであります。

最後に、次の点について、町長に質したところであります。

まず、歳入で、定住促進事業返還など4件の歳入調定漏れが発生した原因、今後の対策、責任をどのように受けとめているのか質しましたところ、初歩的なミスであってはならないことだと思っている。なお、定住促進事業返還事務については、事務手続きを怠ったために町に損失を与えたことについても遺憾なことだと思っている。

今回のことを重く受けとめ、内部でも十分調査し善後策を講じたい。責任については、どこまで責任を問えるか、もう少し内容の把握を行いたいとのことであります。今後機会をとらえて、財政部門をはじめ地方公務員制度など内部研修にも力を注ぎ、質の高い職員の育成に努めていききたいとのことであります。

次に、町収入金の未収納対策について質しましたところ、町税関係が積極的に滞納処分を行っていることから、他の債権についても債権対策委員会等で十分協議し、前向きに取り組んでいききたいとのことであります。

次に、「株式会社ヘルシーランドつるだ」の経営のあり方についてと「町民センターつるだ荘」の耐震診断への対策について質しましたところ、「株式会社ヘルシーランドつるだ」の経理

については、税理士の指導を受けながら行っており、不法な経理を行っているという認識は全く持っていないし、町の補助金を入れながら運営を行っていることから、できるだけ新たな町の負担がないよう経営努力を精いっぱい行ってきたと認識しているとのことであります。

また、「町民センターつるだ荘」の耐震対策については、公共施設の安全性の確保という点から考えれば補強工事をする必要があるが、多額の工事費を要することや将来的に使える形にするべきかという問題もあり、当面使うことは支障がないという範囲の中で様子を見てきたとのことであります。

次に、条例公民館のある地域とない地区では、維持、運営面で若干の見直しが行われてはいるが、いまだ不公平感があることについて質しましたところ、合併協議会において条例公民館については、現行どおり新町へ引き継ぐとの確認がなされ、現行の運用を行っているという経緯があるが、早い段階での町民の一体化を図ることなどを考えると、この不公平感を解消することは必要であると思っている。薩摩地域においては、本年6月6日に区公民館長、公民会長会を開催し、平成20年度からの自治公民館制度、区制への移行について、理解と協力をお願いしたとのことであります。

次に、さつま町防災計画書、職員に対しての災害時の初動マニュアル、防災マップが作成されているが、今回の豪雨災害を教訓にして防災対策をどのようにしていくかについて質しましたところ、避難勧告の命令のあり方、防災情報の伝達方法のあり方などに反省すべき点も多くあったことから、防災対策上の改善点、防災計画の見直し等についての意見を集約しているところであり、国、県、警察、消防などとも協議し、早い機会に地域防災計画の見直しを行いたいとのことであります。

次に、職員の給与の適正化に関する取り組みについて質しましたところ、旧町間の職員の給与格差の是正については、合併時にあわせて手当などの見直しを行ってきたが、給料については、採用前の前歴、採用月、旧町の昇給・昇格の運用の違いなどにより、同じ経験年数でありながら格差が生じているのは事実である。この格差是正については、平成17年度から管理職の調整を行っているが、調整が難しい状況もある。同じ経験年数でありながら、大きく給料が異なることは職員の士気にも影響することから、ラスパイレス指数や総人件費の抑制ということなどを十分に検討し、影響のない範囲において早急に改善を図るように指示をしているとのことであります。

また、一般行政職と技能労務職の給料表適用にかかる運用のあり方についても、職員組合と協議をしながら、その解消に向けて努力をしているとのことであります。

以上が町長に対する質疑の概要であります。

次に、討論についてであります。討論では、反対、賛成の立場から各1人から意見が述べられました。

反対討論の要旨は、「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」について、「株式会社ヘルシーランドつるだについて、この公の施設を目的から外れた宴会場として利用し民業を圧迫しており、赤字についても町からの補助金を引き出していることや定住促進事業の返還金の歳入調定漏れについて、町長が歳入の内容を調査し、収入金額を決定する行為を怠ったことにより、140万円は時効により町の請求権は消滅し、町に損害を与える結果となったことや町民センターつるだ荘の耐震構造調査の結果、基準値に達しない施設であることを隠して客を取り込んできたことから、この決算を認定することはできない」というものであります。

これに対して、賛成討論の要旨は、「4日間の審査の中で、歳入調定問題を主として不手際があったのは事実であり、この不手際については執行部も率直に認め、今後の対応策の説明を受け、問題解決に取り組むという前向きな姿勢であることから、この決算を妥当として賛成する」とい

うものであります。

以上の討論の後、まず「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、起立採決の結果、「起立多数」で認定すべきものと、次に「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」の議案2件を一括採決し、起立採決の結果、「起立全員」で認定すべきものと決定を見た次第であります。

なお、当委員会としては、付帯意見として、歳入調定漏れの再発防止策として、(1)チェック機能の充実・チェックシステムの構築、(2)職員研修(財務実務・法制実務)の充実を図るように、執行部に対して申し入れをすべきであるとの意見の一致を見たところであります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、一層効率的な行財政運営に努められるよう要望し、報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

#### ○議長(濱田 等議員)

これからただいまの報告について、質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。日高議員。

#### ○日高 政勝議員

委員長報告に対しまして質問をいたしますけれども、ただいまのこの「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、ただいま決算認定に当たりまして、反対討論、賛成討論の後、起立採決の結果、起立多数で認定すべきものと決定を見たという御報告でございます。

この6ページのところに、最後のところでございますが、賛成討論では、4日間の審査の中で、歳入調定問題を主として不手際があったのは事実である。不手際については、執行部も率直に認めというのが前段にあります。そして、後段に今後の対応策の説明を受け、問題解決に取り組むという前向きな姿勢であることから、この決算を妥当として賛成するというような要旨になっておりますけれども。

それと4ページですか、町長は4件の歳入調定漏れが発生したことに対して、初歩的なミスで、あってはならないことだと思っていると。なお、定住促進事業の返還事務については、事務手続きを怠ったために町に損失を与えたことについては、遺憾なことだと思っていると。そういうようなお答えをされておりますが、委員会、執行部共にそういった事実関係を確認をされておるようすけれども。

そこで、決算特別委員会とされましては、前段のこの不手際とかあるいは損失という、この4件の法令違反の事実というのは、確認はされたけれども、後段に言う問題解決に取り組むという前向きなこの姿勢があったから、あるいはこの最後の方にあります、付帯意見を申し入れるということで、認定というふうになったのか。まあ、認定の眼目を前段ではなくて、後段の方に置いたということで理解をされているのか、その辺のところを確認をする意味でお尋ねをいたします。

#### ○決算特別委員長(川口 憲男議員)

ただいまの質問ですけれども、当然おっしゃるように、賛成討論の中でもその不手際のことには指摘をされたわけです。その審査の過程の中では、十分各執行部の方からも今後の対策と申しますか、財務調査、いろいろ職員の研修を行っていくということは答弁の中にありました。

それを踏まえまして、決算委員会でも一番最後に申し上げましたように、付帯意見ということで、ここに明記しているようなことを強く要望していくということで、皆さんのこの採決の決

定を見たところであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、認定に反対の方の発言を許します。平田議員。

○平田 昇議員

私は、平成17年度さつま町一般会計の決算を認定することに反対です。

まず、私が年間を通して訴え続けてきたこと。地域の住民が福祉を増進するため利用する公民館、図書館等と同じ目的でつくられた公の施設「ヘルシーランドつるだ」が、その目的から大きく外れた宴会という営業用に使用されてきたこと。固定資産税の納入義務はない上、町からの多額の運営補助金を受けるヘルシーランドに民間の旅館業等は泣かされてきた。県からも本来の施設として活用するようにとの意見も受けたが、聞き入れずに来ている。この公の施設の目的外使用は、決算上認定できない。

同施設が町から補助金を受けるには、営業に当たる株式会社の社長の位置にある町長が、町長である本人に補助金交付申請を出して、それにこたえる形の双方代理、または一職員が取締役という役職に立って代表となり、町からの補助を受ける仕組みをとってきた。国政の段階では、人事院規則14の8で、営利企業の役員等との兼業という枠の中で大きな枠をはめている。これは地方行政には及ばないだろうか、及ぶはずだと私は思います。

営利追求を業とする「株式会社ヘルシーランドつるだ」が、なぜ毎年補助金の交付を受けることができるのか調べると、驚くことにこの「ヘルシーランドつるだ株式会社」は、鶴田町時代の補助金交付規制の中で福祉の振興に当たる幾つかの協議会、さらに遺族会、精神薄弱者育成会、単位老人クラブ、身体障害者福祉協議会、在宅介護支援事業所などと並んで、宴会で金もうけをしようとする、営利をしようとする「ヘルシーランドつるだ」が、補助金対象として位置づけられている。それが続けられてきている。

補助金交付条件の欄を見ると、同施設の町条例第1条を入れてある。読みましょう。「町民の福祉の向上及び健康づくりを推進し、人や物の交流を通して観光産業の振興に寄与し、あわせて地域情報交換及び交流の場とすること」、何のことはない。この条文は、町長が私に公の施設で宴会できる根拠として何回も言ったことです。条例にもっともらしい条文を載せて、それを宴会という営業を営める根拠にして営業をし、さらにこれに他の福祉事業と並べて補助金をつぎ込む。脱法行為としか言いようがない。

そして、その経理の仕方は、過年度においてこのままで行くと税をすることになるからと、ちゃんと文書にある。だから、その税務対策として、年度の赤字を100万円にしたいと町に補助金減額の申請をしたり、逆に会社から町に寄附金を出して、決算ではぴったり100万円の赤字。行政のこういう法の裏をかくやり方を知ると、まじめに納税義務を果たしている町民は何を思うだろうか。税理士の指導だとのことだが、税理士協会に聞いた。税理士はそんな指導はしない。納税義務から逃れるための指導はしないと言う。当然のことです。

また、会社の資本金を取り崩して、議会の議決を得ないで施設を改装した。このように、町の施設を私物化する行為は、18年に入ってからのことですのでこれ以上は言わないが、こうした体質で行政が進められており、私たち議員は、議会はしっかりしなければならないことを言い

たいのです。

次は、旧鶴田町が進めた定住促進事業に関して生じた町の歳入について、町長が調定を怠ったため、町の会計に440万円の未調定額が生じ、うち140万円の請求額権は既に時効消滅している。この町に与えた損失、当然町民が抱く不公平感につき、どうしようと考えているのか質すが、今朝方、調査をするというだけでその場は済んだ。今朝方、全協の場で担当職員に文書で訓告か戒告かをしたというが、最終責任を負うのは町長ではないのか。調定をするという法文をどう解釈するのか。調定をするのは長だという、この法文をどう解釈すればいいのか、責任の部下への転嫁ではないか。当然町民が抱く。

ただいまの委員長の報告には、調査をしたところ保育料、介護保険料等にも歳入調定漏れがあるとされているが、これらとこの問題とを同列に取り扱うべきではない。

この町長の責任により、町に損失を生み出した調定問題についても、決算として認定できない。責任が明確にされていない。

次は、つるだ荘の件について、町が民間業者に管理運営を委託しているつるだ荘が、耐震構造になっていないとの診断を専門筋から下されて10年近くになるという。同施設に耐震力をつけるには6,000万円以上を要するので、手をつけられていないという。つるだ荘は、この事実を隠して使用されてきた。耐震構造の意味するものとは何か。究極には人命の保護である。そのために、地域別、地盤種別、構造種別による設計基準によって、地震に耐えられる力を備える規則を定めてある。その規則から見て、耐震力に欠けるつるだ荘が宿泊にも利用されてきた。大きな問題である。

ところが、町長は当面使うことは支障はない範囲の中で様子を見てきた。いいですか、当面使うことは支障はない範囲の中で様子を見てきたなどと、全くわけがわからない弁解をしている。スポーツコンベンションで来町した学童たちも宿泊したんです。まさかのときはどうなるんでしょうか。また、そのような建物はほかにもあるとあって、その建物がどれであるのかを言わない。例の姉歯事件で、全国各所のホテルやビル等が使用禁止になったというのに、こんなことでは危機管理能力も欠けているというしかない。この件でも平成17年度の決算は認定できない。即刻つるだ荘を休眠させ、ほかに耐震力を欠く施設があるなら、これにも即対策をとるべし。

私は、以上の点を上げて、平成17年度の決算は認定すべきではないと主張したが、これに対して、当決算は認定するという立場で討論に立った宮之脇委員の論旨は、調定についての不手際は執行部も率直に認め、18年度に問題解決に取り組むという前向きの姿勢であるので、認定することに賛成であるとされた。このように、私が指摘している点に何ら反論されていない。これでは討論の意味をなさない。

私は、決算を認定するという意味をその年度の執行が適正であったか否か、適切であったか否か、これを自分として判断することであると思う。執行したある点を否と指摘された執行者が、自らこれを認め、反省の意思を示せばそれならよいと認定する。決算の認定とはそんなものではないと思う。今は小さな傷に見えても、やがては大きな損失につながるのです。賛成論に立たれる方、私が指摘した点を論破し、私の主張した点が間違っていれば、それを論証してください。

今、注目されている夕張市を見てください。このままで進めば、やがては大きな借金を抱え込んで、自分たちは大変なことになるということを読み取ることをせず、借金がどんどん膨らんでいったが、それでもまともに考えようとせず、さらに借金、また借金で、今日、明日がよければそれでよいとやってきたのです。そして気づいたときには、全市民が絶望の状態に追い込まれている。そして、これからの負担は市民にのしかかってくる。

こうなったのは、夕張の市議会に責任があるのです。私たちの議会は、さつま町の進む道を

間違わせないためにあるのです。これから先を読み取り、間違いを訂正しなければ、質していかなければ、年1億7,000万円の議会費は無駄遣いです。私たちのさつま町の財政状況は、県内陸部では最も悪いです。国内でも悪い方なのです。実質公債費比率がそれを示しています。だから、私たち議会にある者がしっかりしなければなりません。よいことはよい、悪いことは悪いとはっきり示す議会でなければなりません。

私が決算の認定に反対する理由として、上げた理由の中には、確かにそうだと思われるものがあると信じます。責任の重い任務についている私たちは、厳正な姿勢で町の課題に取り組まなければならないと信じます。そのために、さつま町のこれからのために、平成17年度の決算を認定することには賛成しないでください。

○議長（濱田 等議員）

次に、認定に賛成者の発言を許します。平八重議員。

○平八重光輝議員

私は、平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきますが、今の平田議員の方からいろいろ御質問がありまして、短時間のうちにそれについてすべて反論しろと言われても、私もそれほどの資料も持っていませんし、能力もありませんので、できる範囲で申し述べたいと思います。

平成17年度の歳入歳出決算については、国と地方の三位一体改革が進められる厳しい状況の中、そして3町が合併し新町のもとで、福祉、健康増進、環境、産業経済、あるいは道路、住宅、公園、消防、防災、学校教育など、その他町民の生活に欠かせないあらゆる分野において、本町の住民福祉向上のため精力的に取り組みがなされた結果であります。

決算特別委員会においては慎重審議がなされ、各委員から意見が出されたところであります。

反対意見として出されました「株式会社ヘルシーランドつるだ」については、法に従い管理運営がなされており、法律上は問題がないものと思っております。

次の歳入調定漏れについては、説明によりますと主な原因は、転居先不明、つまり住所が不明なことなどから漏れがあったというようなものもあるということでありまして、委員長報告のとおり、このことを重く受けとめ、財政事務研修などを徹底し、再発防止に努めていくとの町長の答弁があったこと。

「町民センターつるだ荘」については、確かに耐震診断の結果は、現在の基準は満たしていないが、この改善には多額の経費を要することから、改修がなされずに従来どおりの運営がなされてきたものであります。これはやむを得ないものであり、また水害以降は営業もされておらず、今議会に廃止条例も提案される予定であるなど、対策を講じられていることでもあります。

公債費比率につきましては、今回の決算認定については直接論議もされておりませんし、これについては反論を差し控えさせていただきます。

以上のことを踏まえて、決算特別委員会の中で指摘されたことを取り入れ、町民の皆さん一人一人の声を大切にしながら、人々が織りなす元気で快適な活力のあるまちづくりを目指し、今後の町政の執行に全力で取り組まれることを強く要望しながら、今回の決算については認定すべきものとする次第であります。議員皆様の見識ある判断をされることをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから採決します。

まず、「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」の議案2件を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立全員です。したがって、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。この後、全員協議会を開きますので、控え室の方にお集まりください。

なお、その前に議運を開かせていただきます。議運の委員の方は、第2委員会室の方にお願います。

---

休憩 午前10時24分

---

再開 午前10時40分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。ただいまの決算特別委員長の報告にありました歳入調定漏れの再発防止として、チェック機能の充実、チェックシステムの構築、職員研修（財務実務・法制実務）の研修の充実を図るよう、執行部に対して申し入れをすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、そのように申し入れをすることに決定しました。

今後この決算特別委員会等での論議、そしてまた本日の討論等を踏まえまして、今後におきましては、このような事件が再発することのないよう強く申し入れをすることにいたします。

---

△日程第8 「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第8「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。これは、公有林整備事業債借り換えに伴う公債費に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,433万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,870万3,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について、その内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第116号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第116号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第116号について、質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第116号を採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第116号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第9 「議案第117号 さつま町収入役を置かな

い条例を廃止する条例の制定について」、日程第  
10 「議案第118号 さつま町町民センターつるだ  
荘条例を廃止する条例の制定について」、日程第  
11 「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一  
部改正について」、日程第12 「議案第120号 さ  
つま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第  
13 「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条  
例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第9「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」  
から日程第13「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」まで、  
以上の議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」で  
あります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い収入役が廃止されるため、本条例を廃止しようとするも  
のであります。

次に、「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定につい  
て」であります。

これは、さつま町町民センターつるだ荘の老朽化と今回の豪雨災害による被災に伴い、平成  
19年1月1日から同施設を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について」であります。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、助役が副町長に改められることなどから、関係する条  
例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、住民基本台帳法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」であります。

乳幼児の診療分について、平成19年3月1日から乳幼児医療費の助成方法を自動償還方式に  
変更するため、本条例の一部を改めようとするものであります。

内容の説明につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いた  
だきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の117ページをお開きください。「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例  
を廃止する条例の制定について」。

〔以下議案説明により省略〕

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について」説明  
をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の119ページをお開きください。「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について」説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○町民課長（豎山 修啓君）

「議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります、3法案の国の改正に伴う提案であります。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する一括質疑は、12月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第14 「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について」、日程第15 「議案第123号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第16 「議案第124号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」、日程第17 「議案第125号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について」、日程第18 「議案第126号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について」、日程第19 「議案第127号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について」、日程第20 「議案第128号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」、日程第21 「議案第129号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について」、日程第22 「議案第130号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」、日程第23 「議案第131号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について」、日程第24 「議案第132号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について」、日程第25 「議案第133号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について」、日程第26 「議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立についてから日程第26「議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」まで、以上の議案13件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

#### ○町長（井上 章三君）

まず、「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について」であります。

これは、高齢世代と現役世代の医療費負担の明確化と都道府県単位ですべての市町村が加入する運営主体を創設し、財政運営の責任の明確化を図るため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものであります。地方自治法第191条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案123号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。

これは、平成19年4月1日から鹿児島県市町村職員退職手当組合、鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県市町村消防補償等組合、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県市町村交通災害共済組合及び鹿児島県離島緊急医療対策組合の7つの組合を統合し、鹿児島県市町村総合事務組合にその事務を承継させるため、鹿児島県市町村職員退職手当組合の名称変更及び組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議しようとするもので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第124号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分について」、「議案第125号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散について」、「議案第126号 鹿児島県市町村自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第127号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について」、「議案第128号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第129号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散について」、「議案第130号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第131号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散について」、「議案第132号 鹿児島県市町村消防補償等組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第133号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について」、「議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」であります。

これは、7つの一部事務組合を解散し、鹿児島県市町村総合事務組合に統合することによる組合規約の変更並びに財産処分に関し、地方自治法第288条及び同法第289条の規定により関係団体と協議しようとするもので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容の説明につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

#### ○健康増進課長（中村 政己君）

議案集の122ページになります。「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○総務課長（湯下 吉郎君）

議案集の123ページをお開きください。「議案第123号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更並びに鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、議案集の124ページをお開きください。議案第124号から議案第134号につきましては、ただいま御説明いたしました議案第123号でしましたとおり、7つの組合を統合するという関連でございます。本町が加入している5組合の解散及び解散に伴う財産処分を行うもので、財産はすべて鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させるというものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案13件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案13件は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案13件について、質疑はありませんか。ありませんか。麦田議員。

○麦田 博稔議員

市町村の総合事務組合ができるということですのでけれども、色々メリットとして書いてありますが、管理運営費にかかる経費が縮小するということで、市町村の負担金ですね、これが減ってくるのかなど。例えば、議員数が70何名が20になったりすると、いろいろやはり広域的に削減が図られるのかなと思うんですけども。その辺を私たちの町については、どれぐらいと思われるのか、わかっておれば。県内ではどうなるのか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまお配りいたしました資料の中に、メリットを書いておりますが、個々の事務組合につきましては、まだ決算が年度途中であるわけですのでけれども、それぞれの組合におきまして決算をするわけですが、負担金につきましては、これまでの負担金を上回ることはないというようなことで説明を受けております。なお、人的な職員数につきましても、非常にこの事務量が增大しておりますが、それを統合化して、その職員の効率化、事務の効率化に努めようとするものでございますので、個別の金額につきましては、まだ説明を受けていないところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案13件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について」から「議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」までの議案13件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第122号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について」から「議案第134号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について」までの議案13件は可決されました。

---

△日程第27 「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第28 「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第29 「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第30 「議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」、日程第31 「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第32 「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第33 「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第27「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」から日程第33「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案7件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

今回の補正は、道路橋梁災害、河川災害復旧費に要する経費及び社会福祉費、児童福祉費、総務管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,995万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億9,865万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費及び老人保健拠出金、介護納付金、基金積立金、公債費並びに諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億783万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,686万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費、総務管理費及びその他必要な経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,582万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、医業費等に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,001万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、農業集落排水施設管理に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,153万6,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的収入において11万2,000円を追加し、収益的収入の総額を1億5,439万4,000円に、収益的支出において32万3,000円を減額し、収益的支出の総額を1億5,539万9,000円に、資本的収入において166万5,000円を追加し、資本的収入の総額を705万8,000円に、資本的支出において680万円を追加し、資本的支出の総額を5,067万8,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的収入において3万円追加し、収益的収入の総額を3億80万7,000円に、資本的支出において668万4,000円を追加し、資本的支出の総額を1億8,181万1,000円にしようとするものであります。

内容の説明につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

#### ○財政課長（二階堂清一君）

「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

#### ○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○環境課長（桑園 憲一君）

「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

---

休憩 午前11時50分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する一括質疑は、12月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第34 「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第34「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、久徳スミ子氏が、平成19年3月31日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長の方から説明させますので、よろしく御審議いただきますよう

お願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○町民課長（豎山 修啓君）

「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」、ただいまの提案によりまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第142号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第142号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

議案第142号を採決します。

お諮りします。「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について」は同意することに決定しました。

---

#### △日程第35 「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第35「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

---

#### △散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月11日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後1時15分

平成18年第6回定例会一般質問  
平成18年12月11日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(13) 柏木 幸平	<p>1 豪雨災害について</p> <p>(1) 「激特事業」住民説明会で、被災者からの要望や疑問の声がでたが、町としてはどう対応していくか</p> <p>(2) 被災商工業者の要望等について</p> <p>(3) 河川改修とまちづくりについて</p> <p>2 教育について</p> <p>(1) 「いじめ」「不登校」「自殺」などの本町の現状と指導体制はどうか</p> <p>(2) パソコンや携帯電話の普及により、児童生徒の被害も起きている。携帯電話の所持率や取り扱いについては、どう指導されているか</p> <p>(3) 学校給食の献立と子どもの嗜好について</p> <p>(4) 教職員住宅の老朽化に伴う改修計画は</p>
2	(17) 日高 政勝	<p>1 行財政運営について</p> <p>(1) 平成19年度の予算編成に当たっての町長の基本方針を伺う</p> <p>(2) 財政健全化に向けた取り組みを伺う</p> <p>ア 予算の適正規模について</p> <p>イ 行政改革大綱との一体的取り組みについて</p> <p>ウ 総合振興計画等の具体的見直しについて</p> <p>エ 実質公債費比率適正化計画策定と併せて「財政非常事態宣言」を行う考え方について</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
3	(26) 内之倉成功	<p>1 水害対策について</p> <p>(1) 激特指定を受けて、町民への理解はどこまで進んでいるのか</p> <p>(2) 中小河川、耕地等の災害復旧工事は、いつまでに終わるのか</p> <p>2 振興計画について</p> <p>(1) 財政困難な状況であり、さつま町の振興計画をどのように見直す考えか</p> <p>(2) 財政困難、水害等により合併道路の進捗が遅れるのではないかと</p> <p>3 高齢化社会での農政について</p> <p>(1) 認定農家、担い手の育成、集落営農の推進等について、具体的にどのように進めようとしているのか</p>
4	(25) 川口 憲男	<p>1 定住促進の更なる施策は</p> <p>定住促進の施策については、平成17年度6月議会で町長の見解を質した。その結果と今後の取り組みについて、再度、考えを伺う</p> <p>(1) 「企業誘致、就業確保が第一である。県等との連携を図り努力する」との答弁であったが、その結果は</p> <p>(2) 定住促進には各方面（庁舎内）の総合的整備を図り、ハード・ソフト面から各種事業の積極的展開を図るとの考えであったが、その結果は</p> <p>(3) 以上の2点について、今後の課題、取り組み策の考えについて伺う</p>
5	(11) 楠木園洋一	<p>1 農家民泊特区を申請する考えはないか</p> <p>2 農地及び森林に関する条例を制定する考えはないか</p>

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成18年12月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番 高嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	5番 肥 後 紀 康 議員
6番 木 下 敬 子 議員	7番 米 丸 文 武 議員
8番 麥 田 博 稔 議員	9番 平八重 光 輝 議員
10番 新 改 秀 作 議員	11番 楠木園 洋 一 議員
12番 宮之脇 金次郎 議員	13番 柏 木 幸 平 議員
14番 久 保 道 夫 議員	15番 別 府 静 春 議員
16番 舟 倉 武 則 議員	17番 日 高 政 勝 議員
18番 田 中 伸 一 議員	19番 柳 田 隆 男 議員
20番 山 崎 文 久 議員	21番 岩 元 涼 一 議員
22番 新 改 幸 一 議員	23番 中 尾 正 男 議員
24番 東 哲 雄 議員	25番 川 口 憲 男 議員
26番 内之倉 成 功 議員	27番 木 下 賢 治 議員
28番 濱 田 等 議員	

欠席議員(1名)

4番 新屋敷 浩 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 氣 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 永 田 清 信 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	教委学校教育課長 上 舞 幸 徳 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	学校給食センター所長 上久保 澄 雄 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
建設課長 前 囿 義 広 君	担い手育成支援室長 久保 蘭 純 隆 君
耕地林業課長 脇黒丸 猛 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
定住促進室長 北 原 美 義 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
行政管理室長 日 高 昭 治 君	
財政課長 二階堂 清 一 君	
総務課長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第6回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

4番、新屋敷浩議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

### △日程第1 「一般質問」

### ○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。まず、13番、柏木議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

### ○柏木 幸平議員

おはようございます。豪雨災害より4か月半が過ぎ、あの猛暑から季節も移り変わり、寒さを感じる季節になりました。被災された方々は、これからの寒さへの準備をされておりますが、何もかも新たな購入で出費も多いと言われております。町においても、引き続き災害後の支援に努力されることを願い質問をいたします。

10月25日から30日にかけて、川内川激甚災害対策特別緊急事業の整備内容について、町内4地区において住民説明会が開催されました。

その中で、住民側から激特事業が川内川本線の水から家屋を守ることを基本としているので、今回どの地区でもポンプ場を設置しないで樋門や樋管を整備する計画を示されました。

また、今回の浸水家屋が2,347戸で、激特事業で約1,500戸を救い、残り約850戸は内水被害ということで整備計画の中で中・長期な取り組みをすることと、国と県と町の事業の違いから、内水処理への被災者の不安が出ております。

それと、橋の架け替えや橋の延長により道路の嵩上げに対する不安については、国の工事としては道路の取り付け部分の工事が出てくるが、それ以外道路には関係しないとのこととあります。

また、今回の氾濫した原因の一つに、狭窄部があるので、川幅を広げても虎居地区の椎込の形状をかえないと水位は下がらないとのことと、虎居地区の湾曲部分、水路への考え方等もあります。

ほかに、ダム治水能力の拡大や操作規則の見直し、またダムの改修問題等にも疑問の声が上がっております。

これから始まる激特事業でできることや、今後の河川整備基本方針と河川整備計画の策定で、中期、長期の計画をつくり実施していくことなどがありますが、本町においては、今後の対応をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、被災商工業者からの要望についての質問であります。12月3日、虎居商店街において災害後のボランティアなどでお世話になった方々への感謝の気持ちと、虎居地区商工業者の営業再開、そして元気を取り戻した姿を見ていただこうと、「きばっています 虎居感謝祭」が行われて、久しぶりに賑わった虎居地区でありました。

町長があいさつの中で、「歴史と伝統のある虎居商店街が新しい時代にふさわしい町に生まれかわるよう後押ししたい」と言われたことが、各事業者にも今後の復興とまちづくりに期待を与えたと思っております。

10月18日には、豪雨災害からの復興にかかわる商工業者の要望等を語る会が開催され、意見集約をして経営再建、よいまちづくりについて、関係機関に強くお願いしようということでありました。

会員の意見としては、各店舗のリニューアルオープンは確実に進んでいるが、売上の回復はなかなか困難な状況であり、各店舗の自助努力は基本ではあるが、なかなか自力復旧は不可能である。行政の側面からの支援とアイデア等の提供をお願いしたい。

それに、生命、財産を守ることが基本であるが、本町は、景観行政団体県内第1号となっておりますので、貴重な景観を生かし、商店街とマッチした河川改修をしてほしいということでもあります。それと、河川敷をできるだけ広くして、店舗が道路より下にならないような配慮をしてほしいなどが出たところでもあります。

まだ、商工会としても、具体的なまとめにはなっていないと思いますが、今後は商工会、商工観光課を中心に各被災地区商工業者による意見を収集して、関係機関への働きかけをしなければ、現段階では要望が遅れているような気がしてなりません。

商工業者の早期復興を願うわけですが、町としてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、河川改修とまちづくりについてですが、河川改修とまちづくりについては、9月議会でもお尋ねしたのですが、計画の検討を進めるとのことでした。また、商工会におかれても、商店街の景観や自然環境に配慮した河川改修とまちづくりについての勉強会もなされたところでもあります。

虎居地区においては、激特事業とあわせ国道拡幅、区画整理事業など、まちづくりについても一体的にできないものか強い要望が出されております。虎居地区のまちづくりについては、町長は、国や県へどのような要望をされているのか、またその経過はどうなっているのかお伺いいたします。

次は教育についてです。教育基本法改正の前に子ども達に社会のルールを教えなければならぬ公的立場にある人たちが、やらせ質問、必修科目未履修、あるいは裏金、談合問題など、社会のルール違反や犯罪を起しております。

そのような社会で子ども達は、この現実をどのようにとらえ、どこに基準を合わし判断したらよいのか、また大人をどこまで信用していいのか迷うのではないのでしょうか。子ども達を育てる家庭と教育現場、そして我々周りの大人が教育の原点に戻る必要を本当に感じます。

ところで、全国で子どものいじめを苦しめた痛ましい自殺が後を絶たず、また子ども達が被害者や加害者となる死傷事件も相次ぐなど、深刻な社会問題となっております。

鹿児島県教育委員会の調査でも、いじめの発生件数が、いじめかどうかの疑いを含め、約1,100件に上がったそうですが、いじめ、不登校、自殺など本町の現状と指導体制はどのようにされているのかお伺いいたします。

次は、児童生徒の携帯電話の所持に関するのですが、県教委が7月に行った小・中・高校約19万4,000人の携帯電話のアンケート調査では、小学校の所持率が4.2割、中学生は16割、高校生では86.6割と年々所持率が上がっており、料金等のトラブルや有害サイトへのアクセス、悪質メールなどによるいじめなど、防犯対策などに持たせた携帯電話でもいろいろなトラブルが発生しているようです。

携帯電話の必要性、危険性など、功罪についても保護者が教えなければならないのですが、現在は、携帯電話の機能の知識に関しては、親より子どもの方が上という家庭が多く、学校でも先生方の指導が追いついていない状況もあると聞いております。

携帯電話は、学校の授業に必要でないということで、県内の各学校でも校内の持ち込み禁止、あるいは校内での使用禁止、また校内持ち込みを許可して使用上のマナーを教えるところなどもあるようですが、本町における携帯電話の所持率や取り扱いについては、どのように指導されているのかお伺いいたします。

次に、給食の献立と子どもの嗜好について、最近食に関する記事をよく目にします。一番多いのは、食育とか食農とかで、そのほか地場産物、朝食、夕食、栄養教諭、学校給食、また箸育というもの目にしました。一方では、学校給食費の滞納も全国で問題となっており、保護者の責任とモラルも問われているところでもあります。

宮之城地区では、平成17年度より学校給食が自校方式からセンター方式にかわり、町全体が3施設によるセンター方式になったわけですが、町内のPTAなどで給食の残食が多くなっていると話題になっております。学校給食の献立に栄養はもちろんのことですが、子どもの嗜好についても配慮されているものか、また残食の原因として考えられるのはどういうことなのかお伺いいたします。

次に、教職員住宅の老朽化に伴う改修計画についてですが、教職員住宅の老朽化に伴う改修計画は、旧町の一般質問でも取り上げられ、トイレの水洗化など、部分的改修を年次的に行っていくとの答弁でありました。しかし、聞くところによりますと、いまだに水洗トイレでなかったり、風呂も脱衣所がなかったりで、現在の居住環境でない住宅であるようです。着任した年にそれぞれ要望をされるそうですが、なかなか改修していただけないとのことでした。

現在の教職員住宅の状況と今後の改修計画についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

## ○町長（井上 章三君）

それでは、柏木幸平議員の方から豪雨災害についてまず質問がございましたので、この問題について、現段階での考え方、取り組みの状況などについてお答えしたいと思います。

まず、第1点の激特事業での住民説明会で被災者からの要望や疑問の声が出たが、これに対する対応はどうかということでございます。

再度災害防止を図るために、国が管理する川内川流域が10月4日、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる河川激特として採択されました。事業規模は、全体事業費356億円、おおむね5か年で短期集中的に整備される事業ということで、本町にかかわる部分は、その約6割だというふうに聞いているところでございます。これは、外水氾濫による家屋水害の解消を目的に実施されるとなっております。

これを受けまして、国土交通省川内川河川事務所による住民説明会が、山崎地区、虎居地区、川原地区、それから、柏原・湯田地区の4会場で開催され、各地区より多くの要望や疑問の声が出てまいりました。

かいつまんで申しますと、山崎地区においては、県道の橋梁架け替えに伴う歩道の設置。虎居地区では椎込の分水路計画に伴う自然環境・文化財の保護問題、虎居馬場の内水対策及びまちづくりに関すること。川原地区では、河川改修済みの地区の浸水被害に対する原因の検証及び内水対策。柏原・湯田地区では、輪中堤に伴う内水対策等が要望として出されております。

町といたしましても、今回の住民説明会で出された意見、要望については、国の方とも十分協議調整をして実現を図っていきたいと思っております。

しかし、現地測量等が終了しないと、河川区域、工法等、詳細には見えてこないというのが現

実でございます。予算がつき次第、測量が実施できるように地域の方々に御理解をお願いしているところでございます。

また、ダム操作のあり方が幾つかの地区より出されております。町としても、国に対し洪水期には洪水調節を図る防災ダムとして特化し、貯水位を引き下げて貯水容量を大きくしてほしいなど要望をしております。

現在、国としてもダム改良事業の検討と交渉に入っているとの情報でありますので、今後とも要望をしてみたいと思っております。

次に、被災商工業者の要望等の問題でございます。県北部豪雨災害におきましては、200店舗が被災され、現在までに9割弱の店舗が再開にこぎつけておられます。しかしながら、住民の移転等の環境の変化が見込まれることから、水害以前と同じような状況に回復するには、まだまだ時間を要するものと思われまます。

町としましては、地元からの要望を集約し、県を通じ国に対し幾たびか要望活動を実施してまいりました。その主な点は、一つに、河川改修事業と一体化した国道改良によって、商工業者が安全で安心して事業展開ができるよう新たなまちづくりについて、特段の支援を講じていただきたいこと。二点目に、経営再建に欠かせない機械設備等の設置費用に対しても、新たな助成制度を講じていただきたいこと。三点目には、生活再建支援の対象とならない被災商工業者に対しては、経営再開に欠かせない初期の運転資金について、生活再建にもつなげる経営再建のための経費として、新たに助成制度を講じていただきたいこと、これらのことを要望してまいりました。

しかしながら、国の方からは厳しい財政の状況もあるんだと思いますが、いまだ結論を見出すまでには至っておりません。現在、店舗の復旧等に対する国、県等の助成制度がなかったために、店舗改修等に要した資金などは、借入金に頼っておられるところが大部分であります。

このため、返済が始まるこれからが本当に大変な時期となっていくのではないかと考えられます。

今回の水害を契機として緊急の対策といたしまして、県の方で鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助金制度を創設されました。この制度は、融資額1,500万円まで償還期間5年までに係る利子の一部を助成しようとする制度でございます。これに加えまして、町といたしましても、以前からありました制度を拡充し、一定の条件をクリアすれば利子の残額に対し、40万円を限度としてさらに助成するというようにいたしました。

県の緊急災害対策資金を借り入れた場合であれば、実質的にはこのことによって無利子になるものと考えております。

商工業者の被災への救済の制度というものが、特段の制度というのがないだけに、即効性のある対策というのは、なかなかいまだ見えないわけでございますが、今後とも要望を続けてまいりたいと思っております。

河川改修とまちづくりについてであります。激特事業には内水対策、あるいはまちづくりの予算は、全く想定していないとされる中で、被災地域のまちづくりを河川改修にあわせて実施できないものかと、三役を中心にこれまで何回も協議を行ってきているところであります。

また、川内川河川事務所、県の関係課、町の関係機関におきまして、さつま町まちづくり連絡会を立ち上げ、これまで3回の連絡会を開催し、幾つかの事業の導入パターンを検討しておりますが、多くの問題があり、まだハードルは高いものがございます。

主だったものを申し上げますと、現在はまだ河川改修計画が、測量がまだされておられませんので、計画が定まっていない状況の中で計画区域をどうするかということの見極めが難しいという段階にあること。

それから、浸水地域のほとんどが、過去に土地区画整理事業の実施済みの地域でありますか

ら、もし土地区画整理事業を導入するとすると、さらなる減歩が予想されるということ。

3点目には、町の財政事情がそのような事業導入にどこまで耐えうるかという問題。

それから、4点目には、国や県の事業協力が得られるということが大前提でなければ事業は進まないわけでありましたが、今のところは非常にガードが固いと言いますか、厳しいものがございます。

5点目に、地権者の合意形成はできるだろうか。導入の事業を進めるということを想定したときに、導入事業による補償金の違いなどが出てきた場合に、合意形成ができるだろうかというような問題。また、河川激特事業は5年間と、今年を入れて5年間ということです。まちづくりの事業は計画からその事業の実施には、それは相当のずれと言いますか、それ以降にずれ込んでいくということが必至でありますから、そこらにおいて、事業期間の連携がとれ、そういう形で組み立てていけるものだろうかというようなことなどがございます。

これらのことから、町の財政事情を考慮しながら、中・長期的な視点に立ったまちづくり、防災対策について慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。今後とも、町としてどこまで何ができるのかと慎重に模索をしてみなければいけないと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

#### ○教育長（福満 隆徳君）

教育についてでございます。まず始めに、いじめ、不登校、自殺などの本町の現状と体制はどうかということでございます。文部科学省は、いじめの定義を「自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」というふうに定義づけております。本町の現状としましては、そのような深刻な事案は、これまでにないところでございます。

10月以降、全国的に発生しました中学、高校生の自殺事件等を受け、11月に本町でもこれまでの定義に当たらなくても、いじめに発展する可能性のある事案などについて、小学校、中学校全校に調査をいたしました。その結果、小中学校合わせて26件が報告されました。

その内容の一例としましては、小学校では、悪口を言われると、あるいは意味がなくなるとか。中学校では、故意に物を落とされる、部活動で嫌がらせを受けるなどのことが報告されております。

指導体制についてでございますが、11月に緊急措置として、全小中学校、全学級、道徳や学級活動の時間を設定し、繰り返し指導を重ねております。その中で、いじめの卑劣さを教えたり、生命の尊重や人権を尊重し、擁護する態度についても指導してきております。

今後とも、心の教育の充実や生命の大切さを指導するとともに、定期的なアンケートの実施による実態把握、保護者へのチェックポイント等を配布してのチェック、町教育相談委員やスクールカウンセラーなどの活用、教育委員会にいじめ相談電話を設置しておりますが、そういう相談機能を充実して、児童生徒の悩みを積極的に受けとめるよう努めてまいりたいと思っております。

このような指導体制により、最近、報道にあります自殺の問題につきましても、あわせて防止できるのではないかとそういうふうに思っております。

不登校の現状についてであります。毎月の学校からの報告によりますと、30日を超える長期にわたって不登校傾向にある児童生徒がおりますが、4月からの授業日数のうち半数以上は出席しており、全く登校できないという状況の子ども達は現在のところございません。

教育委員会としまして、学校の指導体制について、一人ひとりの実態に応じて、具体的な支

援計画を作成し指導に努めながら、保護者や関係機関の連携を図り、電話や家庭訪問、あるいは教職員による補充指導、スクールカウンセラーなどを通して、不登校への対応に努めてまいりたいと、そういうふうには思っているところであります。

それから、次に携帯電話についてでございますが、9月に町内全小中学校に調査いたしました。その結果、小学校では約2割の児童が、中学校では約9割の生徒が本人専用の携帯電話を所持しております。また、携帯電話で出会い系サイトにアクセスしたことがある中学生も数人いるようでありまして。

学校では、携帯電話の校内への持ち込みに対する指導として、原則として持ち込み禁止の学校が17校、親の申し出で届出制を通して持ち込みを許可しながら利用制限やマナー指導を行っている学校が2校ほどございますが、現在のところ、携帯電話による被害について教育委員会への報告は受けておりません。

教育委員会としましても、携帯電話が児童生徒にもたらす弊害や児童生徒が非行や犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれる危険性のあることから、校長・教頭研修会、あるいは校外生活指導連絡会などで啓発を重ねているところでありますが、今後ともPTAの会とか関係機関とも連携しながら、問題への適切な対応と指導を努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食の献立と子ども嗜好についてでございます。文部科学省が定めております「学校給食実施基準」に基づいた栄養基準の基本に、各センターの運営委員会で一人1食当たりの単価が決められておりますので、その一定の枠の中で食品構成を考慮しながら、栄養教諭、学校栄養職員が毎月作成しているわけでございます。

献立を作成する中では、子ども達の好みも考慮しておりますが、幼稚園あるいは小学校から中学校までの幅広い年齢層で一つのメニューで対応しておりますので、子ども達が食べたい給食とセンターとして食べさせたい給食という二面性を備えた給食を常に提供することは、現実的に大変困難をきたしている現状でもございます。

しかしながら、時代とともに変化していく子ども達の嗜好に合った安全安心な給食を提供するということは、センターとしての命題でもありますので、これからの課題解決に対し、より近づけていく努力をしてみたいと考えているところでございます。

残食の状況でございますが、当日のメニューにもよりますけれど、宮之城センターにおいては、大規模校において主食、御飯、パンのことでございますが、多く見かけられる傾向にあります。鶴田センターの方では、中学校において主食が多く、薩摩センターにおいては、日により差はありますが、さほどない現状でもございます。

残食の原因については、具体的な調査はいたしておりませんが、主食が多いという現象から考えますと、食べる時間が十分とれているのか、あるいは単品ずつ食べている。今言葉で言いますと「ばっかり食い」と、一つだけずつ食べていくという食べ方が考えられますが、もちろんセンター側としての献立の内容も考えられるところであります。

いずれにいたしましても、子ども達が楽しみにしている給食が提供できるよう内容のさらなる検討を行ってまいりたいと、そういうふうには思います。

最後に、教職員住宅の改修計画についてであります。町内の教職員住宅としましては、83戸所有・管理しております。これらの建設年度を見ますと、昭和50年代以前、つまり築後20数年から30年以上経ったものが、全体の45割の37戸ございます。これらの住宅は、施設そのものや設備も古く、入居者の皆さん方には快適な住宅環境とは言えない状況でございます。教職員住宅の設置のねらいは、先生方が地元で生活し子どもの教育に専念してもらおう傍ら、PTAや地域活動への参加も期待されるところでございます。

また、人事異動に際しての人事の円滑な通勤の利便性を図るなど、福利厚生的な観点からも考慮し、これまで計画的に各校区に設置しているところでございます。

一人でも多くの教職員がその地域に住んで子ども達とのふれあいや地域の推進役になっていただくことで、先生方の地域に果たす役割は大きいものがあると考えます。

このように考えますと、教職員住宅については、可能な限りの施設設備や環境改善を図っていくべきと考えるところでございます。

今後の改修計画につきましては、施設・設備は老朽化し、他の生活に支障が出ている状況を優先しながら改修を進めてまいりたいと、そういうふう考えているところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

先日、議会の災害特別委員会の方でも調査に行ったわけですが、その中で宮崎県の五ヶ瀬川水防対策特定河川事業、事業年度が平成12年から21年ということでありまして、それと五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業では、自分たちの地域を守る事業ということで、各地区で役員体制を早目に立ち上げ、地元の要望体制をつくったとのことでしたが、本町においても、今後の交渉をするために各地区の要望をまとめ、地域としての要望や商工業者の要望、また町としての総合的な要望等、測量が終わる3か月ぐらいの間までに具体的なまとめ作業も必要かと思われませんが、町としては、そのような地元の体制づくりや推進体制にどのように関わって行かれるのか伺いたします。

#### ○町長（井上 章三君）

現在、被災地域には、我が町においてはそれぞれ被災者の協議会ができております。できていない地域も一部にございますが、そういうところがいろんな要望をまとめるという形になっておりますし、また商工会は商工会でそういうような商工業の今後のあり方ということについて、いろいろとまた意見をもっておられる、あるいはまた研修をしたりというようなことをしておられます。そういう方々の要望というものは、随時聞いてる面もありますし、また、まとめてそういう連絡会という形で話し合いをするということも持っているところでございます。

各地域が直接国の方に掛け合っていくという形は、国の方はあんまり望んでおられませんので、やはり町の方でそののところをまとめるような形、そして整理をしながら国の方とまた交渉していくということが、必要になるのではないかと考えておりますので、一応そういう現在できている形を通じながら内容をよく整理し、そして適切なまた交渉を進めていくというふうに進めてまいりたいと思っております。

#### ○柏木 幸平議員

やはり各地域の体制も重要かと思いますので、今後、町としてもやっぱり総合的なまとめをして、各関係機関との打ち合わせ等で要望が通るような体制づくりをつくってほしいと思います。

ほかに、五ヶ瀬川の関係で、国土交通省宮崎県延岡市では、浸水被害を着実に軽減させることを目的に「みずからまもるプロジェクトチーム」を設立しております。これは、「みずからまもる」ということは、川の水から守るちゅうのと自分たちの自ら守るということであるようであります。

その中で、効果的、効率的に激特事業を実施するとともに、地域と連携し災害に強い地域づくりを促進させ、確実に被害軽減を図っていきます。また、事業の進捗状況や事業効果を随時皆さんにお知らせしながら、住民の目に見える事業を展開することですが、本町においても、今後いつ同様やそれ以上の洪水が発生するか予測できない状況でもありますので、激特事業の効果を着実に発揮するために、今後このようなプロジェクトチームをつくり、事業展開をする必要もあると思うんですが、町長としてはどのようにお考えか伺いたします。

## ○町長（井上 章三君）

今回の激特の事業の中で国が想定している予算、その予算内で具体的に内容的に計画している事業内容というのは発表もあったわけでございますが、非常にある面では限定されておると。外水からの被害を防止するというところに専念するんだと。それ以外の問題もたくさんあるわけでございますけれども、内水の問題であったり、あるいはまた堤防の内側の問題であったり、そこに住む住民の立場からは、いろんな課題がまだ発生するわけでございますけれども、その全体を防御するという計画にはなっていないということでもあります。

それだけに、この激特事業で事足りるわけではありませんから、今言われましたように、その間をどうするか、あるいはその後においてもまたどうするかと、そういう問題に関しては自分たちで守る努力というのも必要ですし、今後とも国の中期、長期の計画の中に組み込んでもらいながら、そういうものを整備していくというようなことも重要でありますので、こういう件に関しましては、どういう名前になるか、形になるかはまだわかりませんが、やはり住民の皆さんと一緒にこういう問題は、今後とも検討していかなきやいけない問題だというふうに認識しております。

## ○柏木 幸平議員

時間がないようですのでもうどんどん進みますが、次に商工業者の要望については、先ほど国道改良やいろいろな経営再建の支援、運転資金、利子補助等、これまでに取り組んだとありましたが、今後さらに商工会と連携を持ち、各地区の商工業者の意見を取りまとめ、今後の要望に活かしてほしいと思います。

河川改修とまちづくりについてですが、先ほど町長が6点ほど難しい計画区域の問題とそれぞれ6点ほど言われましたが、難しい問題、それはもう最初からわかっていることでありまして、川内川のこの前の激特の説明会の中ちゅうか、虎居地区の被災者連盟の説明会で、川内川の工事事務所は、河川改修でできる残土処理については、希望があれば残土搬入は激特事業でできると言われましたが、低い土地への活用や今後のまちづくりに町が全額出費をしなくても、残土により土地の整備等ができる場所もあると思います。

町が激特事業での活用方法も町にとってプラスになることはもっとほかにないものか、調査研究をしていただきたいと思います。

また、河川改修等まちづくりについても、いろいろな国、県の事業とのかかわりで町費が軽減できるものは活用していただきたいと考えますが、今後の各事業と町とのかかわりをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

## ○町長（井上 章三君）

今御指摘のありました残土搬入、残土というのが膨大な量が出てくるわけでありまして、そういうものの処理というのはしななきやいけないということでもありますから、そのことの活用ができないかということも含めて、このまちづくりへの可能性というのを真剣に協議をしているところであります。

これが、激特事業の中でやれることというのはもう非常に限定されるものですから、それに県の事業、国道の改良の事業、あるいはその他国の市街地の整備に関するいろいろな事業というのがございますが、そういうものをできる限り導入する、そういうことがどこまでできるものか。

県の方もなかなかそれに対しては、国との連携がとれないとなかなか県独自では県だけではもう難しいということも言われておりますし、またそれに対して町がどこまで頑張れるのかと、財政が厳しいという中でどこまで頑張れるのかということも問われておりますし、そういう点では、非常に厳しい検討が要求されているというふうに思っております。

まだ、もう少し時間もありますので、真剣にそここのところを検討をし、模索をしながら、どこまで何ができるだろうかということでの協議を重ねてみたいというふうに思っているわけでありまして、しかし、そのことに余り集中し過ぎて、町全体の財政が行き詰まってしまうということでは、またならないわけでありまして、そこらの見極めもしながら検討しなきゃいけないという、非常に難しい課題に今直面していると思っておりますが、こここのところは、また関係のスタッフと一緒に真剣に模索をしてみたいと思っておりますのでございます。

#### ○柏木 幸平議員

やはり地元の要望等も強いですので、財政等も考慮しながら、今後またさつま町まちづくり連絡会ですか、ここあたり等でもよく審議していただいて、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、教育についてです。11月の南日本新聞の記事にあったのですが、鹿児島市の東谷山中学校では、いじめ裁判の判決文を教材に、その犯罪性や具体的な対処法を学ぼうという法的な視点からいじめ問題に向き合う授業が1年生に行われたそうですが、いじめが犯罪だということがわかり良かったとか、これまでに受けてきた命の大切さとかを学ぶ授業より、いじめは絶対にしてはいけない行為というのを実感した。また、いじめから脱出方法がわかったなどの感想が出されたそうです。

授業をされた社会科の山元教諭は、10年近くを続けて実感した授業の意義について、判例をたくさん知ること、自分だったらどうするだろうと立ちどまって考えるようになった。また、子ども達にも判例を通じていろいろないじめのケースを想定し、自己的人権と命を守る方法があることに気づいてほしい。そして、いじめられている子が胸を張って声を挙げられるようにしたいと話されたそうです。

このような実践的な授業をすることにより、生徒たちがいじめはいけないということが理解できたら、学校においていじめが起きにくい環境になるような気がいたしますが、このような授業について今後取り入れられる考えはないものか伺います。

#### ○教育長（福満 隆徳君）

ただいま議員からございましたこの判例に基づく授業の展開ということでございますが、有効な教育の中での一つの方法ということで認識しております。

今後、実際にそういう判例をいろいろと集めたり、それから実際に授業をする教師自身の研修というものあたりを十分積みながら、判例に基づく教材研究や、それから指導計画、あるいは実際に授業をどのようにすればいいかということあたりの研修も含めて、進めていかなきゃならないと、そういうふうに思っております。

今後、国や県におきましても、そういう教材としての判例を整備していくという考え方も持っておりますし、実践的な研究が深まっていくことにおいて、本町におきましても、授業にこの判例に基づいた指導というのを取り入れていく、そういう考え方は現在検討しているところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

今後そのような取り組みもまたお願いしたいと思います。

ほかに作家の宗田理（そうだおさむ）さんは、「学校では今いじめをなくせと言っているが、学校はどうやって生きるかを教えるところでもある。いじめをなくせないなら、いじめから身を守り、いじめっ子の中で生きる知恵を教えてやった方がいい。」と言われております。

昔から、学校でのいじめはあったと思うのですが、死に追い詰めるまでのいじめはあまり聞かなかったし、いじめられる子どもにも体力や権力では負けても、心の中では決して負けてはいけ

ないという意味、つまり生きる力を持っていたと思うのです。子ども仲間でも、社会生活の中で生きる力の訓練ができていたような気がします。学校においても、児童生徒に生きる力の授業等もあるかと思いますが、今後さらに生きる力についてどのように指導されていこうと思っておられるのかお伺いいたします。

**○教育長（福満 隆徳君）**

教育の目標と言いましょか、目的と言いますのは、人格の完成を目指すということでございます。各学校の全体計画に基づいた教育活動を展開しているわけですが、豊かな人間性とか、あるいは学力はもちろんでありますし、体力を含めてすべての教育というものになっているわけですが、そういうものを通して生きる力を育てていくということが、今教育の中で実践されているわけではございます。

ですが、今後さらに体験的な学習、あるいは問題解決的な学習、こういうものを重視しながら、各教科、道徳、それからいろいろな体験的な活動、異年齢による体験、それからボランティア、あるいは自然体験、生活体験、あるいは今キャリアウィーク教育の中での職業体験学習、そういうものを重視しながら、人間関係力と言いましょか、そういう人間関係がなかなかうまくとられていかないという現状がございますので、そういうものを視野に入れながら、生き抜く力というものに努めてまいりたいと、そういうふうと考えているところでございます。

**○議長（濱田 等議員）**

柏木議員に申し上げますが、質疑時間があと5分、残り5分となっていますので、時間内に終わるようにひとつお願いします。

**○柏木 幸平議員**

いじめについては、やはりいじめる側、いじめられる側両方それぞれの教育をしていかないと、一方だけではどうしても片手落ちになると思いますので、両方の立場のそういう指導も行ってほしいと思います。

あと携帯電話に関して、携帯電話の販売会社3社では、犯罪の温床とされる出会い系サイトなどにつながらないフィルタリングサービスを無料で実施しているようですが、なかなか保護者に知れ渡っておりません。実際私も知りませんでしたけど、県教委でも市町村の教育委員会を通じ、各学校へフィルタリングサービスのことについて実施をするよう通達をしたと聞きましたが、本町での取り組みと現状はどうかお伺いいたします。

**○教育長（福満 隆徳君）**

御指摘のとおりでございますが、通達をもとにしながら、数字をもとにしながら、先ほど申し上げました校長協会、あるいは校長研修会、教頭研修会、あるいは生活指導連絡協議会、そういうところで学校の先生方にも、あるいはPTAの役員の方にもそういう話をしてまいっているところではありますが、なかなかそのあたりが深刻に受けとめられていないという面がございます。

そのフィルタリングにつきましても、今後いろんな機会を通して啓発を進めながら、学校、それから保護者間の認識を深めてまいりたいと、そういうふうにも思っているところでありまして継続的な指導をしていきたいと、そういうふうにも思っているところでございます。

**○柏木 幸平議員**

最後に、教職員住宅についてですが、災害のこともあり、厳しい財政事情もあることでしょうが、今後家族ずれの先生方が地元から通勤される住宅整備も必要かと思っておりますので、先ほど教育長も言われましたとおり、ぜひやっぱり先生方が地元に残って、子ども達とふれあう時間帯があったら、またそういう生活指導等にも関連してくると思っておりますので、今後の改修計画に期待いたしまして、すべての質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、17番、日高議員の発言を許します。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

私は、行財政運営について幾つかお尋ねいたします。今年の3月議会におきまして、質問の一つに平成18年度の予算編成についてお尋ねし、また先の9月議会におきましても、災害復旧に関連して、今後の財政運営の見通しについて町長の考えを質したところですが、今日、財政状況を取り巻く環境は日々変遷しておりますので、今回はそれらに本町財政が機敏さをもってどのように対応し、健全財政に向けた取り組みをされているのか、そのあたりの状況等についてさらにお尋ねしてまいりたいと思います。

まずは、来年度予算編成の準備に入られる時期にありますので、はじめの第1点は、平成19年度の予算編成に当たっての町長の基本方針を伺いたいということであります。

国においては、7月の骨太の方針の2006に基づいて、去る11月30日、2007年度予算編成基本方針案を政府与党で了承して、同日これを経済財政諮問会議に諮問、そこで基本方針を取りまとめ、首相に答申がなされて、12月1日に閣議決定をしております。

それによると、成長なくして財政再建なしの旗印のもと、イノベーション、技術革新などによる成長と財政再建の両立を目指す姿勢を示し、公共事業関連基金を前年度比3割減、自然増収を安易に歳出に結びつけない。2007年度予算も歳出改革を強化、新規国債発行は2006年度の29兆9,730億円より大幅に減額する。

財務省におきましては、これを受けまして、25、6兆円に押さえ込むという考えのようでございますが、そして地方歳出は、地方公務員人件費や地方単独事業を厳しく抑制、道路特定財源は一般財源化を前提に年内に具体的案を取りまとめると、このようなことを基本方針のポイントにしております。

12月20日に財務省内示、復活折衝を経て、24日に政府案を閣議決定する日程になるようでございます。地方にとりましては、いずれも厳しい状況がうかがえ、これから年末にかけての攻防が予断を許さないといったところでございます。

我が町におきましては、他の市町村同様、三位一体改革の影響を受け、町財政収入の大勢をなす地方交付税が大幅な減収になり、経常収支比率100.4割という構造的に極めて硬直化し、町民の新たな行政需要に対応できない状況、また歳入に対する借金返済額の比率、実質公債費負担比率が20.2割という県内本土町村ではワースト1という厳しい状況の中で、今回の北部豪雨災害が迫りうちをかけることになって、年次的な災害関連の特別財政需要が今後も予測されるとともに、町税収入の減収等を視野に入れるとき、財政運営は今まで経験したことのない厳しい局面を迎えることになるのではないかと危惧をいたしているところでございます。

したがって、国の動向や本町の置かれている現状を踏まえながら、この難局を乗り越えていくには、これまでとは違った行財政運営が求められると考えます。

その裏づけとなる予算編成を目前に控えられまして、既に説明会も終えられたと思いますが、行政運営の最高責任者としてどのような基本方針でもって臨まれ、職員に対してどのように指示、伝達されたのか伺います。

財政当局が事務的に示した方針にとどまらず、町長自身のこのような情勢を踏まえてどのように訴えられたのか、まずその辺を冒頭に伺っておきます。

次に、財政健全化に向けた取り組みについてであります。ただいま申し上げましたように、本町財政は厳しい状況下に置かれまして、財政の健全化を図ることが喫緊の課題であることは共通

の認識となっております。健全化に向けた取り組みについては、戦略的にも戦術的にも幾つかあるかと思いますが、私は4点ほどお伺いいたします。

まず、第1は、予算の適正規模についてであります。本町の歳入構造が4分の3を国、県等の依存財源が占める中で、先ほど申し上げましたとおり、国の予算編成がまだ決まらず、地方財政計画も定かでない段階で、財源の的確な補足を行うことは難しい面もございますが、来年度予算は、どの程度の規模をもって編成に当たられる考えであるのか、最初に聞いておきます。

今年の3月議会で私が平成18年度予算の138億1,300万円のキャッチコピーについてお尋ねいたしましたところ、町長は、「行革元年の予算」だと答弁されました。それからいくと、来年度予算はその2年目に入ります。しかし、今年は予期しない未曾有の災害があって、その復旧復興対策経費を優先するという特別な事情もあり、その経費が41億円近くになって現計予算額というのは184億円に達しようとしております。

したがって、実質的には来年度からならざるを得ないと考えておりますし、後ほど質問いたします公債費負担適正化計画も来年度を初年度にしたい旨の財政課長の説明もなされております。

通常人口規模、行政区域面積、産業構造、国等の依存財源の動向、時の政策等によりまして、一概には決められないところではありますが、町の財政状況に照らし、どの程度が適正な規模であるとお考えであるのか。平成17年8月調整の財政シミュレーションでは、計画最終年である歳出規模の122億円規模ということではございましたけれども、やはりその程度をお考えになつてののかお尋ねをいたします。

第2点は、総合振興計画等の具体的見直しについてであります。町総合振興計画前期5か年の基本計画が本年度から始まり、過疎地域自立促進計画の後期計画も2年次に入っております。

今回の災害発生に伴って、こういった特別財政需要で町の財政に与える影響というもの大きなものと予測しておりますが、それぞれに掲げられております既存の事務事業の先延ばし、中止、こういったことなどの見直しの必要性の有無につきまして、先の9月議会でお尋ねしたところでございますが、町長は必要な部分の見直しを検討してまいりたいと答弁をされました。

来年度当初予算編成を前にして、具体的にどのような事務事業を見直しをされたのか、町長自身いろいろと政策もあるかと思いますが、その辺をどのように調整されたのかお伺いをいたします。

町政の基本方針、あるいはこの重要施策等に関する事項とともに、町の行政運営の総合調整を図る協議の場として、庁議が設置をされております。また、外部的には地域審議会、振興計画審議会なども設置をされております。これらとの協議、審議はどのように図られて、予算編成に臨まれるお考えであるのかお尋ねをいたします。

3点は、行政改革大綱との一体的取り組みについてであります。町財政は、年々厳しさを増しまして、長くて暗いトンネルに入り、先行きが見えない状況にございます。遠くに希望のともし火を一日も早く見られるようにするためには、ここでみんなが一つになって努力する以外に道はないと思います。そのためには、行政改革の断行と、その改革のスピードをもっと上げる必要を感じております。

行政改革については、大綱を定めて推進本部を中心にこれまでも取り組みが進められておるところでございますが、来年度予算の編成を前にしまして、この予算への反映に向けて推進本部では、どのような協議がなされているのか、反映できるものについては、どのような事項があるのかお伺いをいたします。

最後の第4点は、公債費負担適正化計画とあわせ、財政非常事態宣言を行う考え方についてであります。

財政の健全度の指標を示す指数の一つである実質公債費負担比率、すなわち収入に対する借金返済額の割合、これが20.2割ということですが、この指数が上がった原因につきましては、今までも説明がありますとおり、これまで別会計であった水道事業、農業集落排水事業等の公益事業等も、それから合併により引き継ぐことになった一部事務組合の衛生処理組合並びに消防組合分、それに公債費に準ずる債務負担行為分、それぞれが合算されることになったもので、この指数が18割を超える団体は、公債費負担適正化計画策定が義務づけられ、これを前提に起債の許可がされるという新しい制度になっております。

来年度の平成19年度から平成25年までの7年間にかけて18割以内を目指して、特にこの平成19年度から21年度の3か年につきましては、地方債発行抑制の重点期間と定め、発行総額を15億円以内とする方針が掲げられております。

このことは、財政健全化に向けて、先ほど申し上げてまいりました予算の適正規模、総合振興計画等の見直し、行政改革との一体的な取り組みと密接不可分な事項でございます。公債費負担適正化計画作成と時を同じくして財政非常事態宣言を行い、庁舎内外の共通理解のもとに不退転の決意で目標実現に取り組むべきと思いますが、町長の見解をお伺いしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

---

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時50分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

日高政勝議員の方から行財政運営について幾つかの質問をいただきました。通告の順に従って回答をしてみたいと思います。

まず、平成19年度の予算編成に当たっての町長の基本方針を伺うとのことであります。私たちは、国が進めている地方分権型社会の確立や三位一体改革などの改革路線にあわせ、将来にわたって安定した財政運営を可能にする手段の一つとして、合併を選択したわけでございます。

しかし、国の改革は地方にとって想像以上に厳しく、大胆な歳出削減改革や交付税改革を中心とする地方一般財源の削減は、国内の多くの自治体にとって等しく財政を圧迫している状況にあります。

本町の財政指数を見ますと、経常収支比率は合併直後から100ポイントを超えており、硬直化している状態であると認識しております。また、18年度から用いられることになった実質公債費比率も3か年平均で20.2割と県内でも高い位置にあり、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、おおむね7年以内での改善を進める必要が生じたところであります。

こうしたことを踏まえ、今後において持続可能な財政基盤の確立を図るという観点から、そして両指数の改善のために、主に二つのことに留意した編成を考えているところでございます。

まず、一つは何と言いましても、実質公債費比率の改善に留意した編成をしなければならない

という点でございます。今年度策定した公債費負担適正化計画に基づいた地方債発行額の抑制と、これに伴い必要となる普通建設事業の大幅な見直しを進め、今後の災害復興や町のプロジェクト事業などに対応できる財政基盤を築いていく必要があると考えております。

2点目は、行政改革の一層の推進と歳出の削減であります。新型交付税をはじめとする交付税改革や税源移譲の動向が現時点では不透明ではありますが、地方一般財源の動向に明るい情報は感じられないところであります。このことから、さらに行政改革に取り組み、事務事業の見直しなどを進めながら歳出削減に努め、経常収支比率の改善に努めなければならないと考えているところであります。

そういう観点から、19年度予算編成説明会におきまして、私は内部的には財政の非常に厳しい事態を乗り越えていかなきゃいけないという点での話を前提にしながら、しかし災害復興というものを優先したシフトをとらなければならないと、そういう意味での合併時点でのいろいろな協議、計画というものの見直しもある程度やむを得ない面が出てくるのではないかと。災害復興を優先した予算というものに取り組みなきゃいけない、というようなことを前提として話したところでございます。

いずれにしましても、今後における持続可能な財政基盤の確立のために、今後の中・長期的なまちづくりを視野に入れての予算編成を心がけていかなければならないと考えているところでございます。

次に、財政の健全化に向けた取り組みということで、まず予算の適正規模をどう考えるかということであります。

予算規模は、基本的には歳入に見合った規模に留意すべきであると考えておりますが、歳入につきましても、国庫負担金や県支出金を含めた義務的な事務執行経費を含め、国県の動向に左右される要素を含んでいること、また歳出面でも、市町村には独自の財政需要等が存在することなどから、具体的な数値を示すということには慎重にならざるを得ないと感じておりますし、また単純に類似団体や同規模の団体など、他の団体と比較するというのも適当かどうかということもあると感じております。

ただ、今申し上げましたこととはちょっと矛盾するわけでございますが、行政改革大綱の策定など、中・長期的な財政や行政基盤の見通しを立てる際には、全国の類似団体よりも県内の身近な団体として、面積あるいは人口規模で同規模の団体である大口市や合併前の串木野市などの例を挙げて資料を作成した経緯がございます。

一義的に同じ考え方によりまして、平成17年度決算規模を比較しようとした場合に、合併問題の有無という条件の相違がありますが、さつま町の156億8,000万円に対しまして、大口市では97億6,000万円、いちき串木野市で136億3,000万円となっております。

本町は、いちき串木野市と同様に合併直後のため、交付税の特例加算や合併関連の特別の財政需要等がありましたので、若干規模が膨らんでいるのも事実でございます。

しかし、今後の新型交付税の導入や交付税の合併特例加算分の平準化など、一般財源の減少にあわせ、段階的に決算規模も削減せざるを得ないと考えております。

結果的に考えると、町の純粋な財政需要に着目した予算規模ということでいえば、100億円を下回るだろうと感じております。

ただ、この数値が高いのか低いのかという議論にはまだまだ不確定な要素もありますので、慎重にならざるを得ないと考えております。

次に、行政改革大綱との一体的な取り組みということについてであります。行政改革大綱策定の大きな目標に「持続可能な行財政基盤の確立」を掲げており、財政の健全化に向けた取り組

みを重点的に進めることといたしております。

そのために、行財政改革推進プログラム及び実施計画を策定し、職員定数の適正化、効率的な組織機構への再編、各種事務事業等の見直しなど、鋭意取り組みを進めておりますが、今回の予想外の豪雨災害に加え、来年度以降の新型交付税や税源移譲による影響など、財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増す状況にあり、財政改革に向けた一層の取り組みが急務となっていると判断しております。

このようなことから、新型交付税や税源移譲による影響額及び災害復旧事業の全体像なども見極めながら、場合によっては実施計画の年次の見直しを行い、行政改革大綱と一体的に財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

総合振興計画等の具体的な見直しについての御質問であります。本年3月に策定した総合振興計画に基づく施策・事業の展開につきましては、本年度を初年度とする10年間の基本構想と前期5か年の基本計画に基づき、総合的なまちづくりを推進していくこととしております。

しかしながら、今回の豪雨災害により、施策・事業の見直しをせざるを得ないと思うところでありまして、災害の早期復興は最重要課題でありますので、災害復興に係る事業を最優先したいと考えております。

実施計画については、現在、前期5か年計画について、来年度当初予算と歩調を合わせて策定に向けた作業に入る予定でありますので、各分野での個別計画や事業等について、緊急性、重要性等を勘案しながら、慎重かつ柔軟に対応してまいりたいと考えておりますが、国の地方財政に対する緊縮的な厳しい対応によりまして、本町におきましても、財政的な部分では大変厳しい状況にあると思っております。

さらには今回の災害対応によっては、長期的な計画にあっても実施に至っては見直しを行わざるを得ないところも出てくると考えます。

そのほか、社会資本整備に係る部分等についても、事業費枠、起債枠によって調整するようにしておりますので、実施計画を定めたとしても、具体的な実施段階において年次的に調整をしながら、ローリング、もしくは見直しを図ってまいらなければならないかと考えております。

次に、実質公債費比率適正化計画とあわせて「財政非常事態宣言」を行う考えはないかということでもあります。18年度から新たに用いられることになった実質公債費比率が新聞等で報道され、本町の県内における位置を目の当たりにしたところであります。基準以上の数値のため、このたび公債費負担適正化計画を策定し、実現に向けて19年度当初予算編成に向けて具体的な作業に着手いたしております。

今回の財政危機、財政硬直化は本町独自の原因はあるわけではありますが、全体的には、三位一体の改革、税源移譲など地方財政全体に対しての国の考え方が変わってきたことにありまして、全国の県及び市町村に共通するものでもあります。現時点で本町が宣言いたしましても、町民に訴えることはできますが、果たして具体的な解決策が見出されるのかという点では、もう少し時期を見る必要があるのではないかと考えております。

また、私も県の町村会長という役割もありますので、県内の町村の実情も把握し、全体的な視野に立って町村財政が壊滅的打撃を受けている実情を国に訴えておりますし、これからも機会あるごとに声を挙げなければいけないと思っております。

現段階では、公債費負担適正化計画に基づいた公債費削減、普通建設事業の圧縮の努力や行政改革大綱に基づいたその他経常経費等の削減、見直しを進めることに傾注してまいります。

その中で、今後実施される地方税や交付税の改革の動向等を見極めながら、必要であればさ

らに踏み込んだ姿勢として削減の対象となる項目、あるいは削減の期間等も具体的に示し、言われましたような宣言という形をとることにもなろうかと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

#### ○日高 政勝議員

それぞれお答えをいただきましたところでございますが、最初の予算編成に当たっての町長の基本方針、これにつきましては、これまでとは違うという危機管理を強く訴えられたというようなことございまして、予算編成のねらい、これについても、災害復旧を優先するんだというようなところで指示があったようでございます。

やはり、今日のように非常に厳しい時代こそ、ビジョンというのをしっかりと示していくのがトップマネジメントの役割であるというふうに考えております。

それぞれ述べられたことについて、それぞれ課長、局長なり、それからまた庶務の皆さん方をお集めになってのこの示達であったと思いますけれども、町長のその思いというのが、職員一人ひとりに十分伝わっているというふうに認識をされているのか、その辺をちょっと感触をお伺いしたいと思っております。

#### ○町長 (井上 章三君)

18年度、今年にこのような大きな災害が発生したということは、職員をはじめ、全町民が目撃しているわけでありますから、この災害に対する対応をどうするかということが最優先の課題になってきているということは、みんなが認識していることだと思っております。

そのことの影響がどういうふうに出てくるかということは、また今後の具体的な編成の中でいろいろと協議をしなきゃいけないことになるわけでありますが、全体としては、そういうような厳しい認識、また国の動向なども見聞きしているわけでありますから、みんながそのような認識を持ちながら見つめているというふうに思っているところでございます。

#### ○日高 政勝議員

すべてが共通の認識を持っているというようなことございまして。ただ今ありましたとおり、危機意識を組織全体のものにして、限られた財源の中でのございますので、効率性の高い予算編成の作業が今後進められることを期待をいたしております。

次に、財政の健全化に向けた取り組みでございまして、申し上げましたとおり、来年度のこの当初予算だいたいどの程度をお考えの規模になっているのかお示しをいただきたいというふうに思います。

#### ○町長 (井上 章三君)

この問題は、今後この新型交付税がどういうふうになるだろうか、あるいは補正がどのぐらいになってくるだろうか、いろいろとその要素が国の政策がどの程度どういうふうに税源の移譲がどういうふうになってくるだろうかという、そういうことによって、結局歳入がどの程度に見込まれるかということが前提になってまいります。

そういう点で、なかなかまだ判断は難しいところではありますが、そこらの国の予算編成の推移を見極めながら考えなきゃいけないと思っているところであります。ただ、本年度138億円で当初がスタートしましたけれども、130億円台でスタートすることができるだろうか、もっと厳しいところからのスタートにならざるを得ないのではないかというふうに、今慎重に考えているところでございます。

#### ○日高 政勝議員

先ほども申し上げましたとおり、確かにこの依存財源が4分の3を占めておりますし、国の動向というのは、当然としてやっぱり影響はあるわけで、把握というのはかなり難しい面もありま

すけども、今までの経験的にやはり財源の補足というのはいろいろ情勢を分析しながら、把握をおおよそでしていると思います、財政当局の方で。ある程度目標がないと、ただそれぞれ積み上げをして、それに応じて予算規模を決めると、そういうやり方ではなくて、きちっとした目標がある程度持っていないながら、予算の編成に臨むべきではないかと思っておるところですけども。今年が138億円、それでもかなり去年は厳しい中で、この規模にもっていらっしゃったんですが、今の情勢では恐らくさらに厳しくなるのかなと。

町長がおっしゃるとおり、新型交付税がどうなるか、これもちょっと後で触れますけれども、この辺の動向なり、税収がどうなのかという、いわゆる地方財政計画も24日でないと恐らく決められんと思います。ですが、おおよそそのことというのは、もってしかるべきだと思いますけれども、今もおっしゃった130億円、あるいはもっと厳しくなる、厳しくなるということは、これを下回る考えであるのか、その辺はどうなんでしょうか。

**○町長（井上 章三君）**

実際のところ現在思っているのは、120億円台でのスタートになるだろうというふうに思っております。

**○日高 政勝議員**

今、120億円程度の見込みだというようなことでございます。

先ほど、本町の適正な規模としては、いろいろその類団との関係もありますし、いろいろございますが、100億円ぐらいだというようなことでございましたけれども、確かに合併をしない大口市とか、そういうところは100億円を既に切っておりますけれども。

いろんな事情等も考慮をしながら、その財政規模というのが決められるんでしょうけれども、今お答えになりました120億円からスタートをしたときに、だいたい100億円までもっていく方に、その辺の財政シミュレーションというのはどうなんですか。これから立てて進められるのか。昨年の7月、8月ですか、策定をされましてから、恐らく後の公債費負担適正化計画等とあせて、その辺も見直しをされていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

**○町長（井上 章三君）**

そこらのところについて、いろいろと諸情勢を見ながら財政課の方で検討をしておりますので、そこらのところについては、現段階での財政課の考えを答弁させてみたいと思います。

**○財政課長（二階堂清一君）**

確かに人口割からいきますと大口市、それから串木野市なんかと同じような規模を誇ってるわけですが、3町合併ということを考えますと、10年間は交付税が3町分来るということで、財政規模はかなり膨れてと言いますか、膨張していると思います。

ただ、3町時代の義務的経費、それから經常経費を当分は引きずっていますので、こういうことになっていきますが、ただ、平成28年から平成33年までの間に、もう交付税が7億円減るというのは確実なことであります。これがあるから国は合併を進めてきたと思っているわけですが、ですから、この平成28年の前に、この到達前はかなりスリム化した行政システム、そういった適正な予算規模にもっていかないと、もうかなり無理した予算規模ということになるかと思っております。

**○日高 政勝議員**

今、非常に国全体が人口の減少社会に入っておるということでございますし、高齢化社会がまた急速にまた進んでいるというようなことで、これらについては、本町の場合、特にこういう傾向というのは顕著になっているわけですので、それに応じて財政規模というのもだいたい比例した形で、今までの右肩上がりではなくて、そういう将来の収入構造もだいぶ変わってくるようで

すから、その辺は見極めた上で、適正な規模というのを早い機会に軌道に乗せていくという努力をしていただきたいと思います。

次の総合振興計画等の具体的な見直しについては、まだ事業の関係は、具体的に庁議なり、あるいはいろんな審議会の諮問機関等でも論議をされていないというような状況のようでございますが、とにかく予算編成が先行だというような形になっておるようですけども、せっかく過疎計画なり、総合振興計画も実施計画の策定、実施計画をつくれる段階になっておりますが、作業中だと思いますけれども、やはり計画行政と言われている時代でありますから、その辺の調整というのは、うまく財政の方とも連携をしながら進めていくべきではないかと思っております。

せっかく皆さん方、計画をつくられて、町民の皆さんもですが、我々も論議をして議決をしているわけです。その計画行政が叫ばれている中ですので、企画においてもその辺の予算等も踏まえ、いわゆる先行した形で十分に論議をすべきではないかと思っております。先ほど申し上げましたとおり、こういう政策的なあるいは重要な施策については、論議をする場というのが庁議というのがあるわけですし、そういう形での機会というのを十分とらえてやっていただきたいと思います。

これから、そういった予算をとにかくつくって、振興計画審議会なり、あるいは地域審議会に諮られるということですが、もう事後の一つの承認という形になるようですから、余りタイミングを外さんように、その辺はうまく調整をして進めていただきたいと思います。

それから、行政改革との一体的な取り組みについてでございます。先ほどから町長も申されておりますとおり、とにかく行政改革を早く進めたいというような心意気もあるようですので、とにかくそういう取り組みをやっていただきたいと思います。

それと、振興計画については、事業の必要性とか、あるいは事業効果、緊急性、重要性、こういったものを配慮しながら、調整能力を十分発揮をするということが、この財政運営についても非常にスムーズにいくんじゃないかと思っております。総花的でないということが言われておりますので、こういう財政の逼迫の時代においては特に必要かと思いますが、メリハリのあるようなものにしていくべきではないかと思っておりますけれども、全体が縮小した中でも、メリハリをつけていくと。

町長自身もいろんな政策があるわけですから、そしてまたプロジェクトでつくられた重点プロジェクトも定めているわけですから、その辺の取り扱いというのはどのような形で論議をされていくのか。全く財政当局にお任せなのか。その辺はどんなもんですか。

#### ○町長（井上 章三君）

財政の前提としての国の変動と言いますか、国の計画の変動というのがあるわけでありまして、そういうものに対応しながらと言いますか、そういうものを注目しながら、今後のこの計画の執行という点においては、絶えず計画の調整会議と、その企画の調整会議というのをもちながら、いろんな問題に対して検討をしております。

これは、もちろん財政当局も入るわけでありまして、関係する課が集まりながら、それを総合的に検討していくという形を持っておりますので、そういう中で全体的な調整は図りつつあると、調整は図りつつあるというふうに思っているところです。

#### ○日高 政勝議員

予算というのは、従来から市町村長の考え方というのが正直に反映をされたものであって、その市町村の行政の設計書とも言われておるところでございます。予算が行政のバロメーターだという認識のもとに行財政運営というのが今後スムーズに進められていきますように、期待をいたしているところでございます。

そして、今、地域間格差の問題というのが論議をされておるわけですが、安倍総理が再チャレンジ型社会ということでの、そういった構築に向けての政策の一つとして、今度の所信表明の演説の中に、地場産品の発掘やブランド化、少子化対策への取り組みなど、独自のプロジェクトをみずから考えて前向きに取り組む自治体に、地方交付税の支援措置を新たに講ずるといふ、頑張る地方応援プロジェクトをこの新型交付税の中に設けていくことを表明しております。

現行制度でも、自治体の歳出削減努力とか、あるいは税の徴収率を上げた場合には、配分を増やすという枠というのが約1,000億円あるということですが、改革によりますと、来年度の交付税の1割程度の約2兆円、それから3年後におきましては交付税総額の3分の1に当たる5兆円を、頑張る地方応援プロジェクトの中に盛り込むということになっておるようです。

例えば、具体例としましては、少子化対策で出生率が上がったと、向上した。そして、女性の自立支援の就業率が改善した。不要になった学校施設を高齢者福祉施設に転用、活用したと。

また、今言われております団塊世代の退職後の定住を促進した。そのほかの地域のいろんな活性化に取り組んだところが、非常に成功したと。

こういったことについては、総務省も頑張る地方応援室というのを設置をしまして、年内にその支援策を決めるということになっておるようでございますが、このようなことから、企画のさらなる政策能力というのを向上していただきたいと、それと企画と財政がうまく連携をするシステムというのが、今後は必要ではないかと思っているところでございます。

そういうことで、この辺の取り組みというのは交付税にも影響するというものですから、このシステム構築について町長はどのようにお考えか、お答えいただきたいと思っております。

#### ○町長（井上 章三君）

システムの構築をどう考えているかと聞かれたわけでありましてけれども、システムをどうということまではまだ考えておりませんが、今言われましたように安倍総理は、この地域間格差の解消ということで、頑張る地方を応援するんだというふうに言われております。しかし、このことが本当に地方の格差の解消、地方の応援に本当になるんだらうかという疑問の声も、一方ではあります。

頑張っても成功したところはいいいんだけれども、頑張っても成功しなかったところは、じゃあ見捨てられるかと、応援がないのかという、そういうことにもなるわけでありまして、また人口や面積でこの新型交付税をとということではありますが、鹿児島県のような離島とか非常に過疎的な地域、条件の不利な地域をたくさん持っている県においては、この人口、面積という単純な判断の中で、それでおさまるのかということについては非常に疑問もございまして、そういう点で鹿児島県の地方6団体として、それに対するさらなる配慮と言いますか、それを求めるような緊急の提案を上げたりもしたわけでありましてけれども。

しかし、それはそれとして、そういうような国の施策というものを最大限に活用するということでの取り組みはしてみなきゃいけないということでありまして、このことについては、先ほども申しましたように、いろんな担当を横断的に調整をしながら考えていくと。これは、企画、財政を含めながら、また担当する課を含めて、一緒にこれは検討しながら対応を図っていくというふうにしておりますので、一応、現在取り組んでいるそういう企画調整会議というのは、そういうようなシステムにもなるのではないかと思っているところでございます。

#### ○日高 政勝議員

組織的という意味ではなくて、一つの事務の流れとして、そういう連携をとるような体制をという意味でございますので。とにかく、知恵を出して頑張るところには、これからは交付税が変わってくるんだというような考え方に立っておるようでございます。

これまで地方交付税というのがナショナルミニマムの、そういう基本的な、どこにおっても等しく交付税をやりますよという考え方から若干変わってきておるようですから、とにかく地方分権の時代と言われている中で、お互いに知恵を出すところは出し合って財源を確保するというのも必要ではないかと思っておりますので、今回そういったことについては御努力をいただきたいと思っております。

それから、総合振興計画等の実効性を確保するため、先ほどから出ております実施計画を策定されるわけではありますが、今後、見直しをされるに当たって、町民の皆さん方にも密接な事務事業というのがあるかと思っておりますので、その辺の中で中止なり、あるいはこの計画期間中にどうしても次の時代にローリングをせないかんというようなものも出てくるかと思っておりますので、そういう事態があった場合は、十分町民に対してのアカウンタビリティ、いわゆる説明責任というのをきっちりやるべきではないかと思っておりますので、その辺の啓発についてはどのようにお考えであるかお尋ねします。

**○町長（井上 章三君）**

御指摘のことは当然でありまして、こういう前提がいろいろと変化するという状況の中にあっては、見直しもやむを得ないところは多々出てくるだろうと思っておりますが、それに対しては、この計画を決めた経緯というのがございますから、そういう審議会であったり、あるいはまた議会であったり、住民の関係するところには、変更に際しては理解が得られるような努力はしなきゃいけないと思っております。

**○日高 政勝議員**

行革との関係でございますけれども、今まで大綱に基づいて集中改革プランというのができておりまして、それまでの取り組みというのが、どのような成果が出てきたのか、今までの取り組みの中での達成率というんですか、その辺が目標に対してどういう結果になっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

**○町長（井上 章三君）**

そういう評価も含めて、この対策をする部署として行政管理室というのを設けてございますので、管理室の方から現段階におけるそこらの評価と言いますか、それを答弁させてみたいと思っております。

**○行政管理室長（日高 昭治君）**

行政改革大綱に基づきます実績ということでございますが、去る11月の28日の日に推進本部会議を開きまして、18年度の実施計画に基づきます上半期の実績、状況等について報告をいたしております。

その中で、内部評価あるいは外部評価という2段階評価の中での実績ということで報告をいたしておりますが、特にB評価、計画数値に達していないもの、あるいは取り組み方が不十分であったものというようなものについては、去る12月1日の19年度予算編成方針の説明の中でも、今後の対応について、引き続き推進をしていくようにということでお願いもいたしてきております。

実績につきましては、17年度の10月に大綱ができてからの実績という形になるわけですが、特に18年度の当初予算編成に向けた経費節減、予算規模の縮小、あるいは本庁方式への移行に向けた18年度の組織の再編という形の中で、今日まで取り組みを続けてきておりまして、さらに定員適正化計画に基づく職員の定数削減の問題とか、組織につきましても支所機能のあり方とか、そういうものも今後は引き続きまた研究・検討、推進を図っていきたいというふうに思っております。

## ○日高 政勝議員

達成率がまだ十分でないという事項等については、今後集中的にまた御努力をいただきたいと思っていますところでは。

時間もありませんのであれですが、公債費負担適正化計画と財政非常事態宣言の関係でございますけれども、先ほど対外的にこういう宣言があるとちょっとどうかなあとということで、時期尚早だというようなお答えでございますけれども、そういう意味じゃないかと思いますが。

私は、タイミングを失すると、もう後からしても。やはり内外ともに同じ気持ちになって、この問題というのは乗り越えていかないと、私はちょっと時期を失するといかがなものかなあという感じをしております。やっぱりタイムリーな宣言というのは大事じゃないかと思っておりますけれども。

ただ、この問題はもう余り強くは申しませんが、とにかく、そういう意識のもとに何とかこの危機を乗り越えていただきたいと思っていますところでは。

ところで、総務省の方では、財政危機に陥った自治体に適応する新たな再建法制というのが、いわゆる再生型の破綻法制というのを3年以内に導入することを今目指して検討が進められておるようでございます。

そして同時に、都道府県と人口3万人以上の市町村については、民間並みの財務指標をですね、バランスシートと貸借対照表、損益計算書に相当する行政コスト計算書、それからキャッシュフローを把握するための資金収支計画書、後年度の負担が把握しやすい純資産変動計算書、この4表の作成を求めるということになっておりますけれども。

やはり両者についても、もう地方公社とか第三セクターのところまで含んだ、町の財政に関係をするすべての会計について、連結ベースでこの財政指標を作成するんだと。その中で財政状態が、どうであるのかというのを判断をするようでございますが。

人口的には、このさつま町は3万人に達しておりませんので、この必要性はないかもしれませんけれども、やはり今こういう状態ですから、今度のこの公債費負担適正化計画とあわせて、この4表についても内部でもいいですから、策定に努めて分析をして、どこに問題があるのかという点はしっかり把握をされておるんでしょうけれども、やはり今後の適正化計画にあわせて努力をしていくことについては、非常に大事なことじゃないかと思っておりますけれども、その辺の策定の考え方についてはいかがなものでしょうか。町長のお考えを聞いておきたいと思っております。

## ○町長（井上 章三君）

この財政問題で、夕張市の姿というのが非常にショックを与えている面がございます。破綻法というのをまた新たにつくるという動きがあるという中で、市町村の財政運営というのは、非常に厳しい運営、そして破綻に陥らない運営というのを厳しく指摘をされているわけでございます。

そういう点におきまして、そういうところを判断する指標としての今言われたような分析というのが言われているわけでありまして、本町といたしましてもそういう観点からの分析、検討というのは進める方向でいくべきではないかというふうに思っておりますし、今後の検討の中に入っていると理解していただければいいと思います。

## ○議長（濱田 等議員）

申し上げますが、ちょうどもう2分を、ちょうど、もうちょっとですから、時間内に終わるようお願いします。日高議員。

## ○日高 政勝議員

今、町長の方からもございましたとおり、北海道の夕張市の問題というのが、非常に大きなニュースにもなっておりますし、もう我がこととして受けとめていかなければならないことだと思っております。そういう事態にならないように、しっかりと今の段階で取り組んでいただきたい

と思うところでございます。

これからが行財政運営の正念場だという感じを受けておりますので、議会も今現在、行革の特別委員会をつくって、議会内部での問題についても真剣に論議を深めているところでございます。

この難局を一緒に乗り切るため、今後も努力をお互いにしなければならないと思っておりますので、町長のさらなるリーダーシップを発揮されることを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉議員の発言を許します。内之倉議員。

〔内之倉成功議員登壇〕

#### ○内之倉成功議員

私は、質問の前に、町民の皆様に対してお見舞い申し上げたいと思います。また、ボランティアの協力をいただき、土建業者、町内外の皆様との協力で町が整備されたことに対して、厚くお礼申し上げます。また、災害後は、町長はじめ職員の皆様が昼夜問わず、土日にも返上し努力されてきたことに対して感謝申し上げます。

先に通告した3項目につきまして、町長、担当課の考えを伺いたいと思います。

まず、1点目の水害対策についてであります。激甚災害を受けられた地域、特に虎居、川原、山崎、二渡、湯田、柏原、神子など、浸水被害を受けた原因は、ダムの急激な放水が原因だと多くの町民は思っております。

それに対しダム事務所は、「適正に管理された」という回答でありました。その上、町長自ら「ダムは正常に管理されていた」という発言があり、多くの町民が反発したのも事実であります。

確かに今回の雨量は、5日間で1,200ミリ、昭和47年の水害よりも被害がひどかったことは、町民だれもが否定しないことでもあります。しかし、47年当時は、町長はじめ議会、町民が一体になって、ダムの放水だと詰め寄ったのも事実であります。被害者が地方裁まで争ったこともあります。その後、湯田温泉町、川原の堤防ができて、町の復興がなされました。

今回の災害復旧は、川内川の6.2キロメートルの家屋浸水被害を解消することが目的であるということで、356億円が採択されているわけですが、本町分は幾らの額になるか伺いたいと思います。

しかし、双方の水かけ論でなく、国、県、町が一体になって激特事業を5年間で完成させるようにするには、町長の指揮で、町民、地権者の説得が最大要因と思うのであります。町長の考えを伺いたいと思います。また、測量設計を推進するのが町行政の最大の仕事と思うものであります。その点についても同様をお願いしたいと思います。

2点目は、激甚災害による中小河川、耕地災害の復旧工事は、いつまでに終わるのか伺いたいと思います。

2番目に振興計画についてであります。合併して新しい振興計画ができていますわけですが、今回の水害関係で見直しされるのか伺いたいと思います。

また、これに伴い主要町道の整備が遅れるのではないかと、またいろいろな町の振興計画のそのものが見直されるのではないかと町民は心配しているわけですが、そこいらについてをお聞かせ願いたいと思います。

3点目に高齢化社会での農政について、国の方針では認定農家、担い手、集落営農を基本として進めようとしているが、本町の対応として高齢化で後継者もない山間部はどのようにされるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

[内之倉成功議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

内之倉議員から大きく3つに分けての質問をいただきました。

まず、1点目の水害対策についてでございます。

河川激特事業が決まり、4地区で住民説明会を実施してまいりました。各地域から多くの意見、要望が出されており、河川激特事業の概要につきましては、説明会に参加された方々は、おおむね理解されていると思います。ただ、現地測量がまだなされておりませんので、工事の内容については、理解しにくい方も多いのではないかと考えております。

それだけに今後は、現地測量を早急に実施していただき、地元の要望も視野に入れながら、国交省川内川河川事務所と十分協議を行ってまいりたいと考えております。

この激特指定を受けるという質問の中で、ダム之急激な放水が今回の被害の原因ではないかと、それに対して町民の理解はどこまで進んでいるのかということが指摘されましたので、その件について私の考えを申し上げたいと思いますが、今回の水害は、基本的に予想をはるかに超える今までの国の計画で言えば100年に1度の洪水を想定していたという中で、200年になるのか300年になるのか、それに1回ぐらいの、予想をはるかに超える大水害、豪雨であったということでもあります。

そのような洪水の中で、ダムによる洪水の調節、そしてまた急激な放水というのが行われたわけでありますが、これをダムの管理所の方からもデータを示しながら説明がなされました。その説明の内容については、まだ十分理解されていない面があるというふうに思っております。

ただ、これを冷静に分析をしましたときに、ダムがなかった場合にじゃあどうなただろうかということについての私なりの判断、認識でありますけれども、ダムがなかったとした場合には、もっと早く、もっと大きな洪水が起こっていたというデータが、データの的に出ているわけがあります。

そういう点で、ダムの洪水調節というのは十分ではなかったけれども、その洪水調節能力をはるかに超えるような豪雨であったために、最終的に調節が十分しきれないという状況があったけれども、しかしダムがあったためにこの段階で済んだというのが、私は率直なところだろうというふうに認識をしております。このことは、データに基づいて冷静にしっかりと分析をすると、そういう結論が出てくるだろうというふうに思っております。

また、そのことについては、ダムの放流と、それから支流からの流入と、それによって大変な被害を受けた方々にとっては、ダムの放水によってこうなってしまったというふうに思われやすい点がありますけれども。

しかし、このところは、よくその内容を分析してみた場合に、それはダムがなかったらもっと端的に言うと、この洪水は4時間早く起こっていたと言われておりますし、そしてまた、その水位においても、さらに1.3メートル上がっていただろうと。

そうしたときにどのぐらいの被害になったかということをおもったときに、ダムがあったことによって、まだこれで済んだという認識というのも、私は理解がなされていかないといけないのではないか、あるいはまた下流の川内市においては、まさにダムの調節によって今回は被害が軽減されたというふうな認識をされているという面もございます。このところは、時間をかけて、冷静な分析をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、激特の予算に対する本町分はどのぐらいなのかということに関しましては、

356億円の約6割と言われておりますから、まあ200億円前後になるのではないかと考えているところであります。

次に、中小河川、耕地等の災害復旧スケジュールであります。公共土木災害につきましては、県管理河川が94件、町の管理河川が95件ということになっておりまして、現在随時、工事発注をしているところであります。約70％程度が年度内に完成をする見込みであり、残りにつきましては、来年の梅雨前までに完成する計画であります。

また、町の公共土木の全体ということですが、道路で161件、河川が95件、橋梁が1件、計257件ということになっております。

農地・農業用施設災害復旧であります。県及び建設課の職員の応援、協力をいただきながら事務事業に取り組んでいるところであります。現在まで811件、さらにこれが全体としては1,010件になる見込みであります。このような査定を受け、そのうち応急工事を含め今月までに378件の工事を発注することにしております。

今週いっぱい査定が終わりますので、随時工事発注をし年度内完成を目指しますが、箇所数が多く、今後発注するとなりますと工期もとれず、また業者の数も限られていることから、一部来年度へ繰り越す予定であります。工事につきましては、田植え前までには完成する予定にしております。

また、林道災害につきましては、29件すべて査定が終了し、現在まで14件の工事発注をしており、今後も随時発注する計画であります。北薩2号線及び平江線につきましては、被災規模が甚大でありましたので、工期的にも間に合わないことから、一部来年度に繰り越す予定であります。

振興計画につきましては、年次的に見直しを図ることを基本としながら、具体的には日高議員の質問に答弁申し上げたとおりであります。前期5か年の実施計画については、今回、来年度当初予算と歩調を合わせて策定作業に入る予定であります。

事業実施に当たっては、緊急性、重要性等を勘案しながら、慎重かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

中でも、今回の災害対応等は、最優先課題と考えておりますが、財政的には厳しさを増すと思っておりますので、長期的な計画にあっても実施に至っては見直しを行いながら、事業費枠、起債枠で年次的な調整を図りながら見直しを図ってまいりたいと考えております。

振興計画の中で、財政難、水害等により合併道路の進捗が遅れるのではないかと考えております。合併特例道路整備事業については、現在7路線を整備中、これは用地買収も含んでおります。整備中であり、本庁が2路線、鶴田総合支所が2路線、薩摩総合支所が3路線が整備中で、平成19年度、2路線が完成の見込みであります。

同事業は、旧町間を結ぶ重要な路線であります。合併当初とは異なり、財政及び今回の水害等を考慮しますと、御指摘のとおり進捗にも影響が出てくるものと思われま。

次に、高齢化社会での農政についてであります。昨年の農業センサスの結果では、本町の農業就業人口の高齢化率は約7割と、非常に高い比率になってきており、今後の農業・集落の維持が危惧される状況にあります。このため、担い手支援室を中心に本町の農業を担う担い手としての認定農業者と集落営農の育成に努めているところであります。

まず、認定農業者は、年齢、性別等には関係なく高齢者の方であっても農業経営を営まれ、5年後の農業経営改善計画を作成できれば認定の対象となっております。

次に、集落営農については、地域の将来に向けて認定農業者や専業農家だけでなく高齢農家や兼業農家など地域の方々の合意に基づき、それぞれの役割分担を明確にして効率的かつ持続的な

営農体制を築くことであることから、高齢化社会においては特に必要性が高い取り組みであると  
考えております。

現在、引き続き国県の補助事業を活用して、地域での合意形成への支援活動を展開している  
ところであり、将来の地域営農ビジョンの策定に着手した地区も出てきております。また、本町の  
集落営農に向けた取り組みを行っている組織では、水田裏作の露地野菜の作付けや高齢者向けの  
露地野菜の推進等にも取り組みがなされてきており、集落営農による農業生産の向上も期待され  
るところであります。

今後とも、各般の施策等を活用しながら、地域農業の担い手を確保、育成するための支援を展  
開してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。内之倉議員。

○内之倉成功議員

先ほどの町長の回答の中で、このダムが正常に管理されたという問題ですが、これは私は、現  
在のダムの管理上で正規に行われたということじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（濱田 等議員）

そいじゃあ、町長、そのさっきの関連について答弁をください。町長。

○町長（井上 章三君）

今回の洪水に対するダムの操作というのは、規定が決まっているわけですが、その規定を踏ま  
えて、最大限の努力をしたというふうに言われておりますけれども、私も今回の操作規定に基づ  
く努力という点では、まさに最大限の努力をしていただいたんではないかと。

丸4昼夜ぐらい、それこそもう不眠不休の努力をして、少しでも洪水調節をやりきろうという  
努力をされたということを聞いているわけですが、私が精いっぱい努力をされたと受けとめて  
いる最大の問題は、この流入量を上回る放流というのは1度もしてないと。それ以上の流入があ  
ったけれども、それを上回る放流は1度もしないで、洪水調節のその前提を踏まえて頑張ってい  
ただいたということに対して、私は精いっぱい努力をしていただいたんだなあというふうに認  
識しているわけであります。

○内之倉成功議員

そうだとすれば、今回の今、町長の話からいくと、そのダムは適正に管理されたと言うけれど  
も、今回のダムに対するすごい予算がついてるわけですが、ダム管理事務所としては、今回、二  
度とああいう災害が出ないようにやるという約束事になるか、予算がついているわけですが。

だとすれば、町長の発言と管理事務所の最初の水害があったときの話とは、どうも私が考え  
ると、なぜじゃったら、正常であったんだったならば、なぜこんなあれだけのまた予算をかけて  
やるのかというと、どうもそこいらが町民は納得できない部分が出てくるんじゃないかと思うん  
ですが。

1,200ミリという水を受けとめて、ああいう災害が出たわけですから、もしダムがもっと水を落としてですね。そういう管理規則がなかったから、今までの管理規則どおりやったということだと思うんですけども。しかし、今回はこういう状況で、すべての地域が水没という形があったわけですから、今回のダムが改修しようというのは、どういう位置づけをすればいいのか、ちょっとそこをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

これは、私も当時その管理者ではありませんから、聞いている話の中で言うわけですが、結局、今回の洪水は、ダムが想定している洪水をはるかに上回る豪雨の量であったということで、この日本でも、それこそ最大の調節能力を持っているという鶴田ダムをしても、これを調節しきれなかったということであったために、今後こういうような豪雨災害が、ここまでのものがあるかどうかわかりませんが、とにかく今までの想定を超えるものが来た場合に、もっと調節できる努力をするという前提で、ダムの再開発ということは今検討しておられると。

まだ、予算はついたというふうに確定はしていませんが、そういうことで我々の要望に対して国は前向きに将来を見越しながら、もっと調節能力の高いダムにしようというふうに努力をしていただきつつあるというふうに認識しております。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員に申し上げますが、町長にもですけれども、通告に従って質問をしてください。そしてまた、通告に従って、質問に対して答弁もしていただきますので、そういうことでひとつお願いします。内之倉議員。

○内之倉成功議員

通告と言われればもうそれまでですけれども、私としては関連という形で申し上げているわけであって、それがもう通告以外はダメだと言われれば、もう質問はできないわけですから、それはそれとして認めます。

ただ、今後のこの水害に対して、住民がいかに大変だったかちゅうのは、みんな御存じだと思います。そういう中で、本来のこの災害復旧の激特の場合、とにかく町民もですけれども、やっぱり町長が指揮をとるということが私はどうしても必要じゃないかと。これは、職員を使うことだと思うんですが。

そういう形で、まず測量をやらないとダメだというのが大きなネックだと思うんですけども、測量もまだいまだにやるというのは国としては決まっていなくて、やっぱり地域住民が本当に線を引いてもらいたい。どこまで早く線を引いてもらいたいと考えているのは、町民がすべて考えると思うんですけども。

あるいはやるにしても、どうしても測量しなければ先に進まないというのがあるんですが、今年の3月なり4月までには終わらせようという計画なようですけれども、やっぱり町民が理解させるような方法というのをですね、やはり町には責任はないといえばそれまでですけれども、住民に話していくというのは、どうしても必要じゃないかと思うんですが、そこいらは町長としてはどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

住民に正確な説明をするために測量が必要であると。現地測量を早くして、そして実際の正確な実情を踏まえて、住民と最終的になって言いますか、計画の調整をしようということから、測量をもう既に今年度の予算はついたということで、もう測量にできるだけ早く入れるところから入るといふように言われておりますから、早く測量をしていただくということは、もうそれこそ大前提として必要なことだと思っております。

### ○内之倉成功議員

それぞれ努力されているというのは理解できますので。

2点目の激甚災害による中小河川、それから耕地災害の復旧工事についても、7割方終了しつつあるということなのですが、例えば河川敷の中に井堰がたくさんあるんですけども、そこいらの関係なんかは、まだ今のところ私も5、6か所要望があつたわけですけども、まだ全く手をつけられていないんですが、6月になればもう田植えという時期が出てくるんですけども、そこら辺の中小河川の井堰、頭首工の関係なんかについてはどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。担当課長で結構です。

### ○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

農地災害につきましては、すべて今週いっぱい災害の査定を受けまして、それに向けまして随時工事の発注も行っているところでございます。頭首工につきましては、農業の施設ということで、地元からの申請があつたかちょっとわかりませんが、現場がちょっとどこかわかりませんが、もう頭首工につきましては全部査定の方は受けております。

それで、まだ工事の方は発注しておりません。1月になりましたら工事発注いたしまして、田植え前までには済ませていきたいということで、できましたら3月いっぱい済ませようということで考えているんですが、農地等及びそういう施設、用水路、排水につきましては、3月いっぱい済ませていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

### ○内之倉成功議員

今、課長の方から、そういうことで頭首工についてもやるということで、3月いっぱいですか。それは延びることはないですね。いや、私は、なぜそう申しますか、これは財政上厳しい中で、町単事業なり、またはそういう国からの補助金でやっていくと思うんですけども、私が申し入れた一つの災害地域については、まだ全く測量もしていないという地域があるものですから、お聞きしたんですけども、そういうことであれば本当幸いかと思います。

耕地については、もう全く同じ、先ほど町長の回答でありましたとおり、来年4月までには終わるということだったんですが、間違いはないですね。3月、全部が査定が終わって、いつぐらいまでかかるのかお聞かせ願いたいと思います。

### ○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

農地・農業用施設につきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたように、箇所数もだいぶ多いようでございます。今現在まで、先週まで、また同じ答弁になると思いますが、811件査定を受けまして、そのうち370件ぐらい工事の方は発注しております。

それで、1月になりますと当然繰り越しの関係もございまして、年度内に完成するものと、それからまた4月以降になる部分もあります。それで、今後、査定が終わりましたら、県とまた再度協議をしながら、3割ぐらい翌年へ繰り越しをしていきたいということで考えています。

しかし、やっぱり田んぼ、畑の場合は、田植え前までにはしなければいけないので、それまでには田植えということになりますと6月の中旬ごろだと思っておりますが、それまでには完成をしていきたいと、完了していきたいということで考えているところでございます。

### ○内之倉成功議員

災害関係については、今課長からもお聞きしましたので、町民にそういう形で移していきたいと思っております。

それから、町長の話にもあつたとおり、主要町道、合併道路というような形で取り組みをされている道路の関係ですが、これについてもそういう災害とは関係なく整備していくことに

は間違いございませんか。

#### ○町長（井上 章三君）

先ほども申し上げましたが、この合併特例道路の整備事業は、旧町間を結ぶ重要な道路でありますので今努力をしておりますが、財政の関係、あるいはまた水害の関係を考慮しますと、幾らか進捗に影響が出てくると思っているところです。

#### ○内之倉成功議員

断片的に私も申し上げて、私の理解できなかつたこともあると思うんですけども、今までの問題については、そういう形で進めていただくということで町民にも移していきたいと思えます。

それから、3点目の高齢化社会での農政についてなんですが、最近、国の法律では認定農家とか、それから集落営農という方式で取り組みを役場でもされているわけですが、とにかく小さな農家、年寄り、そういう人たちの対応というのが見えにくいんですが。

今までは若い元気な者の、そういう一つの集落営農という形が取り組みをされようとしてるわけですけども。これは私の地域に限らず、どこでも平均年齢がもう60を超すという状況で、今農業を続けていらっしゃるのが実情だと思うんですが。

そういう中で、集落営農と認定農家という、そういう二つの後継者育成も含めてですけども、そういう方向で今後の農村の農業を推進していくというわけですけども。

今の時勢の中で米についても、もう大暴落と言うかモチでは120円、ウルチでは140円、粳1キロ当たり120円、140円という状況が出てきているわけですが、この集落営農をやっというものをクリアできるかという、ここにいろいろ資料ももらっているわけですけども、私も含めてやはり集落の人たちは、これをやったら本当に農業をやっているのかと、まだ不安な面が多いわけです。

そういう意味で、今後どういう指針と言うのか、地域によって違うと思うんですけども、作物のいろんな問題も含めて、この作った場合に集落でやれば、また認定農家が主導してやっという形になれば、今後のさつま町の中山間地域の農業というのはクリアできていくのかなあと、生活が保障されるっていうか、そういう形ができていくのかということを考えるときに、行政としてどこまで突っ込んで考え方を指導していかれるのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

質問のあれが、ちょっと大きくなったようではありますが、集落営農というのは一言で言いますと、認定農業者、それから大規模農家、それから小規模農家、高齢化農家、農業をやっない土地持ち農家と、そういう方が参加してできるのが集落営農でございます。特に、昨年3月に国が、担い手を認定農業者と集落営農組織というふうに明確化したということでございます。

したがいまして、この担い手にこれからは国としては支援をして、いろんな施策を重点化していくというようなことになってきておりますが、特に米も御存じのとおり今まで下がってきておりますし、これからも下がるんじゃないかと、そういうふうに言われております。

我々の町としましては、耕地の7割が水田ということでございます。特に稲作が主体でありまして、裏作がされていないというようなこともございますので、米を守っていかなきゃならんということでございます。

そのためには、これからの農家をどう守っっていくかとなりますと、大規模農家なり小規模農家、兼業農家さんの方でいろんな機械を買っておられます。小さい農家であっても一通りの機械を購入されております、兼業農家の方も当然機械を一通りそろえておりまして、月給の方から機械代を払っっていくというような実態がございまして。

そういうことで、今後、個人の農地、それから集落の農地をどう守っていくかということになれば、やはり集落営農を進めていかならんと、そして農業機械も整理をしていって、その中でコストを下げていくと、もうこれしかないんじゃないかなと思うところがございます。

それから、集落営農を進める中で、米だけではどうしても経営がなくなっていきますので、裏作にどういう作物をつくっていくかということ話し合いの中で検討をいただいているところがございますが、そういう方法で経営を回すと農協さんの方でも、そういう集落で水田にかわる何か作物をつくれれば、それを売る、売っていくと、そういう政策も立てられつつありますので、支援されるということがございます。

これからは、農業で生活ができるかというふうに今言われましたけど、当然、今の状況ではできないと思っております。町内に認定農業者の方が198経営体ございますけど、この方は特に水稻主体という方は少ないところではありますが、水稻プラス畜産、園芸、そういう方がほとんどでございますが、今後はほとんど水稻中心の農業をやっていくには、やはり集落営農ということで、今御案内のとおり、役場、それから農協、そして普及センターと一緒に推進を図っているというようなことでございます。

御案内のとおり、7地区で先行的に進めておりますが、その中では勉強会をされて、そしてアンケートをとられまして、そしてもうビジョンまでつくろかなというところまで来ているところがございますので、そういうところをまた支援しながら、町内全地区を集落営農を進めてまいりたいと思っております。

#### ○内之倉成功議員

課長の説明があったわけですが、私の地域でもやろうじゃないかというんですけれども、町内でもそれぞれの地域で話があるようなんですけれども、よく進んでいる地域ちゅうか、もう取り組みをしようという集落が、さつま町内に幾らぐらいあるのか。また、そこいらをお聞かせ願えれば幸いかと思うんです。

ですけれども、年寄りばっかしで、どうしても進められないというのが私の地域なんですけれども、今一生懸命若い人ちゅても50から60までの間で5、6名いるだけで、あとはもうほとんどだれもいないちゅう地域なもんですから。

そういう高齢化での地域の方について、基盤整備もよくされていないという地域なもんですから、それを集落営農でやっていくとするならば、今後、小規模基盤整備とか、そういうのをやらない限り、残された者でやっていくというのはなかなか難しいんじゃないかと。

担い手農家なり、またそういう方たちが、年寄りのところをこの耕地を管理してもらって植えてもらってちゅう地域もあったんですけども、私の地域の方については、そういう形で認定農家なり後継者なりちゅう、そういう努力されてる方たちをお願いしとったんですけども、そのような地域が余り思わしいところでもないの。それを集落でやろうじゃないかという形は、話はしてるんですけども。

今後そういう地域の指導体制というのは、今後もそういう高齢化でほっとけばいいんじゃないかということではないと思うんですけども、そこいらについてはどんなお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### ○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

特に、木浜地区につきましても高齢化が進んでいるというようなことございます。地区に担い手、認定農業者などがいないところは、地区の皆さんで集落営農、地域ぐるみでの集落営農を立ち上げる方向。

それがどうしても高齢化でできないとなれば、地区の、地域の合意によりまして、地区外の

認定農業者なりそういう方をお願いするのも、これも一つの集落営農でございます。

さらに、集落の中に5、6名の認定農業者なり、それから若い方、定年前後の方、そういう方が一緒になってグループをつくって、そこをお願いする、頼むのもこれは集落営農でございます。地域の合意があれば、そういうのはできます。

それから、町内の方では先ほど言いましたように7地区、新農村運動の重点地区ということで、町内では20か所が地区の指定を受けておりますが、この中で7地区が先行して、あと14地区を今、村づくりの方はほとんどが公民館と一緒にしますので、そこを中心に回っているというようなことでございます。あと14地区の中で、今また勉強会なり説明会を進めているというようなことでございます。

それから、小規模のほ場整備、未整備地区がございます。そこについては、集落営農を立ち上げる中で軽微な整備と言いますか、畦畔の取り除きとか、そういうのはございます。それに該当しないところは、大きいのは佐志地区でありますと、今耕地サイドの方で進めております中山間地域総合整備事業で整備していただくと。これが一番補助率がいいようですので、そっちを活用されればと思っております。

以上であります。

#### ○内之倉成功議員

私の質問の仕方がおかしいのか、立派な議員さんが笑われてるようですがけれども、私は、現実問題として農村に残されたこの高齢化社会の中で、とにかく真剣に取り組まない限り、これは農地が崩壊していくというのは目に見えています。ですから、この問題については、本当に行政がとことんまで地域についても肩入れをしていってもらうと、そういうことをぜひお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

#### ○川口 憲男議員

先に通告いたしました定住促進のさらなる施策について、町長にお伺いいたします。

その前に、町長、7月23、24日の災害から約半年ぐらい経つような経過になりましたけれども、その間に私ども被災者の方も十分救済措置等いろいろしていただきました。

その中にありまして、先ほど今内之倉議員の中にもありましたけれども、農地、それから建設、いろんな職員の方々が夜遅くまで、査定あるいは事業の推進に頑張っておられます。大変で、ある人のお母さんの話を聞きますと、いつ戻ってきて寝たか、そしていつ起きたかわからないというような状況で頑張っていると。

やっぱり町のリーダーとして、職員の方々へも励ましの言葉をしていただけたらと思います。耕地林業課長の話によりますと、もう少しで耕地の方も査定が終わるということですので、ぜひそこら辺の心配りもしていただきたいと思います。

それでは、通告しました質問に移りたいと思います。

定住促進の施策については、平成17年6月議会で町長の見解を質しました。その結果と今後の取り組みについて、再度考えを伺います。

1、「企業誘致、就業確保が第一である。県等との連携を図り努力する」との答弁であったが、その結果はどうか。

2番目に、定住促進には各方面、庁舎内の各課との総合的整備を図り、ハード、ソフト面から各種事業の積極的な展開を図るとの考えであったが、その成果は。

3点目に、以上の2点について、今後の課題、取り組み策をお伺いしたいと思います。  
1回目の質問を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

#### ○町長（井上 章三君）

川口議員の方から定住促進に対する取り組みを、質問いただきました。

まず、第1点の企業誘致、就業確保についてであります。県においても自動車関連産業等の県内誘致を図ること等を目指して産業立地課を設置され、その機能を強化されております。本町につきましても、本年4月に定住促進室を設置し、企業誘致や住宅団地への定住促進等を積極的に展開することとしたところであります。

具体的なその後の動きであります。日本特殊陶業株式会社鹿児島宮之城工場の第2セラミック棟の増設に伴う立地協定を、10月6日、伊藤祐一郎鹿児島県知事を立会人をお願いして、調印式を行いました。第2セラミック棟の増設による雇用増は、当面65名が予定されており、最終的には100名程度の雇用増につながるものと考えているところであります。

また、今回、日本特殊陶業株式会社100%出資の株式会社日特製作所が倉内工業団地へ進出されることが決定し、11月21日、正式に報告されたところであります。倉内工業団地の北東側分譲区画約9,000平米を取得され、平成19年4月から建築設計、工事を開始され、平成20年4月の操業開始を目標とされております。当初は、新規雇用者20名程度を含む35名の就業者を予定しているとのことであり。なお、この立地協定の締結は、来年3月ごろになる見込みであります。

それから、2番目の定住促進に向けての各方面の総合的整備を図り、ハード・ソフト面から各種事業の積極的展開を図るとの考えであったがという、その成果はということではあります。定住促進につきましては、本年3月に策定いたしました総合振興計画の重点プロジェクトとして位置づけ、「まちの個性、魅力を発揮した定住促進」、また「積極的な企業誘致」、そして「住む人のニーズに応える宅地の提供」の3つを基本項目として、その中で重点事項を掲げ、各種の事業等に取り組むこととしたところであります。

「住みやすい、住んでみたい」と思える総合的な町づくりを進めるために、生活環境の整備、安全・安心な町づくり、医療・福祉の充実、商工業・教育の振興、地域資源の活用など、町政全般にわたり既存事業や継続事業の中で進めてきているところであります。現在策定中であります総合振興計画の実施計画において、これまでの成果等を検証し、今後のあるべき方向を見極めながら、総合的な調整を行い、具体的な事業を計画的に進めてまいりたいと考えているところであります。

そして、今後の課題、取り組みは何かということではございますが、企業誘致、就業の確保については、日特、日特製作所のほか、既に本町に立地されている企業の中にも工場増設の動きがございますので、これらの企業の意向に沿った拡充が図られるよう、当面はこれらへ全力で対応してまいりたいと考えております。

また、町外からの誘致につきましても、県産業立地課、東京事務所、大阪事務所とも情報交換を密にし、タイムリーな企業訪問等も行いながら進めてまいりたいと思っております。

中でも、関西地区で設立されております関西かごしま企業家クラブは、会長が本町出身でもあり、主要メンバーがこれまで何回となく本町を訪問されて交流を行っておりますので、これらの人的ネットワークを大事にしながら、本町への立地誘導を図ってまいりたいと思っております。

Uターン、Iターン、団塊の世代対策が言われますが、広報紙、ホームページあるいは関東、

関西等におきます郷土出身者の会、また同窓会など、あらゆる機会をとらえて、本町の住宅団地をはじめいろいろな情報を発信し、定住化を進めてまいりたいと思っているところでございます。

特に、団塊の世代対策としましては、町内の地域ごとの出郷者会が組織されておりましたが、これが統合一本化されておりますことから、役員の皆様方を經由しながら、団塊の世代の皆様方が退職後の永住の場として、故郷への帰省を呼びかけてまいりたいと考えております。

具体的には、全体の役員及びそれぞれの地域の出郷者会の役員との話し合いを持ちながら、会員名簿を活用させていただき、ダイレクトメールの発送によりホームページの紹介等を行いながら、てんがらナビへの登録等をお願いし、タイムリーな情報交換環境を確保して、さつま町への定住についてセールスしてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

町長から答弁いただきまして、1番目の企業誘致、就業確保の件で、4月ですか、定住促進室を設置され、それからNGKの工場誘致、この点は議会の皆さん、全協等いろいろ聞きました。日特の製作所の誘致。その中にありまして、前回から今回なぜこういう質問をしているかということをお考えますと、まず町長に第1点に、町長が考える定住の促進の意義とは何なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

企業誘致、就業の確保ということに取り組んでいるというのは、これはやっぱり若い人たちがこの地元に残れるような、あるいはまた、よそからでも入ってきて、この地元に住みついてもらえるような、そういう施策を導入するということでありまして、若い人たちが将来、少子化と言われる中で、子どもも生み増やし、そして地域に対する活力源になっていくということですから、若い人たちをぜひ増やしていきたい、地元に残したいと、これを主眼としているところであります。

#### ○川口 憲男議員

町長、全くそのとおりで、前回から質問しているところが、いろいろ今各議員等からも質問がありますように、財政とかあるいは農業の衰退とか、いろんな面でこの町が衰退していく中で、何が必要かということになると、やっぱり今おっしゃった若者の定住を図ることが一番じゃないかと思えます。

いろいろ町づくりの面でもいろんな問題を抱えておりますけれども、何せ人口が増えないことには、そういう意義もないんじゃないかと思えます。

財政的にも、さっきの日高議員の答弁にもありましたけれども、国・県の支援を頼りにしとって、国・県がこういう状態でありますから、なかなか町の財政というのは潤っていかない。

その中で、我々が今何ができるかということをお考えますと、いち早く若者の定住促進を図り、町が潤うこと。やっぱり小学生あるいは小さな子どもがいることによって、町が活性化づくということも言われます。その点からいきますと、今町長がおっしゃるとおりの答えにあったとおりのことだと思えます。

その中に、町長、若者の定住ということをおっしゃりましたので、私もそのことについて重点的に自分の考えと言いますか、それから地域の人たちの考え方を示してみたいと思えます。

どうしても、この前もちょっと集落の話の中で出てきたのが、だんだん年をとって行って、集落の会をしても「といなもん」の会になってしまうと。若者が全然そういうのに出てこない。調べてみますと、実際、総体的に65歳以上の方としたとすると、もうグラフ的にもはっきりしていますよね。

その中にありまして、さつま町が合併しまして2年になりますけど、さつま町となりまして、この数値も見ますと、1年間のうちに200人からの人口減がもう実際出ております。16年の3月31日、16年に合併しましたから、16年から17年の1年間にとりまして202人というような人口減、それから17年の3月から18年の3月31日分をとりますと409名というような人口減になっております。

そして、それを推計的にこうして見てみますと、グラフにしてありますから、これを見てみますと、はるかに逆三角形がもう出てるのは、これは町の実態です。その中で、こういう真ん中へんが、へこんでいって上に行ってる。

そんなことを考えたときに、出生率と、それからそういう若者の人数、それから出生を考えますと、これは具体的にその数値をはっきり私もあれしてませんけれども、25歳から27歳の結婚適齢期の方々が、男女約200名平均いらっしゃいます。230名とか212名とか243名とか、こういう方が25歳から27歳までいらっしゃいます。

ある方によっては30歳で結婚されますけれども、平均いきますと35歳ぐらいまでは約200名の方々がいらっしゃいますけれども、実際それでは出生、今1歳ですね、1歳の方々がほんなら今でどひこかと言いますと162人です。さつまで子どもが生まれてなんかやちゅうのは。

ですから、この若い世代を見られても、約半分はもう子どもの生まれ方が違ってくると、そういうことになります。70歳から72歳を想定しますと、その3分の1になる人数です。そういうふうにして、非常に人口の減というのがもう目に見えてきているような状況にあります。その中でいち早く手を打っていかなきゃならない、町として何かをしていかなきゃならないのが現実だと考えます。

さっきおっしゃったように、定住促進、誘致企業で何名か雇用促進が図られております。まだまだ施策が必要じゃないかと思うんですけど、その中であって、町長が就任当初からトップセールスの意義を、トップセールスを目指していくんだということをおっしゃられておりました。

こういう人口減に対して、どのような企業誘致、あるいは定住促進にトップセールスとしての意義を示されたのか。それと、県の町村会長という役職もありますから、その辺からどういう方向に力を注いでいかれたのか、それと今後どういうふうな力を注いでいくような考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

トップセールスという点においては、私もいろんな機会に、いろんなところに顔を出すことがございますので、そういう折々に、さつま町をできるだけアピールするということを心がけているところでございます。

また、この企業誘致ということに関しましては、定住促進室と一緒にしまして、いろんな出張の際とか、折を見て、その方面の関連の企業の本社を尋ねたりしながら、直接交流をして、そしてまたお願いもすると。

やはり顔の見える、そういうトップとして顔の見える交流や、そういうまた働きかけをすることが、それなりに影響があると思っておりますので、今後とも、できるだけいろんなところでさつま町をアピールする。そしてまた、そのような目配りをしながら、いろんな方面に努力をしたいと思っておりますのでございます。

#### ○川口 憲男議員

そうですね、トップセールスで何かこう品物を持って行って何かちゅうのは、そのお返りが来るということじゃないでしょうけれども、地道な活動が必要じゃないかと思っておりますが。

そのトップセールスになるかどうかはわかりませんが、その中で、以前もお話ちゆか、答えの中にあっただんですが、地元の企業ですね、先ほどは地元の誘致企業の中にも、今後、工場増設とかいろいろなのがあるということでありました。

そのほかに、例えば今、日特が非常に景気がいいと言えば怒られますけれども、成長していると。京セラ等も新聞のチラシ等を見ますと、社員募集というようなのが出ておりますが、その中であって、地元のそういうような関連した企業があると思うんですけど、そういう企業のトップの方々の時間を見つけて懇談会とか、あるいは町づくりに対する考え方とか、そういう話し合いは、この1年間になされたのかどうか。あつたら、いい情報が得られたら、そういう話をお聞かせ願いたいと思いますが。

#### ○町長（井上 章三君）

日特は、今年70周年ということで、名古屋の方で70周年記念式典もございましたし、日特関係ではいろんな方々が宮之城工場を視察に来られます。そういう折々にお会いする機会、いろんな役員の方とか関係の方とお会いする機会はございます。

また、本町にございます京セラのリゾートホテルがございますけれども、あちらの方で今年、シニアのレディースオープンの大大会が行われましたが、そのときに、京セラの名誉会長も直接来られていろいろとお話をされました。会長、社長、そういう方々と、またお会いして懇談する機会もあつたところでございます。また、関連する方々も来られましたので、そういう折にはお話をしながら、また町のことを紹介したり、話を聞いたりということではございました。

それで、すぐに何かに結びつくということになる場合、ならない場合、あると思いますけれども、そういうような努力をしながら、また今後ともそういう方々の力を町のためにも貸していただけるように努力をしてみたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

日特、京セラ関係でなくして、私がお聞きしたかったのは地場産業の方々ですね。いろんな30何人とか、いろんな抱えられてる社長連中あるいはトップの方がいると思いますけども、そこあたりの懇談会というのは、定住促進室もできてることだし、そこあたりでそういう一つの日程を組まれるということではなかったのかと、ちょっとお聞きしたかったんですけども。

#### ○町長（井上 章三君）

地場産業の社長の方々とは、年に1回、企業立地懇話会というのも行っておりますが。

また、本社が東海の方にあつたり、近畿の方にあつたりという方々に、何回か直接本社をお尋ねして社長さんとお話したり、またそういう企業をもう少し増設したいと、会社を増設したい、広げたいというようなお話も見えておりましたので、そういう点に対するまたいろんな話をしてきたりというようなことは、何社かございます。

そういうことを通じながら、数件、会社をもう少し広げたい、あるいはまた、そのためのいろんな相談を受けてるところがございまして、やがてそういう成果というのは見えてくるんじゃないかと思っております。

#### ○川口 憲男議員

地元の本当の、地元で頑張っていらっしゃる社長、あるいは商店街も一緒だと思うんですけども、そこあたりの方々の意見も聞いて、町政とかいろいろなそういう事業に反映させていかれるのも、町長の一つの仕事じゃないかと思っております。

その中で、前回のときも検討しますとか、いろいろ考えていきますという答えを相当いただいています。

その中で、先ほど定住促進と、関係を申しましたところ、若い人たちが地元に残り、あるい

は町外からこの町に入ってきてほしいと。そのためには、魅力ある町づくりが必要なんだということをおっしゃいました。

その中で、学校じゃなくして、地域が一緒になって若者を育てるんだと。また、社会的に育てていくんだという考えを持って、そういうところまで教育委員会の方と、あるいは高校の方ともいろんな機会をとらえてお話をしてみたいという答弁をいただいています。そういうのが実際行われたのか、町長、お伺いします。

#### ○町長（井上 章三君）

実際に行われたかと言いますか、いろんな機会に話し合いは持つてるといふふうに思っているんですけども、やっぱりこの土地に、どうせだったらこの土地に住みたいというふうに思っていたくには、いろいろな社会環境と言いますか、住環境というものの整備、魅力ある住環境をつくっていくということは大切でありますから、そういう点で、これはもうあらゆる方面の方々を力を合わせないといけないということでもありますから。

先般も薩摩郡医師会の関係の方々との懇談会を持ったんですけども、医療環境という点から、いろいろと現実のいろんな問題、そしてそういう中でまた何ができるんだろうかという話し合いを持ったわけですが、また災害を通じていろんな商店街の方々との交流や話し合いというのは、また機会ができてきているわけでありまして、また学校の、高校などの閉校になっていくとか、新しいまた時代が来ようとしておりますけれども、そういうことに関連するいろんな機会もございますから、いろんな折々にできるだけいろんな方の話しを聞いたり、またお互いの意識を高め合うようにしてみたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長、先ほどもこのグラフを示して人口減が響いていくんですよと。そうしますと、10年後になったときに、今この月200人ぐらいの減でいきますけれども、10年しますと相当の人数が減るわけです。その間に出生もありますけれども、やっぱり10年後を見据えるためには、我々、今何かを起こさなきゃいけない、何かの行動を出さんにやいかんとですけど、先ほど町長の話を聞いてますと、地場産業の企業の方、あるいは商店街の企業の方とも対話はしていきたい、ないかをして求めていきたい。

私は最初、だいぶ前にも言ったんですけど、「隼より始めよ」ちゅう言葉がありますよということをおっしゃいました。先般の安倍首相が就任のときにも「隼より始めよ」という言葉をおっしゃいました。

やっぱり何か一つから、小さなことからでも先に手助けしていかんことには、私が質問しましてからもう1年経ってるわけですから、その間に何の動きがあったかちゅは、NGKの方と、この努力とか、そういうことは認めますけれども、実際に人口減は目に見えてるわけですから、それをしていかないことには、こういう小さな町ちゅうのはだんだん薄れていく。

最初の話の中に、北海道の市の話も出てきましたけれども、だんだん対策を立てて税金を高くしていくことによって、人口流出をしていくと、そういうことであります。

そうじゃなくして、やっぱりこの町に、町長が言われるように住みたい、あるいはこの町でないといけないということをしていくべきことじゃなかと私感じるんですけども、町長、これからの話し合いちゅうことじゃなくして、町長自ら出られない場合は、助役も2人おるし、総務課長あるいはいろんなブレインの人たちが、能力を持った方たちがおられるわけですから、やっぱりそういうところをして、まちづくりをしていかんやいかんと思うんですけども、町長の考えはどうなんですか。

#### ○町長（井上 章三君）

御指摘のように、当然私一人だけでできるわけではありませんし、もうそれこそ管理職をはじめ、すべての職員は、やっぱりいろんなそういうような意識を持って、いろんなところに出て行くべきであるというふうに思っております。

それと、先ほど内之倉議員の話の中にもありましたが、やっぱりこの集落営農をやろうとしても若い人たちが集まってこないとか、あるいは会議に出てこないとか、その若い人たち、あるいは女性の方々がいろんなこれからのまちづくりをどうするかということに参加して、そしてそういう方々の意見も出していただきながら、一緒になってつくっていくというような機運というのは、あらゆる方面の団体に今後もっと柔軟性をもって、そういうような機運が出てくる必要があるかなというふうに私は思っておりますし、そういう面も努力をしてまいりたいと思うところです。

## ○川口 憲男議員

町長、その努力を足踏みしないで、ちょっと早く活かしていただきたいと考えてるんです。その中に、我々こういう「地方議会人」という月刊誌が毎月来るんですけど、たまたまこの中を見ておまして、長野県の下條村というんですか、ちょっと村の名前が間違っと思ったら済みませんけれども、この村で出生率を大きく伸ばした、小さな村の大きな挑戦というのがありました。

私もこれを見ながら、非常にいいことをしています。うちと一緒に、職員の意識改革、あるいは人員削減とかいうようなことをして、いろいろ出てます。なるほどな、というところも出ております。

その中で、若者の定住が35年ぶりに4,200人増加したと。たしか4,000人ぐらいの村で、人口は4,200人を突破したと。うちと逆に、こっちは上がってきているような状況の村です。ここは、この村長さんの頑張りと言うか、それから職員の人たちの頑張り、それがものすごくこの形に出ております。

そしてこれを見とって、ふっとNHKを見ておりましたら、全く同じようなのが出てました。ここの町と薩摩川内市が出ておりました。薩摩川内市の方向性が。やっぱり全国で取り上げられる町というのは何かを訴えてる。そして、こういうテレビで出てくれば、あるいはうちも行こうかなということが出てくるんじゃないかと思えます。

うちの町にすれば、逆に子育て支援事業なんかでもある程度の助成的なことはしてますけれども、よそから見たら目が飛び出るような政策かという、並みの生活なわけです。若者にすれば、あそこの町に行けば保育料がどうだとか、確実に共稼ぎでも7時までは預かってくれるように町自体がその支援をしているよということ、形が出てくるような、やっぱり目に見える施策が大事じゃないかと思えます。そこあたりに、やっぱり町長のトップのいろんな方向づけが、私は大事だと思います。

それと、先般もこの定住促進とかいろんなのについては、もう何回となく同僚議員も質問をしております。

その中なんかでも、例えばこの定住促進の関係で、例えばこれはその人が調べていただいたのを私もいただいたんですけど、年収450万円の人が転入してきて、40歳ですね。奥さんはパートで100万円を稼いでると。子どもさんが2人、4人家族です。

そして、大まかな評価ですけれども、固定資産税として土地を100坪したときに大体7万2,000円ぐらい。それから、家屋の場合が40坪ぐらいの家を建てたときで6万5,000円ぐらいと。

そういうなのを見ていったときに、当初では、例えば住宅資金とか50万円とか、あるいは、今申し上げました保育料減免とかいろいろな方向をとっても、3年後、4年後になってきたら、

そのお金がまた倍になってくるとは言いませんけれども、それがまた上乘せして返ってくると。それが定住促進の一つの方向性じゃないかと考えますが、そういうような施策をいち早くしていくことが、この町の将来像を担っていくことじゃないかと思えます。

町長も申されましたように、先に内之倉議員の方から出たように、農家は高齢化して行って、その担い手対策をしても人手がないんだということも出ましたけれども、やっぱしさっきから申し上げますように、小さな子どもが遊んでいる。あるいは声が聞こえる。そこが潤った町じゃないかと思うんですけれども。極論になりますけども、こういう政策をしてくださいということじゃないんですけれども、こういうような方向性に向かった考え方はお持ちなのか、町長が自分自身でこういう考えをお持ちなのか。

今、先ほどから私が申し上げるとるように、それに答えていらっしゃるように、今後考えていくつもりなのか。いち早く10年後を考えたら、何かをせんにやならんと考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

今年、振興計画をつくって、それに基づいてスタートをしたわけでございますけれども、その中で、我が町は3つの重点プロジェクトというのを立てて、これを重点化した形で取り組んでいこうと。その中の一つが、この定住促進という、少子化、定住の促進という問題であります。

ただ、そういう矢先に、今回災害という大きな問題が出てまいりまして、安全・安心と、町自体の安全・安心というのを、これをそういう基盤をつくらなきゃいけない。復旧と復興というこの問題がさらに優先する課題として出てきたわけでありますから、安全・安心のないところには人は寄りつかないという問題もありますので、この問題、ここから我々はいま一度足元を見つめ直して、重点的に取り組んでいくんだと。

それと同時に、この重点プロジェクトというのは、少しでも前進させるという努力を同時にやっていくんだと。ほかにもいろんな課題は、当然あるわけでありますけれども、そういうふうにして重点的なものを優先しながら、一步一步前進していくという気持ちの中で、今立っておりますので、言われる気持ちは、もうよくわかるわけでありまして、我々もそういう人口を増やしていく方向でいきたいということでありまして、いち早く当面は災害からの復興というのを、重点化という点で言えば最優先していかざるを得ないと、こういうふうに思いながら、この問題も見つめているところであります。

#### ○川口 憲男議員

町長、もう長いつき合いですから、少しく自分の殻を出してくださいよと、私はもう以前から申し上げているんですけども。やっぱしその振興計画の中の一環ですから、ある程度どっかの形じゃですね、この人口に歯どめをかける意気込みでいくんだと、最後おっしゃいましたけども、災害のところがありますから重々わかりますけれども、どっかで歯どめをかけるんだという意気込みがないと、私は始まらんと思います。ただかけ声だけじゃ。

先ほどおっしゃいました工業団地のところに、日特製作所あるいはNGKの工場誘致も来る。もう極力、あんまり大きな声じゃ言えないんですけど、さつま町の高校生、若者から採用していくんだと。そこあたりもう絶対日特の人たちにも頭を下げてお願いするんだと、ちゅうひこばっかいなって、取り組んで定住生活を図っていかれると。

そんな方法をとっていかなければ、ちょっとまた企業対策で考えてみますとか、今後ないしてみますとか、おっしゃられても、また1年1年遅れると思えます。実際、私に答弁いただきましたのに「昨年の3月にも雇用問題、就職問題、企業誘致等は開発課の方で担当しておるが、雇用問題、就職問題ということに関しては、それをもっと踏み込んで検討しており、考える場をと

いうのは、じゃあどうなのかという御指摘に対しても、もう少し検討さしてください。」1年来ます。

町長、先ほど余り詳しくは言いませんけれども、何かから一つから始めんと、始まっていかんのじゃないかと私は考えます。

そのために、例えばこれはもう新聞をご覧になっていらっしゃると思いますが、きのうの新聞の「求む定住、定年移住。北の先進地」ということで、北海道が意識的に団塊の方々の定住を求めた記事があります。ご覧になったと思いますので、説明はいたしませんけれども。

これは、北海道という道をあげての対策ですから、ひとつうちには県のトップが2人おられますから、何か鹿児島県でもこういうことが、私はできるんじゃないかと思うんですけども。そういうことをいち早くこっちの、さつまの方にも取り入れるとか、先ほど申し上げましたように、小さなことでもいいわけですから、トップセールスとして、町長がこれをうたわれて、県に持っていかれるとかいうのができるんじゃないかと思しますので、そこが「隗より始めよ」じゃないかと私は考えるんですが、町長はどう考えられますか。

#### ○町長（井上 章三君）

私も基本的にそう考えていますので、できるだけ身近なところから始める努力をしたいと思えます。

#### ○川口 憲男議員

この回答を前向きな方向として、正月明けなのか、正月前なのか、いい返事が来るよう待っていますので。

それと町長、もう一つ、今いろんなところで、うちは災害を受けまして非常に財政的にも苦しい、何でも苦しい。そこで、トップダウンと言いますか、町長のトップとして、こういう苦しい時期、町民一体あるいは議会、職員が自分たちから今何ができるか、今我々は何をすべきか、私はそこをもっとちょっと、私にも当然言えることなんですけれども、そこを今は強く訴えていかなきゃならない時代じゃないかと思うんですけども。

ですから、今先ほど申し上げました長野県のこの村であれば、もうこまんか、わがえんさつのトラフは、農地のところのトラフは、材料をやっでその地域の中山間でしてくんやんせよと。ただし、材料はやっで、はんたちゃはんたつがでくつこは、はんたつでしてくんやんせと。こういう大きなところは町でしますからとか、そういうやっばし町長のトップの意気込みが、まだ、いつまで経っても国、県に頼らんにやいかんだという考え方じゃなして、行政が行政マンとして何ができるか。

先ほど申し上げましたように、耕地課の人が、私一緒に同意書の印鑑をもらいに行ってくれということで行きました。最後の家を出るときが8時半でした。どうするのと、うちで飯でも食べて帰るやちゃ。いや、今から支所に帰ります。支所に帰ってから本所に行きます。何でもう、あしたすればいいがねち言うけれども、うんにや、今日のうち済ませんにやいかんと。やっばしある職員の中には、そげんして今自分たちがしとかんにやならんことはないちゅうのがあると思うんです。

そこをちょっと強く職員の方々に、今職員ができることは何なのか。そしてまた、私自身も議員として何ができるのか。そして、町民に訴えていくことが、こういう財政の苦しい時期、これからさつま町を盛り上げていくちすれば、まちづくりを考えていくちすれば大事な時期だと思うんです。私は、それだけ意気込みを持ってますけれども、最後に町長が、そういう私の今申し上げたことに対して、ダウンしないような意気込みをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

これからの質問の中でもちょっと出されておりますが、協働・共生の時代だというふうに今言われます。町がやってくれる、あるいは県がやってくれる、国がやってくれるということで文句を言うだけじゃなくて、自分ができることは自分たちでやると。自分の庭先は自分たちできれいにするというような、そういう気持ちの中で、自分たちの身近なところから周りをきれいにしたり、あるいは力を合わせていくということが大切な時代だというふうに思っています。

そういう点で、県の方にもまたそういうような、住民が取り組みやすいようなやり方をしてもらいたいというふうに私も言ってる面がありますが、町としてもできるだけ住民のそういう意欲、また気持ちというものを、これを高めるような後押しするような、そういう施策というのをとりながら、それこそ自立・自考といういろんな言葉がありますけれども、みんながもう本当に自分たちの問題だということで立ち上がっていくような機運を造成していきたい。また、私もそういう面での努力を一生懸命やっていきたいというふうに思うところです。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時30分とします。

---

休憩 午後2時23分

---

再開 午後2時30分

---

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをします。6番、肥後紀康議員から、本日の会議に途中退席する旨届け出がありましたので、お知らせしておきます。

次は、11番、楠木園議員の発言を許します。楠木園議員。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

足を負傷しまして、ちょっと動きが悪いですが、御了承のほどお願いいたします。そしてまた、町長の寛大なる答弁を期待をしております。

それでは、先般通告いたしました農林業対策について、2点ほど質問いたします。昨年12月、今年3月でも質問いたしましたが、どのように検討されたのか、そしてどのように推進していくのかを再度伺います。

1点目の農家民泊の特区申請について。

町総合振興計画に交流人口200万人を目指し、その中の手法として、さつまグリーン・ツーリズムを掲げていますが、さつまグリーン・ツーリズムについて基本的な考えを伺います。

2点目、農地及び森林に関する条例の制定について。

高齢化、担い手不足、不在地主などの農地、森林の荒廃が多く見られるようになり、農地、森林の持つ他面的機能が発揮されなくなってきています。農地、森林を活用していく上で、本町として地域にあった景観、環境、保護、活用されるために制定する考えはないか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

楠木園議員の方から2点の質問をいただきました。

第1点目の農家民泊特区の申請をする考えはないかということでございます。

それに関連するグリーン・ツーリズムの基本的な考えということでもあります。グリーン・ツーリズムというのは、農山漁村に長く滞在しさまざまな田舎暮らし体験をするというものであり、本町には、その素材となるありのままの農村山村資源が豊富にあるわけではありますが、しかし、その中でも最大の魅力は、そこに住んでいる人材、人であるというふうに位置づけながらこの取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

大分県の安心院町が有名でありますけれども、この先進地においてグリーン・ツーリズムに取り組み人材の育成には大変力を入れておられ、特に女性が活躍されていることから、本町でも、さつま町グリーン・ツーリズム推進協議会においては、人材育成のための組織づくりに取り組んでいるところであります。

また、グリーン・ツーリズムにおいては、農林業体験民宿が核となりますが、旅館業法の許可を取得しているものを民宿、取得していないものを民泊といい、農家が恒常的に宿泊客を受け入れる場合には、宿泊客の安全を確保する観点からも旅館業法の許可を取得する必要があるとされています。

これまでの構造改革特区によりまして、農家民宿関係の規制緩和は大半が全国展開されておりましたが、現在では酒税法に関する「どぶろく特区」のみが特区での対応となっております。これは、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、自ら生産した米を原料として「どぶろく」を製造する場合、最低製造数量の6キロリットルを適用せず製造免許を受けることができるようにするというものであります。

これまで本町において農家民宿に取り組む意向が農家の方に余りなかったことから、特区への具体的な検討はしてきておりませんでした。今後グリーン・ツーリズムに取り組む人材育成を行いながら、農家民宿等の取り組みを推進した上で、また必要があれば「どぶろく特区」という特区申請は検討してまいりたいと思っております。

先般、久富木区で実施された農村体験は、町の協議会も共催し、公民館施設を中心に、料理も含めた体験と農家でのホームステイで実施され、本町での新たなグリーン・ツーリズムとしても期待がなされるところであります。

なお、他県においては、このような不定期で頻度は低く、宿泊料をとらないホームステイでの農林業体験を実施する場合において、ガイドライン等を整備して農家民泊を明確にする取り組みも出てきていると聞いておりますので、今後とも調査研究を重ねてまいりたいと思っております。

次に、農地及び森林に関する条例を制定する考えはないかということでもあります。

農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正によりまして、遊休農地の農業上の利用の推進に関する措置が強化されたところであり、町としましても、遊休農地の発生防止、解消の具体策を新たに盛り込んだ基本構想を平成18年3月に策定をしたところであります。

今後、さつま農業振興地域整備計画の農用地区域の見直しを行い、遊休農地となる恐れのある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、遊休農地の発生防止及び解消に努め、利用を推進してまいります。特に、不在村所有者の農地については、農業経営基盤強化促進法の活用により、認定農業者等への利用集積を積極的に指導を行うこととしております。

一方、森林であります。議員御指摘のとおり、森林の管理については少子高齢化が進む中、相続による分割化、売買及び町外転出等により不在村所有者が増加しているようであります。

そこで、町内の不在村所有者の状況を調べましたところ、森林が町内に6万筆ありますが、こ

のうち約2割に当たる1万2,000筆余りが町外の所有者となっています。これは年々増加傾向にあるようでありまして、森林の管理上このまま放置できない状況と考えますが、このような状況は全国的な傾向のようでありまして、幸いに国がこの対策に取り組み、平成13年度に補助事業として地域森林管理システム確立事業を構築されております。

この地域でも、森林組合が中心となりこの事業に取り組んでおりまして、これまでに一定の成果は上がっているところではありますが、まだ完全とはいえない状況であることから、今後は町も一体となり、引き続きこの事業に取り組み、増加傾向にある不在村所有者のさらなる把握を行い、意向調査も踏まえた上でこれらの森林の整備を図ってまいりたいと考えております。

このようなことから、当面はこの事業による成果を待つこととし、今のところは条例制定については考えておりませんが、このことは引き続き研究課題とさせていただきたいと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

### ○楠木園洋一議員

先ほど、川口議員が定住施策についての若者の定住でしたか、私は、川口議員は企業に対する定住ということで、私は農林業に対する定住、そういう意味で再度質問しているわけです。

今の新規就農の方なんかは、やっぱり作物を選定して来るからちょっといろいろあるんだそうですけども、今若者たちがもう一つの豊かさ、もう一つの生き方を模索して始めるそうです。そして、都市を離れて農村を目指す若者たちが着実に増えているという本がありまして、よそできて、我がさつま町でできないのかなと思ってちょっと質問しているわけですが。

それで、この前、地域再生計画の中でありましたけれども、地域再生とは、あくまでも自助と自立の精神、知恵と工夫の競争による活性化を尊重を念頭に置きつつ、意欲ある地域自らが現場である地域の視点から自発的に立案し、自立に取り組む構造改革特区制度は、地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることにより地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者等の利益を増進することにより地域の活性化につながる点において、地域再生と共通の考え方を有するものとなっております。

それで、積極的に構造改革特区を活用することとなっております。

それは、今の農家民泊は、規制が相当緩和されているんですけど、やっぱり今やられた中で、今後研究されていますこの差別、特徴は、せっかく取られたんですけど、どのような、あったのか、差別、特徴。今までやられて、どのような差別、特徴として、成果があったのかです。

### ○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

グリーン・ツーリズムに対します農家民泊の関係の特区の関係でございますが、先ほどありましたとおり、もう規制緩和につきましては、ほとんどがなされているということでございます。

ただ、規制緩和がされたからといって、許可も取らずにいろんなことはできることではないわけですね。特に、農家民宿等については旅館業法の許可を取らなければならないということがあります。その中で、規制緩和されたのが、33平米に達しないものについては、そういう規制緩和されたというようなことございます。

それと、お客さんの送迎の関係。それから、農業体験のサービスを明確化と、そういうこと。それから、農家民宿に対する消防用設備の設置基準の柔軟対応とか、そういうことです。これについては、地元の消防長または消防署長の判断によるというようなこともなっております。それから、農家民宿に関する建築基準上の取り扱いの明確化というようなことも緩和されております。そういうことであるわけでございます。特に、先ほどありましたとおり、「どぶろく」につきましては、特区というようなことになってきております。

それと、大分県の安心院町の方も、ワイン等については特区を申請されましたけど、これが認められていないということでございます。酒等につきましては、保存がきくものについては特区の対象にならないというふうなことを聞いておるところでございます。回答になるかちょっとわかりませんが、お答えします。

#### ○楠木園洋一議員

町長に答弁をさせようと思いましたが、今いろいろ施策がありまして、受け入れ先の実施主体は、自治体と民間で構成する協議会ということで、市町村は情報を提供するが、宿泊体験ツアーは大手代理店や地元企業などを活用となっています。自治体は、プラスになって負担にはならないとなるのがポイントだそうですが、本町においてさまざまな取り組みがなされているわけですが、ネットワークや情報の一元化と発信は、町としてどのような、町長は考えですかね。

#### ○町長（井上 章三君）

このグリーン・ツーリズムを推進するという協議会は、できているわけでありまして、まだ大手の代理店とか、旅行社を導入して、システムをつくっていくところまでは、現段階ではまだ進んでいないというのが実態であります。

ただ、今年のこの活動の中でも、先ほど言いました久富木のびんコロ村「一宿一飯」と、非常に名前もユニークでありますし、久富木の方々が本当にその地域なりの農業体験と、あるいはまた料理体験とか、いろいろできることから始めて、そういう取り組みをしておられると。ただ、参加者が余り多くなかったということではございますけれども、そういうような動き。

それから、永野区の方で寺元の棚田、田植え、稲刈り体験ツアーというのが行われたり、また今年は豪雨災害のために川内川でのまるごと体験ツアーは中止になりましたが、また早春のまるごと体験ツアー、あるいは春のわくわく体験ツアーというようなものは今後とも行われる予定になっております。

あるいはまた、虎居区の甫立原梨オーナー制度というの、今検討が進んでいるということでありまして、それぞれ地域ごとに素材としてはあるわけでありまして、これをほかの地域で取り組んでるものと差別化して特徴を出していくとか、あるいはまた、こういう大手の代理店や旅行社と組んで人を定期的に導入するとかということまでの体制にはなっていないということで、人を育成するというところから始まって、まだまだ我が町としては、このグリーン・ツーリズムという問題は途上にあるというふうに思っております。

ただ、素材はあるし、後はやる気のあるリーダーがいたり、そういう人たちがどこまでこの内容を詰めていきながら、さらに旅行社などと組んでいけるところまで進んでいくかということにおいては、まだまだ距離があるんじゃないかと思っておりますが、できることから進めていくという努力は進んでおりますので、これをさらに一步一步育てていくようにしていきたいものだと思います。

#### ○楠木園洋一議員

町内から広く人材を募り、継続的な人材育成研修を行うとなっていますけれども、町内だけなのか、町内外なのか、農業者だけなのか、その人材を広域的に考えられていくのか。いま団塊の世代でいろいろ能力を持つてくる人が出てくると言われますけど、やっぱりそこまで考えて人材育成をされるのか、町長の考えを伺いたしたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

町長の考えをということでございますが、今このグリーン・ツーリズムの推進協議会の中で、こういう内容を発展させていこうとすれば、いろんな人材が出てくるということが、町内外から出てくることは必要だと思いますけれども、そういう方向にさらに進んでいくように、ま

だまだその過程にあると思いますので、グリーン・ツーリズムのこの協議会の方々とまたそういうところにおいても、その動きを見守っていきたくたいと。また、できるだけより特色のある形での取り組みにつながっていくようになればいいなというふうに思っております。

○楠木園洋一議員

私の、本を読んだんですけど、この人材に大学生、そういうのに興味のある人です、そこまでその、せっかく特色のある取り組みをやっていく上においては、そこまで突っ込んで考えていく考えはないかですね。

○町長（井上 章三君）

そこまでのまだ具体的などころまでは、現段階ではちょっと回答をしかねるところがあります。

○楠木園洋一議員

財政的な負担じゃないんですけど、ソフト面ですので、なるべく早急に、せっかく振興計画の中にグリーン・ツーリズムとあって、新聞なんかにも相当取り上げてもらってるんですね。

もう今これを見たら、末永さんは「農家民泊を年に数回企画して、将来は修学旅行を受け入れたい。」と意欲のある人がいるわけです。そのためには、早速推進していかないと、待て待てじゃもう、そら財政では伴わないから、せっかくいいスタッフがいるんですから、そこまで突っ込んでやってほしいと思います。

それと、講師ですね。せっかくこういう呼んで勉強会とかやっていく考えはないかですね。

○町長（井上 章三君）

こういう活動をほかの地域に負けないようなものにしていくには、幅広い研修をしたり、あるいは講師を呼んだりというようなことは大切だと思いますので、そういう点では同感であります。

○楠木園洋一議員

それと、今後、地産地消がもうメインになると思うんですけども、そのために食品の加工、保存、それに対して勉強です。学校の給食センターとかいろいろ一体となって取り組むという。今までは担い手支援室、もう横のつながりが全然ないような協議会になっているので、そこまで突っ込んでやっていくという考えはないかですね。

○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

研修につきましては、今度さつま町グリーン・ツーリズム研究会を立ち上げる予定でございます。来年の2月にしたいということで予定いたしております。

特に、30人から40名体制と言いますか、そういうグリーン・ツーリズムを実践されていられる方、それからこれからやろうかというような方、そして観光農園協議会なり、それから民泊を開業しようというそういう志向農家、そういう方々、それと行政、行政としては個人ですが、そういうことで研究会を立ち上げて、そして年に4回なり5回の勉強会と言いますか、先ほど議員の方からありました勉強会、講演会、そういうことも進めていきたいと思っております。

あと、この推進協議会の中にも、この直売所の関係の方、それから地域の関係の方、そういう方もいらっしゃいますので、そういう方も一緒になって検討していきたいと思っております。

それから先ほどの差別、特徴の関係であります。安心院の方は個人的にされてると。農家の民泊を個人で受け入れておりますが、私なんかも行ってみようと思っております。特に、本町におきましてはまだ、こういう個人的なことができないわけです。特に、地域ぐるみでの受け入れが特徴というようなことになってきているところでございます。

それから、体験ツアーということで、今年度から旅行代理店の活動も検討していきたいと思っております。特に、旅行業法との関係と、そういうこともございますので、代理店の

方と一緒に話をしながら進めていきたいと思っておるところでございます。

#### ○農政課長（赤崎敬一郎君）

先ほどありました名人の活用なんですけど、そば打ちの名人とか、それから和紙作りの名人、それから梨づくり、それから有機栽培の名人、そういう方がたくさんいらっしゃいます。

それから、受け入れ体制でも、今年もバスで2台ほど梨狩りに来たい、ぶどう狩りに来たい、そして、どっちもそばであって欲しいとか、その辺の受け入れ体制については、農家の方からそういう話がありましたら断られたです。うちの梨はもうなくなってしまうとか。バスが2台、3台とか、そういうことで受け入れ体制とか、そういうのも今後、生産者、そういうグリーン・ツーリズム的な、またそういう梨狩り、ぶどう狩り、そういう体制的なものについても各振興会等も話し合っていきたいと考えております。

以上です。

#### ○楠木園洋一議員

一番のメインは、農家民泊のその特区を申請していただいて、「どぶろく」をちょっと、する、そういうどぶろく特区と言いますか、せっかく麴をつくる人、米が余っているいろいろあるということ。そこまでやっていくという考えは、町長はないか。どぶろく特区の申請。私もこの国税庁からのホームページを模索してみましたら、いろいろ規制が緩和されて、できるということで、農家であって、自分の飲む、つくって飲めるんだそうですけど、そこまで申請していくという考えがあるか、ないかですか。まあ、やろうということ。

#### ○町長（井上 章三君）

今担当している推進協議会の方で、そこらの段階に対してどうなってるかということで回答をさしたいと思えます。

#### ○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

「どぶろく」の特区でありますけど、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、「どぶろく」の申請につきましては、農家民泊をされてその方が「どぶろく」もぜひつくってみたいという、そういう意向がございますれば、町としてはこの「どぶろく特区」を申請していくと、そういうことでいたしておるところでございます。

特に、これは酒税法の関係がございますので、特に勝手につくと、それに抵触するというようなこともございますので、農家民泊をしながら、そしてそこで特区を申請して許可をもらった上で、そしてそのお客様に提供すると、あるいは売ると、そういうことになっていこうかなと思っておるところでございます。

#### ○楠木園洋一議員

「どぶろく特区」を考えてるということで、了解いたしました。この「どぶろく特区」で、もう相当農家に潤ってるところが多いそうです。今、年間152万人の観光客が増えたということで、67億円の宿泊が増えたということ。

それと、せっかく交流してきたら定住する人が多いんだそうです。そのために、この若者たちに意欲を出させる。せっかく田舎で、田舎のちゅう、そういう特区で、田舎の人がやるんじゃない、都会から来た人たちを招き寄せてやらせるんだそうです。そうしたら、その若者たちが頑張ってる定住していくという、私の読んだ本に書いてありましたので、こういうようなさつま町もなったらいいなと思って質問してるわけです。

特区の方はそのくらいにいたしまして、農地及び森林の保護条例について、個人のもんだからということですけど、今さつま町は景観団体の1号ということで、今、安倍総理が美しい日本ちゅうことで、農村景観を大切にしよう。田舎の風景と環境の保全のために、豊かな自然と美し

い景観は都市の人々が特に得がたい農村固有の財産であるそうです。農村らしさを前面に打ち出して、農村らしい原風景を積極的にアピールする必要があると言われてはいますが、田舎的な環境を整え、情報の発信をするために、自治体が取組みなくてはいけないんだそうです。

今荒れた山林、荒れた農地が多いわけですけど、そのためには、まちづくりと自然環境は兼ね合いになって考えていかないといけないんだそうです。荒れたのは今後認めていくと、具体的に町としてどのように進めていこうかという考えですね。山はあれがあるんですけど、農地、今後の対策です、ありましたら。町長の考えでいいですので。

**○町長（井上 章三君）**

今の質問にはちょっと私がまだ整理がついておりませんので、経済担当助役の方から少し答弁をさせていただきますと思います。

**○助役（経済）（山下 彦志君）**

不在農地というようなことのございますけれども、本町の農地は、農家台帳上で水田が3万4,129筆、2,847ヘクタール、畑が2万5,481筆、1,661ヘクタールでございます。合計で5,9610筆、4万5,009ヘクタールです。

それから、町内農家が所有管理している農地が3,698ヘクタールございまして、残りの811ヘクタールが旧の町内農家で転出された方、近隣の市町村の耕作者相続によって所有権を取得された方等が所有管理されている農地となっております。我が町では、農業振興地域整備計画の中で農業振興地域内の農地、ただいま申しました3,616ヘクタールのうち2,955ヘクタールを農用地区域と定めております。そういうことで、農地の確保と整備に努めてきております。

不在地主所有の農地にありましては、農地取得規制、これは農地法でございますけれども、農地取得規制があることによりまして、農家以外への売買等による所有の分散は抑えられてきております。また、在住の農家と賃貸借等を締結することによりまして、農地として守られているというのが現実でございます。

今後は、農家の分割相続による相続人の不在地主化や、相続による小作地の分散所有化が広がる中であって、小作地上に形成された農業経営が所有権の変動に所有されない継承を維持していくには、農地が農地として維持可能なための土地利用規制、これは農振法でございます。

それから転用規制、これが農地法でございます。それから、農地賃貸借の長期締結、これが農業基盤整備促進法でございますが、そういうものを利用して、小作料の適正化を通じまして、小作地として農業生産に安定的に活用されるようにしていくことで、荒廃を、あるいは不在地主等については、そういうことで契約しながら農地を守っていくということで努めてまいりたいと思っております。

**○楠木園洋一議員**

いろいろ問題があるということで、日本の法律は、その農地法が一番難しいんだそうですけれども、所有権と使用権というのがありまして。今後、工事とか、激特の工事があれば、景観とか環境を整えて、工事の対策ですね。農地、森林の対策を考えていかないといけないと思うんですけども。

そのために、私は質問してるわけですけども、その手入れをしたくしても、手入れしたらいいなち思っても、所有権がある関係でできないところがあるわけです。そのために、こういう条例。規制条例じゃなくて、保護条例ということで、私は質問してるわけです。あなたの土地はこうしたらいいですよ、町としてのプランです。

そこまで持ったら、大口の森林組合なんか写真を撮って送ってするち、そこも森林プラ

ンとありますけど、反応が返ってこないそうです。もうそのままでもいいとか。

我が町は、さつま町はこういう景観とか環境を特に力を入れてやってるち、こういうポイントを出して、そのためにつくった方がいいんじゃないかなと思って質問してるわけです。

今後、そこまで考えて、町長の方向性を示して、政策、企画を積極的に取り組んで、システムの構築をして、頑張っって成功するための政策、企画立案をして、横とのつながりを深めて、横断的に努力して進めてほしいことを要望いたしまして、質問を終わります。

---

## △延 会

### ○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで延会します。御苦勞さんでした。

延会時刻 午後3時04分

平成18年第6回定例会一般質問  
平成18年12月12日(第3日)

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(6) 木下 敬子	1 町立診療所の運営について (1) 経過と今後の方向性について 2 消防団について (1) 消防団員の定数減をすることに対する考え方について
2	(27) 木下 賢治	1 協働のまちづくり施策の推進について 振興計画の中に、人と人、地域と地域、町民と行政の協働をうたっている上で、区公民館活動活性化の推進が重要と考える (1) これまでの協働のまちづくり施策をどう評価するか。また、今後の推進策を伺う (2) 地域活動支援事業どう評価するか。また、アドバイスはないか (3) 窓口職員制度の実態はどうか。活用している地域、活動している職員に差があるのではないかと。 今後の推進策を伺う (4) 区公民館活動の中で、社会教育だけでなく、産業振興にももっと取り組めないかと考える。区公民館長をサポートする新しいシステムを区公民館に提案する考えはないか。また、これに対する財政面の支援は考えられないか。 インフラ整備を1件先送りしてでもやる価値があると考えますが、町長の考えを伺う
3	(23) 中尾 正男	1 災害復旧について (1) 激特事業による柏原地区の整備は、川内川本川の築堤ではなく輪中堤による整備方針が示された。当地域は農業の盛んな地域であり、輪中堤では今後も水害から農地を守れない。川内川本川の築堤を要請する考えはないか

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
4	(7) 米丸 文武	1 工業団地活用について (1) 倉内工業団地への企業誘致の取り組みと、その状況はどうなっているのか (2) 薩摩工業団地の住宅団地への目的変更は考えられないか
5	(20) 山崎 文久	1 農業振興について (1) 豪雨災害後の農地復旧の現状と今後の見通しについて (2) イチゴ生産農家の支援策は (炭疽病等) (3) 農地・水・環境保全向上対策の取り組みの状況について
6	(9) 平八 重光輝	1 定住促進プロジェクトについて (1) 町総合振興計画の中で、まちづくり重点施策の定住促進プロジェクトについて伺う ア これまでの具体的施策の実施状況 イ 成果は ウ 反省点は 2 これからの定住促進室について (1) 相談窓口の設置と責任者の配置 (2) 情報の発信と収集

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成18年12月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 氣 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委社会教育課長 日當瀬 修 二 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	耕地林業課長 脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	建 設 課 長 前 囿 義 広 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	消 防 長 田 上 泉 君
定住促進室長 北 原 美 義 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
薩摩・町民福祉課長 坂 元 満 秋 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第6回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

通告に従い、まず6番、木下敬子議員の発言を許します。木下敬子議員。

〔木下 敬子議員登壇〕

○木下 敬子議員

おはようございます。通告に従いまして質問いたします。

1点目は、町立薩摩診療所の運営についてです。

この件につきましては、3月議会の折、同僚議員より質問があり、町長は平成19年度からも引き続き診療が続けられるよう、お互いに協議をし地域診療確保に努めると答弁されておりますが、18年度も残すところわずかとなってまいりましたので、その後の経過と今後の見通しについて伺いいたします。

2点目は、消防団員の数を減らすということについてお尋ねいたします。

これもまた3月、9月議会の折に、段階的な再編計画ということで示されておりますが、今回の災害を受け、防災のあり方を見直すといった中で、町内押しなべて一様に考えることに対して不安を抱いているものです。特に薩摩方面隊については過疎化も進み、団員を確保するのにも難しい中ではありますが、団員に意見を求め、地域の方々の意見も掌握して進めると説明をいただいているところですが、地区民との話し合いがどの程度まで進み、また理解が得られているのか、この点についてお尋ねいたします。

以上です。

〔木下 敬子議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、今日の1番目の木下敬子議員のただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず第1点の町立診療所の運営についてであります。

町立薩摩診療所の平成19年4月からの運営につきましては、平成18年3月議会の新屋敷浩議員の一般質問に対する答弁で、今後の運営につきまして、基本的な考え方を述べたわけですが、その後、薩摩総合支所及び本庁において草野医師と診療所の運営方法や地域医療確保のあり方等について、数回の協議を重ねてまいりました。

これまでの話し合いの中で、草野医師は、町民の地域医療確保と健康保持増進のために診療所を継続する意思を持っておられることを確認しているところでございます。

町の中心部から離れた薩摩地区においては、高齢者の占める割合も高く、町立診療所の受診者は平成17年度の1年間で1万2,383人、1日当たり50人余りの受診者があったという結果が出ております。

受診者の多くが高齢者の方々ですので、今後も引き続き町民が安心して一次医療が受けられる医療機関を確保していくことは、行政の責任であると考えております。

そうした中で、平成6年度に建設いたしました診療施設の過疎対策事業債の償還が18年度末

で終了すること。

また、草野医師との10年間の業務委託契約も18年度末で満了となることから、今回12月補正予算に町立診療所の土地及び建物の不動産鑑定業務委託費を計上し、不動産鑑定士における不動産評価を行うとともに、草野医師がこれまで14年間、地域医療や医療福祉の向上に貢献されてきたことを踏まえながら、財産区分の用途変更を行うなどして、診療施設の賃貸または譲渡等の方法を協議し、さつま町の地域医療確保と町民の健康維持増進が、さらに図られるように努めていきたいと考えているところでございます。

民間への移管の時期ということにつきましては、地方自治法や町条例の規定によりまして、平成19年4月1日以降でなければ手続きができないということになっておりますので、その後の関係機関への諸手続や町民への周知等の準備期間が必要となること。さらに、平成18年度町立薩摩診療所特別会計の出納整理期間等を踏まえて、なるべく早い時期に結論を出したいと考えているところでございます。

それから、2点目の消防団の問題でございます。消防団は12月1日現在、定員が542人、実員が503人ということで、定員に対し39人の欠員となっております。方面隊ごとに申しますと、宮之城東部方面隊が9人、これは欠員です。宮之城西部方面隊が15人、鶴田方面隊が7人、薩摩方面隊が8人それぞれ欠員となっております。

欠員の原因につきましては、会社勤めが増加したこと、また地域の高齢化により人材が不足し、補充ができないこと等が主な原因と考えられます。

消防団員の定数削減に関しては、まず今年の3月議会の一般質問に答弁いたしましたように、鶴田方面隊の役場分団を来年3月末で廃止することにしております。この結果、17年国勢調査人口の2万5,690人で団員一人当たりの人口を比較してみますと、宮之城東部方面隊が96.3人に対して消防団員が一人という割合になるという意味であります。宮之城西部方面隊が29人、鶴田方面隊が53.9人及び薩摩方面隊が28.4人となり、町の平均では48.8人となるようでございます。

ちなみに、県の平均は、103人に一人ということでありまして、全国は120人に一人というのが平均というふうになっております。そういう点からは、本町では宮之城西部方面隊と薩摩方面隊が平均的に多いということになります。

薩摩方面隊の管轄区域の広さを考慮いたしましても、団員定数が多いと思われるわけでありまして、これを適正規模の組織に再編することが必要と思っているわけでございます。

また、薩摩方面隊の定員は、昭和31年9月から現在に至るまで50年間にわたり同じ定員で組織されてきたという経緯がございます。

近年、常備消防の充実、道路改良の進展等により、出動時間の短縮や機動力の確保が図られ、また消防資機材の充実等を勘案いたしますと、合併を機に適正な組織再編について検討しなければならないと判断されており、消防団本部会議におきましても、このことについて協議をしていただいていたわけでございます。

宮之城西部方面隊の件については、欠員が多いということもありまして、また定数の見直し等を検討しなきゃいけないと思っているわけでありまして、この薩摩方面隊におきまして、方面隊内部の会議において、今までの部制を廃止し、4分団体制に移行しようということで合意がされ、それを受けて、地区の公民館長さん方も交え、先月、消防本部と薩摩方面隊の消防団幹部の会議をもったところであります。

会議では、再編についてはやむを得ないという意見の集約をみたところでありますが、地域住民の皆様の御理解をいただかなければならない問題でもあり、あらゆる会合等を通じて周知を図

っていただくようお願いし、出席の皆さんの御理解をいただいたところであります。

今後におきましても、引き続き協議を重ね、できるだけ早い時期に意見集約を行い、全体的な再編計画をお示しできるように努力したいと考えているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

#### ○木下 敬子議員

1点目の診療所の件につきましては、スムーズに移行できるように進めているとのことですので、とても安心いたしました。診療期間が途切れることのないように、また医師に対しても、今までの功績に対しまして、感謝の気持ちを持って対応していただきたいと存じます。町長の意思を再度確認いたしましたので、この件については、質問を終わりたいと思います。

2点目の団員数の減についてですが、今お聞きいたしますと、人口割で考えれば、当然町長の説明のようになっていくかと思われそうですが、私たち地元の場合は、過疎、そして若者の数が極端に少ない現状であります。そうした中で、やむを得ないということも十分承知しておりますけれども、その中に住民の意思がどれほど反映されているのか。そのところを考えていただきたいと思います。

行政の方からたたき台というものを出されますと、住民はどうしてもそれに従わなければいけないんじゃないかというような錯覚を覚えてしまいます。そこに、本当に住民の意思が反映されていくのか。そのところも十分考えていただきたいと思います。

また、町長は、消防団は地域にとって重要かつ大切な組織であると認識を示されております。全くそのとおりだと思います。今回の災害でも、本当に御苦勞をおかけいたしました。早い時期に片づけなどの作業が終了いたしましたのも、被災者の方はもちろん、消防団、建設業界、そしてボランティアの皆さんのおかげだと心から感謝しているところであります。今まで以上に消防団組織の重要性が身にしみたのではないかと思います。

ところで、町民も自分たちの身は自分たちで守ろうと、自主防災組織を立ち上げてきています。が、実際に訓練を行った組織は、そのうち幾つあるのでしょうか。また、平均年齢は何歳ぐらいでしょうか。わかっていたらお知らせください。

#### ○町長 (井上 章三君)

自主防災組織のことについてお尋ねがございました。その部分に関しましては、担当課の方から答弁をさせたいと思います。

#### ○総務課長 (湯下 吉郎君)

自主防災組織の関係は総務課で担当しておりますので、私の方で申し上げますが、今現在組織をしておりますのが、宮之城地区で5地区、それから鶴田地区で2地区、薩摩地区で5地区あるわけですが、こうした中で、まだ薩摩地区が昨年警察署と一緒に防災の防犯等も含めた訓練を行っておりますが、全体的にはまだ実際の訓練というのがされていないのが実態であります。

ただ、今回の災害を踏まえまして、この自主防災組織の重要性というのが非常に大事であるという認識のもとで、来年度はこうした自主防災組織のリーダーも含めた研修、それから全体的に研修、実地訓練を含めた研修ができるような方策を考えていきたいと思っております。

それから、この平均年齢ということですが、年齢的には各公民会とかそうした組織でありますので、全体的なことでもありますので、平均年齢は算定しておりません。

それから、町内の結成率であります。現在70割ということで結成率は見えております。県内の平均が約6割ということですから、本町は高い数値で結成をしていただいているというのが実情でございます。

#### ○木下 敬子議員

平均年齢については、推して知るべしということだと思います。また、訓練の取り組みについても、地域でそれぞれが条件が違うわけですから、そう短期間に済むものとは考えてはおりませんけれども、訓練を通して危機感を持っていただくということが大切なことだと思います。

私は防災を真に考えるなら、この自主防災組織をしっかりと固めて、しっかりとした組織にして受け皿を確保してから消防団の対応を考えるべき。訓練についても、町が積極的に取り組むべきと考えております。その点についての考えをお聞かせください。

#### ○消防長（田上 泉君）

ただいま御指摘をいただきました団員の関係につきましては、先ほど町長の方から答弁がございましたように、再編計画案ということで、今現在、関係分団につきましてはお示しをしているところでございまして、そのことについて地区住民を含めまして、十分なる御協議をいただいて、その合意形成を得た後に、私どもとしましては、本格的に取り組んでいきたいという、そういった基本的な考え方を持っているところでございます。

あわせまして、鶴田役場分団の機材の問題もでございます。廃止に伴いまして、そのまま車両等を廃止するというのではなくて、それを薩摩方面隊の方に振り分けて、それを有効活用していただくというふうなことで、あわせまして、小型ポンプ等につきましても、自主防災組織の方に譲渡をさせていただいて、有効活用していただくと。そのような考え方を持っているところでございます。

#### ○木下 敬子議員

いろいろと御苦勞がおありだろうと思っておりますけれども、消防団は、地域に密着したかけがえのない組織です。非常時ばかりの消防団ではないのです。

私たちのさつま町を見回してみてください。中心部はほんのわずか、ほとんどの集落が点在している町です。そんな中で、周辺部の私どもは、消防団に絶対的な信頼を寄せています。台風の時など、赤い消防車を見ただけで安心するという声に思いをはせていただきたいのです。

団員数が減れば、当然動く範囲も限られてきます。昔からかまど点検と称して、各家を回ってくださいます。そんなとき、忘れずに訪ねてくれてありがとうございます、手を合わせるお年寄りの方もいらっしゃるという話を聞きました。

私どもは、こうした事柄を検討するときに、5年後、10年後の自分たちのこととしてとらえているのでしょうか。今70歳の方は、10年後には間違いなく80歳になります。そのとき、我が身は今のよう動けるのでしょうか。少子高齢化は間違いなくやってきます。そのとき、後ろを振り向いたら、支えてくれる人たちがいないということなのです。

消防団は、地域住民のお互いを助け合う互助の精神で培われてきた組織だと思います。こういう組織を縮小したりなくしてしまったりすることは、何か目に見えないもの、今の世の中に欠けている人を思いやるという大事なもので失ってしまうような気がしてなりません。

きのう、教育長も言われました。人間関係学がうまくいかないから、いじめなどの問題が生まれてくるのだと。私も実際そう思います。町長、そういうことを考えたことはありませんでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

御指摘のように、これからの地域というのは、高齢化は進んでまいりますが、そういう中で助け合いというのは大切になってくると。一層大切になってくるといふふうに思っております。

そういう意味で、この消防団の団員の数の削減という問題も、そうではありますが、単に一律に人口の平均値を取るといふような考え方は、これはもう適当でないと私もそう思っております。

し、人口の密集地域と、またそうでない過疎的な地域とは事情が全然違うわけでありますから、そういうことを配慮した検討というのが、これはあらゆる面においてなされるべきであるということは、これは私たちが考えなきゃいけないことだというふうに思っております。

これはまた、私たちは国に対してもそういうことを言っているわけでありまして、そういう点で、薩摩地区を見た場合に、人口が非常に広範にちらばってる。そして、また高齢化も進んでいるということでありますから、この削減といっても、やはり相応の削減ということと考えなきゃいけないということだと思います。

それと、先ほどありましたように、自主防災組織という、これの結成が薩摩地区においては、まだ少ない状況がありますから、こういうところをまた、一層地域の皆さんと相談をしながら、そういうような地域の組織づくりというのを図っていくということは、また同一的にやっていかなきゃいけないというふうに思っているわけでございます。

受け皿をつくった上でやるべきではないかということからいいますと、必ずしもそうならない面がありますが、またそれを一方で補う形での努力というのはしなきゃいけないと思っております。

いずれにいたしましても、これからのそれぞれの地域を助け合いながら守っていくという、互助の精神というのは大切だと、私も認識しているつもりでございます。

#### ○木下 敬子議員

町長が今おっしゃっていただきました。消防団員には地域格差があってもいいんじゃないか。私もそう思います。今、私たちは、政府のやり方に不満や不平を持って、地方切り捨てだと怒っています。が、私は、さつま町もそれに似たものになりはせぬかと危惧しているところであります。

きのう、町長は安心・安全なまちづくりが最重要課題だと言われました。まちづくりには、町民の一体感が欠かせないものでありますが、地域によっては、高齢化のため、一緒に汗を流せないのが今の姿だと思います。できるところは自分たちの力でやってまいります。が、周辺部においては、手を差し伸べていただきたいと存じます。非常時に町長が直接指示できるのは、消防団と職員だけではないのでしょうか。

財政面からだけでとらえないでほしいのです。周辺部に元気がなければ、中心部も寂れてしまいます。そういうことをどうか考えになって、町政に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

#### ○議長（濱田 等議員）

次は、27番、木下賢治議員の発言を許します。木下賢治議員。

[木下 賢治議員登壇]

#### ○木下 賢治議員

7月の豪雨災害以来、早いもので5か月を迎えようとしております。これまで、献身的に尽力された町長以下、執行部、職員の皆さんに慰労の念と敬意をこの場を借りまして申し上げたいと思っております。激甚、河川激特の採択を得た今、一樣ほっとしておりますが、これからが次の大きな試練の山になると思っております。私たち議会とも情報を共有し、住民と国・県とのほごまに立って、災害の復旧、復興、そして防災の確立に頑張ろうではありませんか。

私は、防災からの復興、町全体の活性化、そして行財政改革にもつながる協働のまちづくり施策の推進について質問をいたします。

町の振興計画の基本理念にうたわれ、そして町長が3月議会の施政方針で唱えられた協働のまちづくりの推進には、区公民館を窓口にしたその活性化が重要と考えます。

そこで、まず町長になられて1年9か月、この施策を町長なりにどのように評価し、また今後どのように推進すべきと考えられているか伺います。

2点目に、地域活動支援事業の成果をどのように評価し、また町長持ち合わせの情報で、このような活動も取り組んだらというアドバイスはいただけないのか伺います。

3点目は、行政と地域住民との協働活動に有効な窓口職員制度の実態をどう把握されているのか。私なりには活用している地域、活動している職員に差があるように思うのですが、町長はいかがでしょうか。また、今後の推進策を伺います。

4点目は、区公民館活動の中で、社会教育だけでなく、福祉活動や産業振興にももっと取り組めないかと考えます。区公民館長は、一生懸命やればやるほど多忙になります。

現在、条例公民館の中には、嘱託で主事を置いてもらっております。そのような館長をサポートするシステムをすべての区公民館に提案し、それに対する財政面での支援は考えられないでしょうか。私はインフラ整備を1件先送りしてでも、やる価値があると思うのですが、町長の考えを伺います。

以上、4点、これらは数字でどうこう言えるものではありません。また、答えはこれだと言えるものでもありません。町長の政策の一つとして、町長のまちづくりの思いを示していただくようお願いし、質問の提示といたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

#### ○町長（井上 章三君）

ただいま木下賢治議員から協働のまちづくり施策の推進についてということで、四つの観点からの質問をいただきました。随時答えてみたいと思います。

まず、第1点であります。これまでの協働のまちづくりの施策をどう評価するか。また、今後の推進策をということを伺いたいということですが、協働の世紀と呼ばれる今世紀であるというふうにも言われます。

社会の成熟とともに、住民意識の向上によって、公共的な認識がより高まっていく中で、地区公民館やNPO等が協力して社会活動に参加しながら、地域社会を支えるということが盛んに行われてくるような時代となってまいりました。協働による、より効率的な地域社会が形成され、かつそのような活動に対する意義づけがなされるという点で、協働していく部分は、今後とも大きくなっていくと思うわけであります。

過去におきましては、行政の運営に住民意思を反映させるということが大変重要な要素として言われておりましたが、昨今は、住民参画という形で政策の形成段階から参加をいただくことが言われるようになり、特に最近においては、共生協働という形で施策を実行する分野にまで参加していただくという機会が多くなってきたと思うわけであります。

本町におきましては、例えば、地域活動支援事業とか、公共施設等の清掃奉仕活動等も積極的に取り組みをいただいておりますが、また行政分野における保健福祉活動、民生活動、環境、自主防災、防犯の活動など、住民に対して行政だけではカバーできない部分で重要な参加をいただいております。公共予算が縮減されていく中、住民による諸活動は、今後においても重要な問題として取り組んでいくべきであると考えます。

また、役場の職員はこういった活動を支える中心的役割を果たさねばなりませんので、共生協働の地域社会づくりのための指針をつくりながら、今後とも地域との意思疎通を十分とり、地域の個性や特色を生かした地域社会づくりを推進してまいりたいと思っております。

次に、地域活動支援事業をどう評価するかという問題であります。地域活動支援事業について

ては、旧宮之城町で平成8年から取り組まれ、新町においては、合併の初年度から全公民館を対象に5か年計画を策定し、特色ある地域づくりに向けて取り組みを行っております。

それぞれの地域が持つ地域資源等の特色を生かし、イベント、美化活動、産業振興、伝統芸能の継承等、さまざまな事業が展開され、その結果として交流人口の増加、地域の活性化、地区民の融和等が図られてきており、公民館運営も円滑になされていくということで、大変評価できる施策であると思っております。

今後、新町のまちづくりを推進していく上で、まさに住民の協働によるまちづくりへの重要な施策として継続してまいりたいと考えておりますが、活動がだいぶ定着し、定例化してきている地域も多くなっているのではないかと評価しているところであります。

また、さらなる地域活動の推進という点でいえば、過疎化、少子高齢化が進む中で、地域においては将来の集落の担い手の問題は深刻となっております。これからの集落営農等の地域の担い手問題への取り組みは重要な課題となっております。

一方、本町は先般、景観行政団体第1号として県に登録いたしましたが、町としても景観づくりへの取り組みについては、各地域住民との合意形成のもと、重視してまいりたいと思っております。

それぞれの地域資源の見直しや活用を図りながら、農村の美しい風景や田舎暮らしのすばらしい部分をアピールできる誇り高い地域づくりに向けて取り組んでいく。そのことがグリーン・ツーリズム等の取り組みにもつながってまいりますし、ひいては地域の定住にもつながっていくものと期待するところであります。

これらの集落営農の推進、あるいはグリーン・ツーリズム、この景観への取り組みを踏まえたグリーン・ツーリズム等の問題は、これからの地域活動推進へのキーワードになっていくのではないかと考えております。

次に、地域窓口職員についての御質問であります。旧宮之城町では平成9年度から実施しておりますが、新町では合併当初から、全部の地区公民館に3名から6名の地域窓口職員を配置し、全職員を対象として、地区ごとに任期を設定し、輪番制により地域と行政とのパイプ役として配置しております。

職員の配置については、割り振った部分もありますが、地元からの要請による職員もあります。地域窓口職員の枠にとらわれず、地域の役員として、また会議等の構成員として、地域活動に従事する部分もあります。実態に即した取り組みがなされていると思っておりますが、窓口職員への調査では、出席要請がなされたり、なされなかったり、対応はそれぞれ異なっているようであります。

役割については、計画策定や事業、イベント等への支援、協力等を行っているところでありますが、公民館によって取り組みの形はさまざまであります。私も職員が地域活動に従事することについては当然のことであると思っておりますが、今後とも職員の意識部分での研修に努めてまいりたいと思っております。

職員の使い方次第では、影響のある要素もたくさんありますので、各公民館においても、職員を上手に使っていただきたいということもお願いをしながら、所期の目的を達成できるよう、それぞれに啓発を行ってまいりたいと考えております。

それから、4点目の問題でございます。本町には鶴田中央公民館、薩摩中央公民館と虎居、山崎、佐志地区の地区の公民館及び薩摩地区に求名、永野、中津川の地区公民館を所有し、地域住民が集い、学び、結びの場として自主的、主体的な参加のもとに、生涯学習の拠点として利用されており、地域に根差した事業を展開しているところであります。

薩摩地区3館は設置以来、館長、主事を配置し、手厚いサービスを提供してこられたところ

であります。他地域においては、住民が自ら企画し運営するなど、それぞれ特性を生かした活動が展開されております。新町になった今、地域間の平等性や運営コスト等を考慮し、薩摩地区の公民館長及び公民会長さん方と、平成20年度からの区公民館制度への移行に向けて協議を進めてきたところであります。

区公民館制度になりますと、現在配置されております館長、主事につきましては、平成19年度をもちまして廃止となるため、区への援助や事務等は、中央公民館が所管することになります。そこで、中央公民館内にこれまでの区の事務や運営など、援助する専従の主事配置を検討しているところであります。

また、各区公民館に役場職員を地域の窓口職員として配置しております。これからの地域づくりのサポート役として、地域窓口職員の積極的な活用をお願いしたいと思っております。

また、インフラ整備を先送りして、財政面の支援は考えられないかとのことであります。議員も御承知のとおり、町の財政も非常に厳しい状況にあり、また地域活性化のために地域活動支援事業補助金を交付しておりますので、現在のところ、そのほかに特別な財政支援は考えておりません。そういう点で、この地域、現在行っておりますこの方向の中で、それぞれが活性化を願っていただくことを願っているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

#### ○木下 賢治議員

町長にも協働の大事さというものを重々説明をしていただいたわけですが、私も当然そういう思いがあって質問をしたし、町長の考えを聞いて安心はしているところではございますけれども、本町の行財政改革は当然避けて通れない現状の中で、住民たちが自分たちでできることは自分たちでやっていくという、そういう気構えと言いますか、自治意識の高揚というものが不可欠だと考えます。

そこにこの協働の精神というものの協働の行動というものが、必要だと考えるわけですが、そういう中でこれを推進するには、きのうも日高議員の方から本町の財政の状況をみんなに、町民に知らせるべきじゃないかという提案もあったわけですが、確かにそういう宣言でもやった場合には、町民に暗いイメージを与えたりとか、おまえたちは合併すつときには何ちゆたかちゅうようなことを多分言われると思います。

夢を話して合併を進めてきたわけですが、物議を醸すかもしれませんが、やはり将来のために子や孫のためにということも訴えながら、本町の情勢というものをわかってもらえば、こらどうしても我たつもきばらんないかんねという気持ちが、今以上に推進されるんじゃないかと考えます。

まだ、右も左も見れない。にっちもさっちもいかない状態では私はないと思います。今だからできる行政改革というものを進める上で、この協働の活動というものに一生懸命力を注いで普及推進すべきだと考えます。

その点について、もう一回町長の信念を伺いたいと思いますが、協働にはいろいろあります。町長の方からもございましたけれども、本当にみんなで地域の道路を清掃したり、地域の子供をみんなで見守ってやったり、近所隣の高齢者を見守る福祉ネットワークも協働の精神だと思えますし、現在行われている中山間の直接支払い制度の協働活動も当然でしょう。また、木下敬子議員の方からございました消防団の活動であっても、私は協働だと考えております。

そういう意味で、今私が町民に協働の必要性をもう少し説く姿勢を町長にお願いしたわけですが、その点について伺います。

#### ○町長（井上 章三君）

少子高齢化が進んでいく。そして財政は、だんだんと厳しくなっているというのは、住民の皆さんも、それぞれいろんな情報の中で感じていらっしゃるのだというふうに思います。そういう中で、これは人に頼ってはおれないと。自分たちで自分たちの地域を守るという努力をしなければいけないという気持ちは、一層高まっているというふうに思います。

また、農業の分野においても、集落営農というような体制を組まないと、もうあと5年、10年した場合には、もう農地が面倒見る人がいなくなると。物すごい危機感の中で、国もこういう大きな政策の転換をなしたと。そういうものの先端にいるのが、私たちの地域でもあるのではないかと、こういうふうに思っておりますだけに、こういう一つ一つのことに對して、これはもう人ごとではないと。自分たちの危機感の中で、この地域をどうして守っていったらいいか。集落をどう守っていったらいいか。

そしてまた、ほかの人たちにアピールできるような地域づくりをどう進めていったらいいかということそれぞれに真剣に考えなければ、だれも自分たち以上に考えてはくれないぞというような気持ちで、危機感を持たなきゃいけないと。

これは、地方行政に対しても、国からも言われていることであります。国や県が面倒見てくれる、考えてくれるというのではなくて、自分たちの地域のことは自分たちが一番考えないと、それを考えるところには応援をするよと。考えないところは、もう取り残されていくよということが言われているわけでありまして、そういう意味でこの真剣さというのが求められてると。

私はそういう点から言いますと、今回の災害というのは、これは本当にみんなで助け合っただけじゃいけないということを考える絶好の機会でもあったと。そういうことにもつながったのではないかとこのように、いい意味でそういうふうにも理解したいわけでありまして。

雨降って地固まるという話がありますけれども、大雨が降って、さつま町はこの旧3町が物すごく助け合いの気持ちが高まったと。物すごく固まっていったぞと、こういうふうと言われるようなふうに協働の精神を高揚したいものだ。

そして、この災害をいい意味で、またバネにして私たちは地域づくり、まちづくりに取り組まなければいけないのではないかと。こういうふうに思いながら、この難しい時代を前向きに乗り越えていきたいと思っております。

#### ○木下 賢治議員

そういう思いを町長は、以前、各区を回って町民と語る会もされたわけですが、また次の段階で回る時期に来てるんじゃないかと思っております。そういう活動を利用して、町民に町の情勢、協働の精神を訴えていただきたいと思っております。

2点目の地域活動支援事業についてですが、町長が述べられたように、旧宮之城町時代の政策の継続であります。私は、本当にこの有効なありがたい事業だと町長同様思っております。

現在、私たちの地域でも、50万円の事業ですが、人々が動くそのいわば労働と言いますか、労働まで換算しますと、50万円が100万円、150万円の實質事業につながっているような気がいたします。

人がつながり、輪が生まれて、参画している人は、本当に地域づくりをやっているんだという存在感を味わえるすばらしいこの事業だと思いますので、今後ともぜひ続けていただきたいと思うんですが。

昨年、今年と感じたわけですが、各地区でいろんなイベントを計画されて行われるわけですが、町の行事、あるいはイベント同士の行事がかち合っただけで、なかなか私はほかの地区の人たちのイベントを見るというか、そういうイベント交流を町民に進めたいと考えるわけですが、そういうときにイベントがかち合ったりするものですから、この支援事業のカレンダー的

なものをつくって、地域と地域のイベント交流をしたらどうかというふうに考えるわけですが、いかがなものでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

地域活動支援事業を踏まえながら、それぞれの地域でいろんな検討、取り組みが進んでいるということは大変いいことだと思っております。

私はこの機会に、自分たちの地域の資源は何なのか、特色は何なのかということをしっかり見直して、そしてこれを育てていこう、そしてこれを特徴にしていこうというふうに、ぜひこの地域の古老の方々、歴史を知っておられるの方々をはじめとして、若い人たち一緒になって、そういうそれぞれの地域の特色というものを発見し、それを活用する努力をしていただきたいと。

あせってやる必要はないと思いますが、そういうところをしっかりとやって、自分たちなりの地域づくりというのを取り組んでいただきたいというふうに思います。

その結果として、いろいろなイベントが開催されるということに関しましては、いつそういうものを実施したら、より多くの人々にアピールできるかと。行事が重ならないように調整をするということは必要であると思っておりますので、またその担当課の方でカレンダー的なものをつくっては、そういうものを随時情報として流しながら調整していくことは必要だろうというふうに思うところであります。

#### ○木下 賢治議員

検討方をお願いしたいと思います。

次に、3点目の窓口職員制度について伺いますけれども、担当課に聞きましたら、活動の内容等は、集約はされていないようでございます。私は考えるわけですが、さっきも述べましたように、やってる地域、また活動してる職員に差があるように感じるわけですが、一生懸命やっただけの職員を見ますと、評価してやるべきじゃないかと思うんです。

今職員の評価制度、行革の中でも言われておりますけれども、そういう意味でも職員がどのような活動をしたということを、集約されていなければ評価のしようもございませんし、そういう制度を考えていただきたいと思うのが1点でございます。

それから、町長の方から、3人から6人の人数で各区に設定をしてあるということでしたけれども、住民サイドから言えばそういうのは考慮するというふうな話でしたが、人材によってこんなことはあんやっが詳しくかどとかちゅうのがあると思います。

現在、それぞれ割り当てられている職員外の職員にも、フリーに地域が活用できる、また職員の中には、自分は任命されていないんだけど、地域づくりに参画したいんだという思いを持っている職員もたくさんいると思います。そういう意味で、そこ辺の壁を取っ払って、フリーな形で窓口職員になっていただきたいと思うんですけれども、その点について町長の考えを伺います。

#### ○町長（井上 章三君）

窓口職員にもいろいろと対応に差があるんじゃないか。これをもう少しお互い勉強会をやったりして質を高めて、そしてまたノウハウを共有しながら、全体のレベルアップを図っていくということは、必要なことではないかというふうに思ったところでございます。

そういう点での職員同士の勉強会をしながら、そういうノウハウを共有化していくというようなことは、またどこかで勉強会をさしてみたいというふうに思うところであります。

職員によって経験や能力、またそれぞれの持っている才能というのが違いますから、そういうものがいろんな人たちが、うまくミックスして地域を支えていくというふうになればと思っておりますし、ぜひまたそういう職員の能力をうまく引き出して、活かしていただきたいというふうに願うところでございます。

## ○木下 賢治議員

わかるわけですが、職員が活動したことを当然、就業時間の活動というのものもあるわけですので、どういう活動をしたかというのを担当課、あるいは総括する企画の方でも把握する必要があるかと思えますし、町長は本当に、そういう一生懸命やってる職員を評価することの必要性というものは、その点についてもう一回お願いします。

## ○町長（井上 章三君）

活動がどの程度、どういうふうになされているかということを集約する。そういうことを把握するというのも、また一方で必要だろうとは思いますが、そこらのところに対して、あるいはその今後そういうところを窓口職員の活用方法というようなことについて、企画広報課が担当課になっておりますので、そこらの考え方を少し答弁させてみたいと思います。

## ○企画広報課長（中村 慎一君）

御質問の件でございますが、この窓口職員につきましては、先ほども町長の方から御答弁がありましたように、こちらの方で割り振りをする部分というのもありますけれども、地元の公民館の方から申し出をいただきまして、その申し出のあった職員を対応していただくといった部分も、自由に今やっておりますので、その部分は、区公民館長会でもいろいろとお話をしながら、対応はしていただいているというふうに思っております。

この職員につきましても、それぞれその住む地域の活動でございますから、積極的に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

それから、評価の方法につきましては、それぞれ公民館長さん方とのそういった意見の交換ということを通して、そういったことをしていかなければいけないというふうにも思いますが、ただ、この職員の使い方が、それぞれの公民館によってそれぞれ違うのではないかとこのふうにも考えておまして、先ほど町長から答弁がございましたように、上手に使っていただいて、そして能力をフルに活用していただくということは、お願いをまたしていきたいというふうにも思っています。

それから、この職員のそれぞれの活動につきましては、勤務時間内を含めての地域活動といったようなことではございますが、かねてその職員がどういった地域活動に取り組んでいるかというのは、直接の上司の方である程度は理解もしますし、かねてのそういう職場の中でそういった活動については、よくわかっているのではないかとこのふうにも思っております。

そこらにつきましては、また総務課の方で、そういった職員の評価というのをどういうふうに取り組んでいくかというの、今後の問題というふうにとらえておりますが、そういった部分では、各主管課長を通してそういう職員のそういった取り組みについての考え方等につきましても、上司の方から、そういう啓発なり周知なりをお願いをしていくといったような、そういった活動もやっていきたいというふうにも思っております。

## ○木下 賢治議員

担当課の考えを聞いたわけですが、やはり必要と町長が考えれば、やるべきじゃないかというのが欲しかったし、いやそんな要らんちゅやれば、そいでいいんです。そこ辺の町長としての判断をいただければ大変ありがたいと思います。

先に進みます。町長の方からも上手に使っていただきたいというふうな、活用していただきたいというふうな話がありましたけれども、私も当然そう思いますし、先ほど述べました地域活動支援事業についてもなんですが、やはり館長研修会の話聞いてみますと、回数も私はまだ少ないと思います。

こういう館長研修会等を協議会の中で自主的に研修会を活発にさせていただいて、ほかの区の活動というもののなんかの紹介をして、お互いに研修し地域の活性化を督促していくような手だて

というものを、もう少し考えられないかと思えますけれども、この窓口職員制度の活用でしろ、いろんな町の制度を活用するにしても、やはりそういう区の公民館長研修会で、そういうお互いの情報提供をし合うことが、町全体の活性化につながると思えますけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

今御指摘がありましたこの館長研修会が少ないんじゃないかと。ここのところを勉強会をする、そして情報交換をしながら、館長の皆さんがまずいろんなやり方というのを学ぶということが、これはまずもって大事なことではないかというふうに私も思うところであります。

それによって、いろいろ窓口職員をまたどう使ったらいいかということも、いろんな知恵も出てくるわけでありますので、今指摘されましたこの館長研修会のような機会をもう少し、これが多かった方がいいんじゃないかという件については、検討させていただきたいと思えます。

#### ○木下 賢治議員

よろしくお願ひします。

私ども旧薩摩地区では、平成20年度に区公民館制へ移行することに方向づけが示されましたけれども、私は地域の中で話をするわけですが、本当にすばらしい活動をされている地域がたくさんある中で、これからの地域の発展というものは、区長さんの働き次第で大きな差が出てくるんじゃないかということをお話しております。

そういう意味で、館長研修会等で情報を共有しながら、町全体が活性化していくように望んでいるところでございます。

次に、4点目の質問に入りますけれども、先ほどいろいろ述べましたが、財政的には厳しいというような町長の判断もありました。現在でもすばらしい区の運営をされているところがございます。

特に、私も久富木の末永館長の講演と言いますか、事例発表を2、3回聞いたことがございますけれども、すばらしいなと思えますし、鶴田の神子地区や薩摩の永野地区でのこういう公民館の活動というものも評価をされておりますが、私の夢と言いますか、あの久富木地区のような活動が、町内全体の区に行き渡ることができないかということでもあります。

そういう館長をサポートするようなシステムと言いましたけれども、私はそこに、各区に職員を派遣してくれということではございませんし、当然その地域を本当に思う人が、住民の声の窓口になったり、また町行政や窓口職員との連携をとったり、新しい情報を住民に提供したり、そういうような活動をして、区の公民館長をサポートする人が設置できたら、本当に私はいんじゃないかと考えるわけです。

現在、週5日制なんですけど、週に3日でもいいんじゃないかと思えますけれども、そういう今後ああいう久富木地区みたいな、私は公民館になっていただくためにも、何かそういう手だてが欲しいと思えますし、当然久富木地区には主事さんもおられないわけですけども、かわるようなサポートする人が、人材がいらっしゃることも聞いております。

やはり窓口職員制度の活用もうまくされておるようですし、そういうものを自分たちの地域にも、もう少し取り入れて普及させていきたいという思いがあるもんですから、町長にお願いをするわけです。

財政的に厳しいという判断でしたけれども、いま情報を見ますと全国的には、いろんな町で住民による公共事業と言いますか、そういうものを作って、それで地域の、あるいは地区の活動費を生み出している町があります。

愛知県の額田町やら、静岡の掛川市なんか、年間300件ぐらい地域に公共事業を提供してい

らっしゃるそうです。また、きのう、川口議員の方からございました長野県の下條村もそのような活動をされているようです。

やはり、そういう公共事業が住民の方に回れば、建設業者は余りいい顔はされないかもしれませんが、区に100万円としても20区、2,000万円です。道路1本つくるお金で、私は何かそういうものができないか。労働奉仕して、人件費を地域に還元する。それで地域の活動費に向けられないかということをおもったもんですから、そういう財政支援の手だてとして町長に伺いたいわけですが、いかがでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

この地域の活動を活発にしていくという点において、主事の配置というのが非常に重要なキーポイントになるんだろうかという問題が一つございますが、先ほどございましたように、久富木地区の場合なんかにおいては、主事はいないけれども、その集落、公民館の中で組織をつくって、みんなでそういう、いろんな部門を運営をしていく、そのための検討会をやったりしながら、そしてこれを活性化していくという体制をつくっていらっしゃるようでございます。

こういうところは、学ぶべきところが多いというふうに思いますし、一人の主事の強力な力というのを問題にするよりも、そういうみんなの意識が高まって、いろんな能力を持った方々が、老いも若きも集まってこの公民館を盛り上げていく、集落を盛り上げていくというような体制をつくっていくという方に、ぜひそれぞれの公民館で取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

また、いろいろと先進的な取り組みをして、評価されてるところは、県内、県外いろいろとあるわけでございますけれども、県内では有名な柳谷集落というのがございまして、ここは芋をつくったり、おっしゃるような産業振興ということにもつながるわけですが、そして最近はたしか焼酎をつくって売出すというようなこともされたりして、非常に町からの財政は一切当てにしないと。そして逆に、地域の住民に1万円ぐらいずつボーナスを今年は配りましたというようなことを言われておりました。

そういうふうに、非常に知恵深く、そして頑張るところは頑張っておられるなど、そこまでののに、リーダーシップとか、また相当の努力があったと思うんですけども、ぜひそういうところを見つめながら、それぞれの地域なりの取り組みというのをやっていただいて、今の地域活動支援事業というのは、私は非常にいい制度だというふうに思いますし、これを一つのバネにして、それぞれの地域が、ぜひいい形の組織づくり、そして推進体制をつくって、また窓口職員をうまく使って、それぞれの協働の地域づくりというのをやっていただけるといいなというふうに願っているところであります。

そういう点で、いろんな事例が、先進事例というのが、最近は言われておりますので、そういう勉強をぜひまた今後とも前向きにやっていただきたいというふうに願っております。

#### ○木下 賢治議員

町長がおっしゃるように、主事が当然絶対ではないということは私もわかっております。

いればいで、甘える面もあります。現在の条例公民館がそういう一つの例でもあるわけですが、本当に地域を思う人たちの集まり、その輪を広げる手だてというものが、望ましいもんだから、そういう思いをお願いしたわけですが、

やはりそういう住民による自治の中で、財政的な面も自分たちで生んでいく、紫尾区みたいにああいう資金を生む施設を持つてるところは本当にいいわけですが、町長がおっしゃるように、いろんな作物を栽培して、その益金で地区の運営をしたりということなんか、一つのいい例ですので、そういうことなんかを町全体に知らしめる手だてというものも検討していただ

きたいし、財政の支援のやり方についても、先ほどの住民による公共事業の点も、全く無視できない点もあるかと思しますので、検討の一つにさせていただきたいと思います。

時間がなくなったようですので、最後にしますけれども、町長、私たちは広域合併でなく、3町で庁舎の見える町民と直接語れる合併を選択をしたわけでございます。

この規模の合併のメリットの一つに協働のまちづくりが必要となり、それに取り組みやすいというものが上げられると思えます。協働活動の参画にしても、仕事の都合で、また健康上の理由でできない人もあられるでしょう。でも、その人たちの仕事は、やってる人たちに御苦労さん、ありがとうという、それだけで十分じゃないでしょうか。

とにかく協働活動をすると傍観者もいます。それどころか、「あんしゃ暇やっでとか」「よかぶってとか」「まこていそがひかとこれ」とか言って、やる人たちを牽制する、足を引っ張る人も少なくはありません。

私が見たこの協働活動の関係書の著者の言葉に、「100%の完全な参画はあり得ない。参画者を一人一人呼び込んでいくことに意義がある。」とありました。私もうなずいたところがあります。

今では有名になった矢祭町、全会一致で合併をしない宣言がされ、まず職員が目が変わったそうです。「いけんたつろかい。どしてんこら、うんだつがせんないかんど。」という意識づけがされたというふうに記されております。

矢祭の町長は、職員の給与はカットはしない。とにかく考えよ、頑張れということ、声をかけられたそうです。町民にも、矢祭町を、私たちの矢祭町を愛しましょうという、町への愛を強く訴えられたそうです。

そして、私が今日述べる協働の精神を訴えられたということが記されております。誠意を持って町長が、住民に住民自治意識の高揚を訴えられたこの事実を見て、私は井上町長にも、もう少し、忙しいでしょうけれども、自分の時間をとっていただいて、政策を練りリーダーシップをとっていただきたいという希望がございます。

町長からのトップダウンと、町民や各課からのボトムアップを交流電気のように密にして、町政に臨んでいただきたいと考えます。我が町の将来像である、「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」、織りなすとは、町民が行動することであり、それは協働の活動にほかならないと思えます。私のこういう精神と言いますか、思いに町長の所感をいただいて、質問を終わります。

#### ○町長（井上 章三君）

すばらしい心情を吐露していただきました。矢祭町は合併をしないという選択をされ、そのことは、全国に非常なアピールになったわけでありますが、それだけに物すごい危機感を持って、そして町内にそういう気持ちをまた呼びかけられたんだというふうに思います。

これは御指摘のように、私も学ばなきゃいけないところだと思いますし、我が町も災害ということでも大変な試練を受けておりますし、また合併をしたとはいえ、財政的に非常に厳しい道を歩まなきゃいけないという状況もございます。それだけに、厳しさが要求される、危機感が要求されるということにもなります。

そういう意味で、今御指摘のありましたような、私も先頭に立っていくということにおいて一層の決意をし、また今回質問をされました協働のまちづくり、これを我が町も目標にしているわけでありますから、また一層の気持ちを持って取り組ませていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

#### ○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

---

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時00分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、23番、中尾議員の発言を許します。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

先に通告した件につき、質問をいたします。

今回の水害で、柏原地区の小路下手、大願寺地区も大きな被害を受けました。当地域は、47年の水害以来、30年以上にわたり河川改修の要望をし続けてきた地域でもございます。

今回の河川激特事業による柏原地区の復旧は、従来から要望してきた本川連続堤の築堤ではなく、輪中堤による整備方針が示されました。

当地域は、農業の盛んな地域であり、水稻はもとより、果樹、園芸、畜産等、真剣に農業に取り組んでおられる地域でもあります。本町の特産物でもあります春ゴボウの発祥の地域でもあり、本当に高齢化率は進んでおりますが、農業に真剣に取り組んでいただいている地域でもございます。

そうした地域でありながら、輪中堤の築堤では、輪中堤の外側の一部の農地や施設、畜舎やハウス等は今後も水害から守れないこととなります。また、建築基準法による危険区域の指定に輪中堤外側の地権者の同意が必要となることから、事業推進にも大きな課題があると考えております。地形的に見ても問題があり、まず輪中堤ありきの今回の整備方針には納得ができません。

川内川本川の築堤を要請すべきだと思いますが、国県の事業であり、町長の答えられる範囲も定まってくると考えますけれども、町長の考え方の一端を述べていただきたいと思います。

以上、1回の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま中尾議員の方から災害復旧の一環としての柏原地区の整備の問題について質問いただきました。

今回の河川激特という事業が決定したということは、我が地域、長年要望を続けてきた地域としては、大変大きな朗報であったわけでございますが、この河川激特事業は、本年度からおおむね5カ年、短期集中的に整備される事業であって、川内川の外水氾濫をなくし、家屋の浸水被害の解消を図るという目的で実施されるんだと説明されております。

そして御承知のように、国交省の川内川河川事務所の説明では、農地まですべて守るには、期間及び事業費等の問題もあるので、今回の事業では、外水から家屋を守るというふうに取り組むのが目的であって、農地の関係者については我慢をしてほしいという説明でありました。

町といたしましてはこの説明会の後、いろいろな地元の声を聞いており、また国交省の方とも話もしたりしているわけでございますが、これは激特事業全体の基本方針であるということで、現段階ではなかなか難しい回答でございます。

今後、現地測量が行われ、工法の検討等が示される中で、さらに地域の実情を踏まえながら、交渉の余地がどのくらいあるものかということは、これは精いっぱいを探ってみたいと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

○中尾 正男議員

ただいま町長から答弁をいただきましたが、国の方針に沿って進まざるを得ないというような答弁かと思うんですが、まず今回町長、この激特事業の中で、柏原地区、輪中堤が提案をされた。そのことに対して、最初その提案を受けたとき、町長はどのように受けとめられたのでしょうか。そのことは大事なことだろうと思うんですが、伺っておきたいと思っております。

○町長 (井上 章三君)

今回の激特の説明の中で、輪中堤という方針が出されたわけでありましたが、そこが具体的にどの地域に当てはまって、どういう形になるかということまでは、最初はわからなかったんですけども、そういうような方針になってきたんだなど。

財政の事情もあり、今までの河川改修の築堤に対する考え方から、こういう輪中堤などを含む改修ということに方針が転換されたんだなどというふうに、まずは理解して、そういうやり方もあるのかなど。そこでどんなふうになるんだろうかというふうに思いながら、最初は聞いたところでございます。

○中尾 正男議員

町長の受け取り方はその程度であったのかと。こういうふうに言わざるを得ないと思っております。

私は、やはり長年、30年以上にわたって連続堤を要望してきた。そして、激特事業が採択して非常に喜んだ。ふたを開けてみた途端、輪中堤ということで非常に残念で、なぜ輪中堤なのかと、そういうふうに思うわけです。

町長の言われるとおりの、国の総合治水の整備方針が、やはり変わってきております。その中で、その方針の中での輪中堤だろうと思うんですが、本当にもう少し町長に怒っていただきたい。先ほど申し上げましたとおり、この地域は非常に農業の盛んな地域で、農地の評価も高い、1等農地で、遊休農地もない、本当にそういう地域であります。

ここをそういうふうな輪中堤ということに対しては、非常に遺憾に思うわけでございます。私がなぜ輪中堤では不満なのかということ、先ほど申し上げました農地の問題もございすけれども、ほかにこの地域は県河川の夜星川が中央を流れて、大きな水量を持った川であります。

それと、小路下手の方には土地改良区の大きな水路もあるわけでございまして、今回の事業の中では、内水被害も当然そういう地域でありますから、懸念される状況でありながら、排水施設の予算はついてない。

それから、対岸の下湯田地区の方は築堤をされていきます。そのことによって、より一層、柏原地区の方の浸水被害は広がる、そういう懸念もあるわけでございます。

それから、その輪中堤から取り残された農地のところは、そういう状況で、たびたび水害被害に遭いますと、農業の推進意欲も減退をしていくというようなことも考えられるわけであります。

それと、最初で申し上げましたとおり、この工事事務所の方の説明では全然なかったわけですが、今回の災害調査に行きまして輪中堤をつくる場合については、条例で危険区域の指定をしなければならぬと。このことは全く説明を受けてなかったわけでありまして、このことが非常に事業推進に大きな課題をもたらすんじゃないかというふうに考えております。

なぜなら、やはり輪中堤の外側に残された地権者は、なかなか同意をもらえないんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、このことは、柏原地区ならず、山崎地区においても、

どこまで危険区域の指定をするかということもありますけれども、同意もらうのに非常に困難をきわめるんじゃないかというふうに考えるわけです。

ここあたりの町長の意識を、輪中堤ではよくないんだという意識をぜひ持っていただきたいという思いもあって、私もこの一般質問をやっているわけですが、町長はこれを受けて要請もしていきと言われましたけれども、これらについて、国の方とその中身について協議をその後されたものか、伺っておきたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

この輪中堤という言葉が示され、そして具体的な絵が示される中において、そこを具体的に検討してみると、特に柏原地区の農地を縦断するような形の輪中堤という姿になってるということには、非常に違和感を感じたわけであります。

ただ、このことは、今回の激特が決定した地域全体、特に菱刈町の町長さんなども向こうは農地が大半であったという、農地が浸水したということで、そこに対して農地をできるだけ守るような工面をしてもらいたいということは強く言われておりました。災害のころから言われておりました。

そういうことなども踏まえながら、国交省の方は住民のいろいろな声、我々がそれぞれの地域で語ったことなどを踏まえて案をつくり、財務省の方と交渉されたということではありますが、財政の厳しい中での財務省との戦いと言いますか、交渉は非常に厳しいものがあつたと聞いているわけであります。

ですから、今までの、今回のこの方針というのは、河川改修に対するその整備方針、今まで考えていたいわゆる連続堤という改修のあり方からの大きな方針の転換がされたんだと。そして、そういう中で、農地というものに対しては、また考え方を次の考え方をしてもらわないといけないと。そうしないと、この事業自体を決定するということがなかなか難しいという国の状況があつたというふうに私は判断したわけであります。

しかし、そこにはいろんな問題がありますから、そこんところをできるだけまた調整をして、また折衷案と言いますか、その地域ごとに具体的なまた交渉はしなきゃいけないと思っているわけですが、この連続堤という改修のあり方から輪中堤という、できるだけ財政的に切り詰めた形でこれを実施すると、とにかく外水からの家屋を守るということに今回は特化するんだと、内水ということは、これは次の問題として考えると。

ここらも非常に乱暴なことでありますけれども、しかし、もう今回はそこしか金が出ないんだということで、国は我々に示してきているわけでありまして、この問題を「はい、そうですか」では済まないわけですが、今回の5年間の期間の中でやるという事業予算としては非常に限定されてると。

ですから、基本的な方針自体を変えるということの要請というのは、私は現段階においては非常に難しいんじゃないかというふうに思っているわけであります。それだけに、測量をやりながら、できるだけ影響の少ない形での線形にしようという交渉の余地はまだあるのかなと思いつつながら、今後の第2弾のいろんな交渉というのに対しては、また地元の皆さんの意見を聞きながら一生懸命やらなきゃいけないと、こういうふうに思っているところであります。

#### ○中尾 正男議員

事業推進を図らなければならない町長の立場も理解できます。ただ、過去のいきさつからいきまして、当然やはり今後地元からも要望も上がってくると思うんですが、その前にやはり申し入れをしていただきたいかったというのが私の本音であります。

事業の予算の関係が一番ネックになってると思うんですが、町長はその後改めて現場に、現

場を立ち入って見られたのでしょうか、どうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

現場には何回か立ち寄っております。

○中尾 正男議員

その後、現場も見られたということでもありますから、私もしょっちゅう通っているところですが、その後改めてやはり現場に足を運んでみました。そうすると、小路下手地区はもう一部、前からの流れで買収が済んでいる地域、人家連担の終わりの方まで、堀之内旧町長邸のあたりまで測量も済んでるということなんですが、そこからどういう輪中堤の線で来るのか、スライドでやられただけで図面も出していただけませんか、どういうふうになるのか。

ただ、大願寺地区については、現場に立たれたらわかると思うんですが、どこからどう輪中堤を引いてきても、今の夜星川の河口から下流の方に連続堤を引いた方が、輪中堤より距離的にはもうはるかに短いんじゃないかと、そういうふうに上流、ちょっと上流部分の方に取りつけるとすると、夜星川が大きく湾曲してますから、輪中堤の方が距離的にも倍ぐらいになるんじゃないかというような感じを私は持つわけですが。

だから、そういうこともやはり国交省に要請して、輪中堤の方が高く、距離も長くつくと言われますけれども、どうも説得力がないわけです。

ですから、そこあたりをやはり検証しながら、事務所の方はどこあたりという説明でもスライドだけですから、先ほど申しましたように、書類も図面も出していただけませんかけれども、もう測量もさしてくれと一点張りで、どこあたりにつくるか全然そういう説明もなく、そういうことですから、やはり地元の地権者も疑心暗鬼になっている部分もございます。

そういうことで、既成事実で積み重ねてそのままいってもらっては困るということもございすから、やはり町長、事務所に出向いて現地説明なり、測量に入る前にそういうことを要請しておく必要があると思うんですが、どのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

大まかな計画図というのは示されたわけですがけれども、実際のところ、それ自体においても、どこらを通ってどうなるのか、どのような形状になるのかということは、正確さはほとんどないということでありまして、国交省の方もとにかく測量をしないと厳密なところは向こう自体も見えないんだと言われているわけですから、そして向こうなりの考え方というのをまず整理をされてみて、私はそこからの戦いだというふうに思っています。

それで、その具体的な測量の結果というのが見えてきたときに、それに対してもっと言われまして、連続堤でやった方がこの部分はもっと安上がりでいくとか、あるいは輪中堤でなくて宅地の嵩上げ、このぐらいの戸数だったら嵩上げはできないとか、そういうようなこともいろいろと財政の範囲内でもっと可能であれば、そういう意見は出して一生懸命交渉してみるといことは、私はある程度弾力性を持って向こうも見つめておられるというふうに思っているわけでありまして。

しかし、測量が済まない中で議論をしようとしても、もうほとんど議論の余地はないと言いましようか、進まないというふうに思うわけでありまして、まずは測量をしてもらって、そこからお互いにもっと角度のある立場で議論をし、そして現場のよく実情のわかった方々が意見を出していただきながら、最終的に調整していくということではないといけないんじゃないかと思っております。

そういう点で、基本的には財源というのはもうこれ以上に膨らむということはないと言われておりますから、その範囲内でもっとやれる道があるとすれば、それを大いに我々は主張していく

べきであると思っておりますので、測量を拒むということをした場合には、時間だけが過ぎてしまつて私は事業自体の進捗に影響が出る、それは決して得策ではないというふうに思っているところです。

#### ○中尾 正男議員

測量を拒むという意味で議論をしているわけではないわけですので、指摘をしておきたいと思うんですが、やはり測量をする場合に、この前の委員会で事務所から来て説明をしていただきました。そのときにもちょっと伺ったわけですが、もう輪中堤ありきで、輪中堤関係の測量は、現地測量もするけど、本線については測量も何もしないと、こういうふうに明言をされました。

ということは、やはりもう本線、経費の、私が言うように、特に大願寺地区あたりについては、もう距離的にも本線、連続堤防の方が短いだろうと思うし、用地にしても田んぼの真ん中、一方の方は河川の杉山とか竹やぶとか、用地交渉も用地関係も非常に安くつくと思うんですよね。最低でも17、8メートルから20メートル幅で500メートルの築堤ができれば、一町歩優良農地がつぶれるわけですから、その用地交渉の用地費の問題、そこあたりも本線関係については全く測量もしてないと言われるわけですから、比較のしようがないわけですね。輪中堤と、経費の面についてもですね。

ですから、やはり一言はその前にやはり来ていただいて、どういうふうなところの測量をさしてくださいと、現地でどういうふうな予定ですと、もうそれは当然向こうは持つてるわけなんですけど、出していただけないわけですから、そういう交渉をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○助役（総務）（宮之脇尚美君）

柏原地区の輪中堤の関係でございます。そのほかの地域につきましても、やはりいろいろこう問題がございまして、これらについては、町長の指示を受けながら、河川事務所の方と私の方で副所長さん、あるいは所長さんと協議をいたしております。

また、今週は整備局、また来週は九大の島谷先生の方にもお伺いして、いろいろそういう問題等を、メリット、デメリット等を掌握していきたいというようなふうに考えているところでございます。

とりあえず、河川事務所としては、設計は別でございまして、平面図と縦断図、横断図をとって、地域の説明に入りたいというようなことでございまして、そこら辺をしないと、やはり現在の川内川の河川の河床を含めた測量というのは、200メートルピッチでしかない。

やはり河床の高低をやはり詳細にわたって、また沿線の高低も詳細にあたらないと、やはりそういう輪中堤の問題につきましても、どういう手法と言いますか、工法等が、やはり土羽でいくのか、あるいはコンクリートの輪中堤になるのか、そういうものも決められないというようなことでございまして、また輪中堤が必要であるかないかという判断もなかなかつきにくい。

ただ、今の段階では、今回の判断の状況を踏まえて、いわゆる提案をされているわけございまして、今回の激特の予算の範囲内でどの程度地元の要望を受けられるかというのは、今後の課題であるというようなことを言われております。

とりあえずは、現在の各地域における被災状況を受けてのそういう計画案でございまして、最終的には測量をして、一旦地域の説明に入りまして、そういう意見を踏まえながら、今回そういう説明を受けて、要望を聞きながら設計に入るという段取りをしたいということでございまして、とりあえず測量だけはさしていただきたいと思いますというようなことでございまして。

#### ○中尾 正男議員

先ほどから同じことを繰り返しているんですが、やはり国交省の姿勢にも、地元からすれば、

信用できないという言い方はちょっとまずいかと思いますが、疑心暗鬼に地権者がなるところもあるわけです。

例えば、先ほど申し上げました危険区域の指定の話なんか一言もされてないわけですね。これは、やはりこの前調査に行ったときに、指定、そういうことがわかったわけですが、建築基準法の関係法令文を見ても、そういうことで市町村は輪中堤等をつくった場合は、その危険区域を指定することができるようになっていたものですから、必須規定ではないんじゃないかと思って、川内川の方の事務所の方に確認をしてみましたけれども。

やはり輪中堤をつくる場合は、堤の外側が危険区域になるということで、これは必ず町で指定をしなければならないと、条例を制定しなければならないと、それができないと事業ができないというふうに確認をとってあります。

そういうことで、ここあたりは非常に輪中堤の外側の人たちの同意が得られるのか、そこあたりは、私は最も危惧をするわけでありますから、やはりそういうことを含めて、少し不信感があるんじゃないかと思うんで、測量は当然さしていただけたらと思うんですが、その比較、費用対費用を、連続堤との、そのことを説明をする上においても、本線の連続堤の距離がどれぐらいなのか、それぐらいのやっぱり測量はやってですよ、提示をしながら地元理解を求めているかと。

一方だけで、輪中堤の方だけで、もうなし崩しにそのままいかれるんじゃないかという不安が当然あるわけですから、事前にそういうことを申し入れる分については問題がないと思うんですけど、やっていただけないでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

地域の皆さんのそこらの考えというのを、私も直接にまだ伺ってない面はありますが、そこらのところはまた伺わせていただきながら、事前に話をするということはあってもいいんじゃないかというふうに思うところです。

国交省の方も、例えば人家を守るということで言われているわけですが、輪中堤で囲むという場合に、じゃあ人家は守るけど、畜舎はどうなんだと、畜舎もあるんだよねということもやはり気にしておられるという話も聞いておりますし、あるいは、農地がどういう状況であるのか、そこらにおいて、またどこまでをどう守る、あるいは輪中堤の形をどういうふうにするのが一番いいのかということについては、ある程度まだ、もう図面どおりにやるんだということではなくて、弾力的にそこらはまだ考えておられるということでありますから、そういう点では、今後とも話ができるんじゃないかと思っております。

ですから、よりこういうようなことはどうなのかと、財政の範囲内、あるいはまた今回の基本方針ということ踏まえながらも、ここらはどうだろうかというような話においては、先ほど助役の方からもありましたように、今後とも何回かいろいろ話をする機会がありますから、そういう中でまた申し入れをするというようなことは可能だというふうに思いますので、そこところはまた聞かせておいていただきたいと思います。

#### ○中尾 正男議員

私も当地域の全員の意向を把握しているわけではございません。小路下手は、川沿いにずっと人家がありますから、またいつ近いうちにこういう水害が起こらないとも限らないという危惧をいただいて持っておられる方も多いので、できるだけ早く測量をして、やはり工事に移っていただきたいという気持ちの、そういう気持ちの人もおりますし、また大願寺の方に行きますと、どうしてももう大切な農地が、真ん中から田んぼを突っ切って横切る、河川堤防もそんなに差はないのに、なぜ輪中なのかと、いろいろ意見があることは承知いたしております。

ただ、そうした中で、もうやはり選択をここで間違え、間違えと言うか、間違えと百年の計、

子供たちにも大きな禍根を残す選択になるんだろうと思うんです。

そこで、やはり町長の意思の持ち方、そういうやっぱい連続堤、いろんな要素から考えて、お金の問題がクリアできれば、予算内であれば連続堤の方がいいことはもうはっきりしているわけですから、そのところの説明をもう国交省はやろう、河川堤防本線連続堤については測量もしないと言われていたわけですから、やはりそういう意味では説明責任ができていないと。地元は納得できないということですから、そこあたりを十分申し入れをしておいていただきたいというふうに思います。

それから、やはりなぜ私がこういうことを申し上げるかということ、ちょっと聞いた話ですが、最後は、輪中堤についての考え方は、町長が、私がどう考えるかだろうというふうにぼろっと漏らされたというような、そういうことを聞いているわけですが、それがどうであるかということ、それを議論するつもりはないわけですが、そのことはやはり本音であるし、そのとおりであるのではないかと思っています。

だから、やはり町長に、それではいかんのだと、やっぱいそういう意識を持っていただきたい。今後、この前調査に行ったところは、やはり合意ができれば、700メートルぐらいの築堤も、2年経たずにぱっとできているわけです。

やはり、この合意形成に向けて、そこあたりをしっかりと、あと4年しかないですけど、時間をかけてやっていく、どういうふうに整備をしていくか、時間をかけて議論をしていく必要があると思うんですが、残された期間が少ないですから、急ぎたい気持ちもありますが、拙速は慎みたいと思うんですが、そこあたり町長はどのように考えておられるのか、最後伺っておきたいと思えます。

#### ○町長（井上 章三君）

ただいま言われました中で、輪中堤が最終的には私の考え次第だというふうにどこぞで聞かれたか、私はそれはちょっと言ってるはずはないと思ってるんですが、そういう単純な問題じゃないと思っておりますから。

ただ、それぞれの地域がやっぱりこの千載一遇の機会にどういう形で事業が実施できるのか、またどういう形が実現するのかということは、非常に影響のある問題でありますから、もうできる限りの努力をしなければいけないということはもう大前提だと思っております。

そういう点で、まだ地元の皆さんがどこまで話し合いをされて、どのような考えを持っていらっしゃるかということ、まだ十分私も柏原、大願寺地域においては聞いておりませんが、そこらのところをまた聞かせていただきながら、事前にいろいろ言うべきことがあればまた言わせていただくということの中で、とにかく測量がなされないことには、話自体が進まないという気持ちは持っておりますので、そのところをまた御理解いただきたいと思っております。

#### ○中尾 正男議員

事業が町でありませんから、町長もやはり答弁いただける範囲も限られているわけですが、やはりずっと一貫して申し上げているように、輪中堤をそのまま受け入れるという気持ちではなくて、できるだけ連続堤の方にできないかという、そういう意識を町長に持っていただきたいと思って、こういうやはり質問をしているわけです。

ですから、そのことを国交省の方にも申し入れをちゃんとしていただいて、測量の段階に反対はそうされないと思うんですよ。やはり、ただ現地に出向いて説明をし、ここあたり大まかなところを現地でやっぱい説明していただかないかんと思います。

そういうことと、それと現地に出向いてそういう説明はぜひやっていただきたい、そういうことを町長に再度確認をして、そういう活動をしていただくことを明言をしていただければ、私

の質問を終わりたいと思いますが。

○町長（井上 章三君）

できるだけ連続堤という形を導入してもらいたいというお気持ちはよくわかりました。

そこで、そういうことがまた今回の激特の方針の中で、どこまで可能なのかという課題はあるわけですが、一応そこらのところをまた地元の意見を聞かしていただいて、そして申し入れをするべきところは申し入れをすると、いずれにしろ測量に入る前に地元の意見を聞きながら測量を進めるんだということになっておりますから、そういうことは可能だろうというふうに思いますので、今御指摘のあった件については、話を聞いた上で事前に相談をもう少しするというふうにさせていただきたいと思います。

○中尾 正男議員

近いうちに、上流の方の全体会の被害者の会も行われるというふうに聞いております。そこあたりでまた、要望も取りまとめて上がってくるんじゃないかと思います。

また、署名活動をされたその用紙の中にも柏原地区のことが、3番目のところで5番に出ております。

また、遊水地として農地を位置づける場合は、農業施設は農作物の立毛補償の補償制度を確立していただきたいという要望も入っているわけですが、やはりここあたり今の総合治水の考え方の国交省の考え方が変わってきた遊水地を、やはりどっかできとるというような考え方、その中に農水省の考え方が全然配慮されていないんじゃないかと。ここあたりもやはり今後議論をしていく、していかなければならないところだろうと思います。

町長は、やはり町村会長という立場からも、こういうことの議論をされていく機会が多いと思いますから、やはり農水省の関与部分をもっと会って農水省の意見も取り入れた協議をしながら、されているのかもしれないけれども、そこあたりが見えてきませんから、そういう方向の示唆もしていただきたいと思います。

そして、冒頭申し上げましたとおり、そこあたりの取りまとめと地域との仲介役、直接町の事業でないですから、非常に我々も歯がゆいところがあるわけですから、そういうことに鋭意努力していただきまして、子孫のために悔いを残さない河川水防事業ができますことを祈念いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、7番、米丸議員の発言を許します。米丸議員。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

私は、先に通告いたしました、工業団地の活用について町長にお伺いをいたしますが、昨日、川口議員の方から定住促進についていろいろと質問をされまして、内容的に重複する面がたくさんあるようでございますが、いま一つお答えをいただきたいというふうに思っております。

我が町さつま町は、国の三位一体改革のもとに市町村の合併が進められ、旧町それぞれが少子高齢化の中で、これから先の町の存続、発展とそのあり方を町民の皆さんと一緒に真剣に話し合い検討の上、昨年3月に誕生したところでございます。

昨年3月、新町発足当時2万7,000人以上あった町人口は、10月1日現在2万5,690人ということでございます。わずか1年8カ月の間に1,800人近い人口が減少したことになります。

9月の敬老祝い時の資料では、65歳以上の高齢化率は34.5％、70歳以上27.6％となっており、まさに高齢化ではなく、高齢社会になったと認識せざるを得ない状況にあります。

町が活力を持って大きく発展するには、人、物、金が必要と言われます。まず、人が少なくなれば、活力がなくなり、生産力、消費力、経済力の低下を招き、ひいては住民福祉の低下につながり、町はだんだんと寂れていくことになるわけであり、そのようなことにならないよう、これまで旧町においてもいろいろと取り組まれてきたと思うところであります。

これから地域を支えていく若い人たちを、安心して地元で生活をしていける職場の確保と町の経済力浮揚を図り、財政力をつけ住民福祉に資するため、また若い人たちが職場を求めて町外へ流出するのをとめ、これまで出ていった人々に帰ってきてもらい、町外から移り住んでもらうため、要するに定住促進を図り、町人口を増加するにはどうしても企業誘致が必要であり、その対策が工業団地建設であり、住宅団地建設であったと思います。

宮之城地区では、昭和63年度から倉内工業団地用地事業に取り組み、1工区から4工区まで処分可能面積7万2,995平方メートルが整備され、これまで段階的に8企業に4万6,529平方メートルが処分され、残地面積2万6,466平方メートル、36.25畝となっているようであり、

12月1日の定住促進室長の報告では、来年3月に株式会社日特製作所の工場進出で、用地9,000平方メートルを利用していただくということになり、最終的には50名程度規模での事業を計画されているとのこと、町にとりましても、町民の雇用の面からも大変ありがたいこととあります。

薩摩工業団地用地事業は、平成7年から8年にかけて処分可能面積2万1,936平方メートルを造成し、平成10年に有限会社日中交易が3,000平方メートルに立地以来、進出企業がなく、1万8,936平方メートルが残っている状況であります。倉内工業団地の株式会社日特製作所進出後の1万7,466平方メートルと薩摩工業団地1万8,936平方メートルの1日も早い活用が望まれるところでございます。

さつま町総合振興計画の3つのまちづくり重点プロジェクトの1番目に定住促進プロジェクトを掲げ、「町の個性と魅力を発揮した、住みやすい、住んでみたいと思える総合的なまちづくりを進めます。特に、企業誘致活動を展開し、新たな雇用の場を創出していきます。さらに、若者や団塊世代のニーズに対応した住環境の整備に努め、さまざまな交流活動を通じた定住促進を強力に進めていきます。」とうたわれております。

町の発展の大きなキーポイントの一つとして企業誘致に取り組むことを約束されているわけでございます。また、町長は別に、町長の町政に取り組む姿勢として、自らトップセールスに努めると選挙公約に上げられておられたところでもございます。

そこで、17年度は合併直後、18年度は7月の豪雨災害等の特殊事情はありましたけれども、倉内工業団地への企業誘致について、町長自らこれまでどのような企業へ、何回ぐらい出向かれて誘致活動をされてきたのか、進出を計画している企業情報の収集や工業団地のPR活動状況と、訪問した企業側の反応はどのようなものであったものか。

次に、薩摩工業団地についてであります。平成10年日中交易の誘致以来、いろいろエコタウン構想等でリサイクル企業誘致の検討などの数件の進出の話もございましたけれども、結果的に誘致に至っておりません。

私は、平成13年12月の旧町議会の一般質問で、永野定住促進団地16区画が造成後直ちに完売したことや、まだまだ若い人たちが地域に定住してもらうために、企業誘致が進まないならば、住宅団地へ目的変更して定住促進につなげられないか、質問をいたしました。造成後間もないこと、県の開発許可を農村工業団地建設で受けているので変更は難しいとの答弁であったわけでございます。

それから5年が経過しております。今後、本来の目的である企業誘致ができることを一番望むわけですが、薩摩工業団地への誘致活動の状況とその見通しについて、また造成後10年が経過したわけですが、県許可に対する目的変更は可能なものか、あわせてお伺いして、私の1回目の質問といたします。

[米丸 文武議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

#### ○町長（井上 章三君）

米丸文武議員の方から工業団地の活用について、2点において質問をいただきました。

まず、第1点、倉内工業団地への企業誘致の取り組み状況であります。さつま町土地開発公社で所有します倉内工業団地の全体面積は、18万1,919平米であります。このうち、株式会社サトウ精工ほか7社が立地され、処分いたしました面積は、4万6,529平米、未造成の土地が3万9,490平米、造成済みの未分譲の土地が3か所、2万6,466平米となっております。

昨日川口議員の質問にお答えしましたが、今回、日本特殊陶業株式会社100%出資の株式会社日特製作所が本町に進出されることになり、日特製作所の木村社長と日本特殊陶業の伊藤取締役が11月21日に来庁され、そのお話を、そしてその方針が決定したと、進出が決定したというお話をいただいたところでございます。

当初、倉内工業団地の北東側の約9,000平米を取得し、平成20年4月の操業開始を目指したいということでございました。昨日のこの一般質問の後、木村社長が本社の常務であり経営企画部長であります小原常務と一緒に見えになりまして、工場の具体的なレイアウトをいろいろとした結果、9,000平米ではなくて、8,000平米で土地を求めたいというお話をされました。そして、調印式を来年2月ごろにできればお願いしたいというお話でもありましたので、そのことを御報告申し上げたいと思います。

そのことによりまして、今回の立地により造成済みの未分譲地は、1万8,000平米弱ということになってまいります。

現在、町内に立地しております企業の中にも、増設による倉内団地への立地を検討されているところもございますので、このような機会を十分に活かしながら、今後とも誘致に結びつけていきたいと考えておりまして、県の産業立地課等関係機関との連携を図りながら、さらに積極的な推進を図りたいと考えております。

次に、薩摩工業団地の住宅団地への目的変更等は考えられないかと、薩摩工業団地の見通しはどうかというお話でございます。

薩摩工業団地は、全体面積4万4,933平米、分譲済みの面積が3,000平米、未分譲面積が1万8,936平米となっております。これは平成8年に造成工事がなされております。

工業団地の造成に当たりましては、農村地域工業等導入実施計画を策定し、さつま町土地開発公社で事業を実施されたものであります。平成11年にガラス瓶のリサイクルを業務とする有限会社日中交易を誘致されておりますが、その後の誘致がなかなか進まない状況にありました。

工業団地を住宅団地に変更するということは可能なのかと、考えられないかという質問ですが、工業団地を造成するに当たり、個人から土地開発公社が用地を取得し、工業団地を造成できる法に基づく基準に照らし合わせ、薩摩地区農村地域工業等導入実施計画を策定したものであり、それに関連する工事で進入路整備の補助事業も導入いたしております。目的あるいは用途の変更を行うことは、法的手続、補助金の返還などが生じてまいります。

時間をかければ全くできないことはないと考えますが、当初の設置目的も十分考慮する必要

があります。

現在の企業誘致環境を考えますと、すぐにでも立地できる工業団地を確保した上で企業へのセールスを行うということが大きなポイントであると考えております。倉内団地も残地はありますが、倉内と比べた薩摩工業団地の価格の安さ、空港や高速道路へのアクセスの利便性などを売りの強みとして、企業訪問等で積極的にPRをしているところであります。

現在、景気が少しずつではありますが回復基調にあることから、企業においても設備投資の動きが出てきておりますので、新たな企業の誘致や既存の立地企業等の規模拡大等に対応するためにも、あくまでも工業団地として維持し、企業の立地を誘導してまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをします。4番、新屋敷浩議員及び14番、久保道夫議員から、本日の会議に途中退席する旨届け出がありましたので、お知らせをいたしておきます。

○米丸 文武議員

先ほど町長の答弁があったわけですが、私は誘致企業の大切さというようなことの、大切さという点から、町としてどのようにどんなところへ何回ぐらい出向いてその活動をされたのか、お聞きしたところでございます。

昨日の川口議員の質問の中で、鹿児島県の産業立地課ですとか、関西鹿児島企業立地懇話会、その他広報紙、ホームページ等を利用してのPR活動等を行ったというようなことでございますが、実質的にこちらからそのような立地企業の掘り起こしのために、どのように何回ぐらい出向かれていたものかどうか、町長自ら、また促進室でも結構でございますが、その取り組んだ経過というものがかわればお知らせいただきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

私の直接、この対策室と一緒に動いた内容で申し上げますと、いろいろ出張の機会をとらえながら回ったわけですが、大阪・京都方面を1回、名古屋、それから三重の方面を2回、それから東京・神奈川、そして浜松、静岡県、浜松も含めますが、そういう方面を1回、会社訪問を何社か回った経緯がございます。

また、その機会に県の出先の大阪の事務所、それからまた東京の方の東京事務所、そういう企業立地の関係の方々とのまた意見交換などもあり、一緒に回ったりということもしたところでございます。

いずれも本町に現在立地しておられるところの本社を訪ねたり、そしていろいろと模索しておられる話もありましたので、そういう中で本社を出向きながらいろいろと話を、意見交換をしたりと、そしてPRをしてきたということでございます。

○米丸 文武議員

今見ますと、いろいろ地域はございますが、4回、5回、ほかにいろいろ出張で出かけられたときにも回ってPRもされたんじゃないかというふうに思いますが、それぞれいろんなこういう情報を収集することが、一番大切なんではないかというふうに思います。

そのようなことで、私はここにホームページとか広報紙とか、これで広報するだけではなかなか皆さんの意向を把握するのは難しいんじゃないかというふうにも思っております。そのようなことで、やはり積極的にこれやっぱり進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

私は、工業団地ではないですけども、今本町にとって日本特殊陶業さんが来ていただきまして、相当な町の発展にも寄与し、また町民のためにもしていただいております。

そこで、いろいろとパンフレットをいただきながら見てみますと、宮之城工場が2万4,000平方メートルの敷地を要しまして、従業員を582名、そのうち77分の450名近い方がさつま町の町民であるというようにお聞きしておりますし、進出の経緯については、会社としてプラグ需要の増加と労働力不足から工場進出をされたと、また宮之城町としては過疎対策として工場誘致をされたようで、いまやもう本当にさつま町の大変ななければならない、大きな一つの企業になっているんじゃないかというふうに思います。

さらに、平成20年から第2セラミック工場が操業されて、65名程度、将来100名程度の雇用が見込まれている。町はじめ、町民としても大変ありがたいことでございます。

12月4日には、豪雨災害後の町の復旧で大変なときに、会社創立70周年記念として防災広報車等を3台、3,000万円相当の寄贈をいただいたということは、町民一同が心から感謝しなければならないことだというふうに思っておりますし、さらには系列日特製作所の倉内工業団地の進出は、我々に大きな励みになるんじゃないかというふうに思っております。

そのようなことで、一つの工業団地ではないわけですが、この日特さん自体がさつま町におっていただいて、果たしてどれぐらいの経済効果をもたらしていただいているのか、その辺についての確認はされているものかどうか、その点はいかがなものでございましょうか。

**○議長（濱田 等議員）**

米丸議員に申し上げますが、先ほど何か日特からの車の寄贈3,000万円とか言われたあの、訂正された方がいいんじゃないでしょうか。

**○米丸 文武議員**

申しわけございません。私、相当の金額を申し上げましたけども、1,000万円で、私のこれは言い違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

**○財政課長（二階堂清一君）**

企業誘致された企業が地域に与える活性化の要因と言いましょうか、そういったことは、非常に個人情報関係も入っておりますが、だいたい旧宮之城町だけで、失礼しました、さつま町、新しいさつま町の中で誘致企業に係る税額というものは、全体を含めましてだいたい3億4,000万円程度というふうに考えております。

**○米丸 文武議員**

これは、町の税収等に関してのことですが、私は、ここに450名の方が、町民の方が就業している、これに家族があり生活をされておるわけですが、これは本当に大きな経済効果をもたらしているんじゃないかというふうに判断してるわけですが、

みんながやはり安心して、今この地域で暮らしていただいているということ、またその方々が地元におられる、そういう関係で地域のいろんな活動にも活気があるし、また地域も支えていただいている、そういうような効果というのは本当に大きなものだろうというふうに思います。

金額的にあわせない問題がたくさん、効果があるんじゃないかというふうに思っておりますので、お聞きしたところでございます。

このようなことで、規模の大小に関係なく、企業がさつま町へ来て操業して、町民を雇用してもらうことを望んでおるわけですが、進出企業にとって、さつま町へ進出してきてどのようなメリットがあるのか、この点を企業にははっきりと示す必要があるのではないかというふうに思うわけですが、本町に来てもらう一つのメリットとしてどのような点を考えておられるのか、お伺いしてみたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

これは日特の方々が、社長さんあるいは工場長さん、幹部の方々とのお話の中で聞くわけですが、こちらの方に来ておられて進出をされて非常に良かったと喜んでおられます。その喜んでおられる第一の理由というのは、こちらで雇用した方々が非常にまじめで、素朴で、熱心で、いい人材を雇用できたと、これによって非常に会社として発展に寄与していただいているという、人材に対するこちらの人材に対する評価であります。

名古屋の方面になりますと、トヨタ自動車がやっぱり大きな会社として、雇用は向こうの方に優先的に流れていく傾向もあるわけでありまして、ほかにもたくさんの会社がありますから、結構、一旦入社してもまたいろいろ動いてしまうということはあるけれども、こちらの方々はもう一心に一生懸命やっていたと、これがこの会社をここまで発展させ、また会社自体も力を入れようと、こちらに力を入れようという、そういう原動力になってるというふうに言われました。

ほかには、焼酎がおいしいとか、温泉もいい温泉がたくさんあるとか、素晴らしいところだというふうに非常に言っております。

そういう点で、ますますこの地域に来てよかったと言われるような環境づくりというのは、もっとすべきであると思っておりますが、特に日特は、最近世界各地から非常に視察が多くなってるという中で、できればこちらで宿泊ができるような、泊められるようなビジネス系のか、洋式のホテルがあるといいかなというようなことも言われたり、また来られた方に会社を見せるだけじゃなくて、ついでに見せられる場所をとというのが、いろいろまた発掘もしたい、そういう場所が増えていけばいいなということも言われておりました。そういうことで町としても、そういう方面に対してまた課題を抱えているというふうに認識をしたところでございます。

#### ○米丸 文武議員

本当に人材が、まじめで一生懸命働くというようなことが、大きなメリットだというふうな受けとめておるわけですが、今本当に素晴らしい人材が学校を卒業すると、職場を求めてどんどん町外へ出ていっているのが現状でございます。この方々をやはり地元において、地元地域に住んでもらって、それでこのまた町を支えていき、ともにこう生きていくというような町のあり方というものがある理想ではなかろうかというふうに思っております。

そういう今ありましたようなメリット、それから用地の価格の問題、そのような面にも検討しながら、企業の本当に立地することに対するメリットというものも考えながら誘導をし、また来てもらう方法も検討していかなければならぬんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひいろいろ調べて、検討もしていただきたいというふうに思います。

工業団地がさつま町土地開発公社の中でこれをひとつ管理されるというんですか、そういうことになっておるようでございます。そこで、さつま町土地開発公社の決算書を見てみますと、これまでの経緯が出てくるわけでございます。

これまでの用地取得から造成事業については開発公社の借入金で賄われており、なお、借入金の利息及び事務費等の経費等についても売却価格に転嫁され、17年度決算では利益剰余金が6,567万875円となっているとのことでございます。

そのようなことで、これは工業団地だけじゃなくて、住宅団地も含んでおるわけでございますが、そういうような状況で体制としては、財政負担になっていないというふうに思われているように私は思うんですが、倉内工業団地の法面5万3,101.8平方メートル、それから薩摩工業団地法面2万2,997平方メートルと、それから公共道路としての用地が1万6,332.25平方メートル、これらについては金額がどれぐらいになるのかわかりませんが、町が買い上げている部分でございます。

相当な額になるのではないかと思いますのでございますが、この財源はどこから出てきたものなのか、町の公有財産となっている道路用地以外は法面ということですが、この活用面からすると相当な資本投資になるのではないかと思います。

監査報告では、金利について価格に転嫁されているので、早い段階での積極的な処分を図るようになっておりますけれども、この法面に投じた財源が、町民の就業の場、また企業の町に与える経済効果につながるように全力で取り組む必要があるのではないかと思いますのでございます。

そこで、企業の確保のために一般の開発会社の営業マン的な職員を配置して、年次的な目標を掲げて、これの導入に取り組むような考え方はないか、お伺いしてみたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ここで議長を交代しますので、副議長にお願いします。

〔議長交代〕

○町長（井上 章三君）

現在、新町におきましては、企業誘致の対策ということで定住促進室を設けたわけでありまして、室長以下、室のメンバーは、まさにそういう企業誘致に対する対策のために専門的に立てているわけでありまして、今御指摘になった面は、企業誘致、定住促進室がその役割をしてくれるものというふうに理解しております。

○米丸 文武議員

定住促進室は、今年度からというようなことでございますけれども、先ほどのいろんな活動の件数、活動状況を見ますと、わずかな活動ではなかったかなというような気がします。これは、住宅団地の面もありますから、一方的に企業誘致だけではないかもわかりませんが、ここいらはやはり、年次的に、言えば今年は必ず一つの企業はどげんしてん見つけてくるんだというひこばっかいの気持ちで取り組んでいくことが、私は必要じゃないかという面から、やっぱり専門的にこれを研究したり、情報収集したりする職員が配置できないのか、それからまた本町の好条件をPRするためにもそういうものが必要なんではないかという点から質問をさせていただきました。

続きまして、薩摩工業団地の住宅団地への目的変更の可能性をお伺いしましたけれども、難しいというような答弁でございます。

特に薩摩地域におきましては少子高齢化が進み、農業用地の維持保全などの先行きが懸念されております。小学生も児童数が減少して、求名小では85名、永野小では52名、中津川小47名となっております。要するに、子供を産み育てる若いお父さん、お母さんが少なくなってきたという現象でございます。

そのようなことから、地域集落の活力を取り戻すためにも、若い人たちに帰ってきてもらいたい。そのためにも、企業誘致による職場の確保が必要であるわけでございます。それに付随して、

帰ってきてもらうことによりまして、また住宅地の確保等も望まれるというような点から、工業団地の誘致が進まないのであれば、住宅団地への転換というものも選択できないのかということと質問をしたところでございます。

幸いにして、薩摩地区に造成しました住宅団地、求名14区画、永野16区画、これはすべて処分をされております。中津川団地29区画のうち、残りが3区画となっております。

このようなことで、また地域に住宅団地の必要性があるのではないかという気もするわけでございます。住民の皆さん方の意向を調査しながら、そういうようなものにまた活用できないかというような点もありまして、先ほどの質問をさしていただきました。

今後、求名、永野、中津川、この地域、旧薩摩でございますけれども、この地域に住宅団地の建設を進めて、調査した上でも進めていこうというようなお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

住宅団地の件に関しましては、旧薩摩地域においては、今もうほとんどないのかな、予備がないという状況になっておりますが、町全体としては、造成したところがまだ残ってるところが何箇所がございますので、そこを優先的にある程度さばいた上で次を考えるという考え方に立ってるところでございます。

それから、少し補足をさせていただきますが、定住促進室における活動というのは、私が先ほど申し上げました、一緒に動いたというその部分と、また独自でいろいろ動いてる面はございますし、また立地企業等におきましても本町に社長さんとかいろいろやってこられた機会に、役場にもいろんな方々が寄られますので、そういう機会に対応しながら、また情報交換をしていると、PRもしているというようなことなどはじめ、いろいろな動きをしておりますので、そのところはまた補足をさせていただきますと思います。

#### ○米丸 文武議員

これまでも、答弁にしなかった活動もしておるといふようなことでございます。ぜひ本当にこのような実情を勘案して今後も進めていただければ、ますます力を入れて進めていただきたいものというふうに思うところでございますが。

今、求名の方、薩摩地区への住宅団地というふうなことでお聞きしたところでございますが、本町には、現在4団地で保有している住宅団地の未処分地が62区画と聞いております。また、東谷団地に16区画も予定されているようなふうな話を聞いたところでございますが、これらの募集についてはどのように取り組みをされておるのか、これについてお答えいただきたいというふうに思います。

#### ○定住促進室長（北原 美義君）

住宅団地の、いわゆる販売の活動についてということでございますが、各住宅団地、旧薩摩町の分については、中津川の方に少し残っているだけでございますけれども、開発公社で所有しています住宅団地がまだたくさんございます。

これにつきましては、広報紙、それから各ハウスメーカーの展示会場等があるわけなんです、そちらの方にも直接出かけて行って、こういう土地があるということで、ここに見学に来て家建てたいんだが土地はないけれどもという方々がいらっしゃったら、ぜひこちらの方も紹介していただきたいというようなことのPRも、直接出向いて展示会場の方に行っております。

また川内等での住宅建築会社等につきましても、訪問をして土地の紹介をしているところでございます。

またそのほかにも、ホームページはもちろんずっと載しておりますけれども、広報紙でも載

しているところがございますし、また県外にございます郷土出身者の会等におきましても、もう必ず同窓会等もあるんですが、パンフレットに行く人に持って行っていただいて、必ず資料の中に入れていただくということで、そういう活動、PRを行っているところがございます。

#### ○米丸 文武議員

住宅団地は、直接工業団地のことで直接関係ないというようなわけではございませんで、要するに、そこに住民が住んで、また働く人もよそから流入してきて、そこで住んで、地元の誘致企業で働くというような関連性のあることから質問をしておるわけでございますけども。

この住宅団地、旧薩摩におきましては、住宅が土地開発公社の管理ではない、求名、永野、中津川ではございますけれども、これと、これで導入してきた、1カ月坪1000円で、住民の方々が20年間払っていけば自分の土地になるんだというような導入をしてきたわけでございますが。

その後、この佐志ニュータウン、湯田原とか、東谷団地、これはまだですね、赤坂ニュータウンですか、こういうところの団地に対しても、言えばそのような賃貸の関係というんですか、そういうので販売するというようなふうの話も聞いておったわけでございますが、そのこのそういう点のPRというものはどのようにされてきたものなのか、お伺いしたいと思います。

#### ○定住促進室長（北原 美義君）

先ほど申しましたそういう活動のときにも、必ずこういう制度がありますということでハウスメーカー等にもお知らせをしてきてございます。いい制度ですねということだったんですが、いかんせん。その後は広報紙等でも、ちょうどお盆の帰省客等を対象にしながら、広報紙でも案内したんですけども、いかんせんながら、今回全然まだ募集がなされております。

とりあえずそういう方がありましたら、町の方で買い上げてということで3棟分、3区画分予算の計上をしておりますけれども、いまだまだございません。

それで、今回また1月の広報紙にPRをしていきたいというふうに考えております。これらにつきましても、ホームページ等でPRしてるんですが、今年も何棟かあったんですけども、その制度を活用するという方はいらっしゃいませんでした。

これは一つは、土地を購入して、それを担保に公庫等の借り入れを行うという、そういう金融的なこともございまして、それが定担に入れられるというのは確か1、2戸あったと思うんですが、それ以外はまだそういうのがなされていないというふうなことでございますので、そういう制度的なものもあるんじゃないかなというふうに考えておりますが、引き続き、そういういろんな買い方の分野を広げるという意味からも、やっぱりそれについてもPRをしながら、販売の方に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

#### ○米丸 文武議員

私も広報紙等で見るとございまして、なかなか町民の皆さんも高齢化して、印刷の文字を見るのもなかなかこう進まないというような方々もありまして、そのお子様たちが、子供さんたちがよそにおられて、こういうのもあるんだよというような情報をまた発信してもらおう。

そのためには、広報紙だけでなく、またホームページも持っておられる地元の方々、こういう方々で利用される高齢の中では少ないんじゃないかというようなこともあります。

ですから、いろんな会合なり何なりで、やっぱりこういうような形で、若い人たちが帰ってきってもらうためにこういうような活動もしておると、事業も取り組んでいるというようなことを口頭でも説明をしながら、皆さんと一緒に、この住宅団地を活用して帰ってきてもらうような取り組みをやっばいする必要はあるんじゃないかというふうに思います。今後一層のそのような取り組みを検討していただければというふうに思っております。

私は先ほどから申し上げておりますとおり、また町長をはじめ、職員の皆さん、それぞれ町民の皆さんが望んでおられるのは、若い人たちが町内にとどまり、また町外から帰ってきていただいて、またほかに町外からも移り住んでもらうためには、どうしても働く場、企業誘致を進め、または地域産業の活性化をするには、町人口、ほかに町人口の増加を図るために就業の場を確保することではなかろうかというふうに思っております。

働いて生活を支えていける町となることではないかと思っております。そうすることでそれぞれの地域が活性化をもって、また町全体も大きく成長していく、そういうようなことにつながるというふうに思っております。

さつま町のトップである町長の御決意を、今後衰退していくそういう町の姿じゃなくして、厳しい姿じゃなくして、これからどのような形をしてこの町をつくり上げていくんだ、厳しい中でやっていくんだというその決意をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

新町が発足いたしましたして、振興計画をつくり、そしてその中に重点プロジェクトというものを入れてスタートしたわけでありますが、その中の一つがこの定住の促進という問題でありました。定住促進室を新たに設置して取り組みをしているわけでありましてけれども、今のところ成果も出てきてると、動きも出てきてるということで、順調なスタートを比較的順調なスタートをしてきているのではないかとこのように評価しているところであります。

町の将来を考えますと、やはり若い人たちをできるだけこの地域に残ってもらえるような努力をするということは、皆さんいろいろな質問者からも出ていますとおりでございます。今後ともこの分野におきましては一層の努力をし、将来のある町をつくっていくということで頑張りたいと思うところであります。

また、私もそういう意味で、トップセールスということの努力を一層続けてまいりたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

#### ○副議長（木下 賢治議員）

次は、20番、山崎議員の発言を許します。山崎議員。

〔山崎 文久議員登壇〕

#### ○山崎 文久議員

私は、通告いたしました農業振興について質問をいたしたいと思っております。

まず、豪雨災害後の農地復旧の現状と今後の見通しについてですが、昨日も同様の質問がありましたので、視点を変えて質問をいたしてみたいと思っております。

今度の災害を受けた地域でも、特に湯田地区や柏原地区というところにおきましては、災害前は水稲はもとより、施設園芸が盛んであります。トマトやイチゴなどの生産も行われていたわけですが、被災後のあのパイプハウスの折れ曲がったさまは、水害の物すごさと農業の厳しさを痛感させられました。

幸い、農地やハウスの復旧には、町長をはじめ、担当課の頑張りにより予算確保もでき安堵しております。生産者も再興を期すべく頑張っておられます。

しかし、ここしばらくは肉体的にも精神的にも大変な時期なので、心のケアも大変重要かと思っておりますが、町長この辺について何か手だてを講ずる考えはないか、お伺いいたしたいと思っております。

次に、イチゴ生産農家の支援策についてであります。

近年、イチゴの炭疽病が蔓延し、生産農家は大きな痛手をこうむっております。このようなことから、建設経済常任委員会でも調査を行ったところでありますが、今まで生産農家の中でもリーダーと言われるような農家でさえも危機的状況にあり、このままでは我が町からイチゴ農家

が消えるかもしれません。このような現状をかんがみ、町長はどのような支援、対策を考えておられるのか伺います。

次に、農地・水・環境保全向上対策の取り組みの状況について伺います。

来年度より導入される品目横断的経営安定対策と車の両輪に位置づけられるのが農地・水・環境保全向上対策であります。この政策は、共同活動への支援と営農活動支援から成り立っております。私の地区でも取り組むことの合意がなされたところですが、本町での取り組みの状況伺います。

これで1回目を終わります。

〔山崎 文久議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

## ○町長（井上 章三君）

山崎文久議員の方から、農業振興について質問をいただきました。随時答えてまいりたいと思います。

第1点の、豪雨災害後の農地復旧の現状と今後の見通しについてということでございます。

昨日の内之倉議員の質問で大方は答弁いたしましたわけですが、現在査定を受けながら随時工事発注をしてるところでございます。しかしながら、箇所数も多く、また工期もとれないことから、一部来年度に繰り越す予定であります。田植え前までには完了する計画となっております。

なお、先ほど心のケアに対する手だてをどう考えてるかということがございましたが、農家の方々に農地災害を受けた方々で、いろいろ心を痛めていらっしゃる方々がたくさんいらっしゃるわけですが、早く復旧をする、災害復旧をできるだけ急いでいく、またいろいろ個々にはまた事情を抱えておられる方々が、異なった事情を持っておられる方々もたくさんいらっしゃると思いますので、そういうところをきめ細かにやはりフォローしていくという努力をするということが必要ではないかというふうに思うところでございます。

また、それぞれグループをつくって、生産者の協力関係というのが持たれているわけですので、そういうような場を通じながら、またぜひ元気を出していただきたいというふうに思っているところでございます。

次の、イチゴ生産農家の支援という問題についてどう考えているかということでございます。

現在、イチゴにつきましては、さつま川内市農協イチゴ部会とさつま農協イチゴ部会で構成するさつまイチゴ団地部会を中心に生産販売が行われております。さつまイチゴ団地部会は平成2年に発足し、平成5年には「かごしまブランド指定」品目に指定され13年目になります。

発足当時は、面積で約23ヘクタール、生産農家150戸、生産額4億8,500万円でありましたが、平成17年度においては面積で約13ヘクタールとなり、その発足当時からすると57％程度に減少しているということであります。生産農家については現在90戸、これは出発当時の60戸となっております。生産額の3億800万円というのは、その当時からすると64％ということで、減少をしているという状況になっております。

この背景には、生産農家の高齢化と後継者不足、またイチゴ所得の伸び悩み等が要因になっているようであります。さらに、ここ3年ぐらい前からの炭疽病の影響と今回の豪雨災害によるハウス等の被害、苗不足等で規模の縮小や廃作など、面積、生産量ともに減少傾向になっているという状況がございまして。

御質問の、イチゴ農家の支援と炭疽病の対策としましては、平成18年4月に生産農家代表、農協、それから市町、普及センター、農林事務所等の関係機関で構成する「さつまイチゴ団地イ

チゴ健全苗増殖施設利用協議会」を結成し、イチゴの健全苗の供給に努めているところであります。

また、町では、町単独事業による雨よけハウスの推進と親株導入に対する苗代を助成しておりますが、今後においても炭疽病の被害拡大が心配されており、どのような手段で撲滅するかが大きな課題となっております。

そのようなことから、12月5日にさつま農協イチゴ部会の役員会が開催され、その結果、年明けの1月に全会員の意向や要望等を把握し、今後の方針や対策をまとめることとなっております。

このため、町といたしましては、今後、さつまイチゴ団地部会やさつま農協イチゴ部会の御意見、御要望等を踏まえ、十分な協議を行いながら、イチゴ農家の経営安定と所得向上が図られるよう、川薩農業改良普及センター、川薩農林事務所、さつま農協等、関係機関と一緒にあって対策の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況についてであります。

これにつきましては、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、農地や農業用水等の適切な保全管理が困難となってきていることを踏まえ、農業者だけでなく、地域住民や自治会などが参画する組織による保全活動を行うために新たに創設されたもので、担い手に対する品目横断的経営安定対策と両輪をなすものとして創設され、現在、甫立地区でモデル事業として取り組んでいるところであります。

事業内容としては、草払いや側溝の泥上げ等の保全管理や施設の長寿化、生態系や景観の保全等農村環境を保全する取り組み、並びに化学肥料や農薬等の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を行う地区に対して支援しようとするものであり、来年度から5か年間の事業となっております。

本町では甫立地区のほか、合意のとれた湯田、佐志、下平川、柏原、久富木北原、角郷及び大畝町地区の8地区、358ヘクタールを計画しているところであり、現在まで事業活動区域の設定や活動内容等について2回ほど説明会を開催したところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

## ○山崎 文久議員

まず、被災農家の心のケアについてですけれども、機会をとらえてフォローしていくというふうに受けとればよいのでしょうか。特に被災された農家、施設園芸農家あたりは、もうやはりその復旧というのが大変な重荷であったり、高齢といったことや、それぞれいろんな要件が重なって耕作を減少されたり、廃作というふうな農家もあるようでございますので、ぜひ普及センターや農協等とも連携をされて、そこら辺のケアも十分されていくように希望するところでございます。

イチゴの炭疽病についてお伺いをいたします。私は、この炭疽病が蔓延した経緯は大きく2つあるというふうに考えております。一つは、県、町、農協の指導機関の対応の遅れ、もう一つは、生産農家の炭疽病に対する認識の甘さ、こういった2点ではなかったかというふうに、いろいろ調べる経緯の中で感じることでした。

一つ目の指導機関の対応につきましては、県もようやく今対策に乗り出しているところですが、やはり数年前よりもこの前兆はあったわけですが、特にまた、かごしまブランド指定品目ということでもあるのに、その対応の遅れというのはこれも非常に否めないのではないかなというふうに私は感じております。

現在、町は、無菌親株に対する支援として、1株当たり175円の30分の助成を計画されて

おります。10アール当たり親株が500本という定植本数ですので、苗代が175円を掛ければ8万7,500円ということです。その3割、2万6,250円の助成ということになります。本町に必要な親株数は、7ヘクタール分ということの3万5,000本ということでございますけれども、今回供給されたのが2.5ヘクタール分の1万2,600本ということで、事業費で220万円ほど、助成額で66万4,000円を見込まれているみたいでございます。

今回無菌親株を希望された方、されない方、それぞれあるようではありますが、「農業鹿児島」に掲載されたデータでは、さつま町の中でも炭疽病罹患率が多いところで86%と、少ないところで33%と、非常に大きな差が見られます。これが生産農家の炭疽病に対する温度差となり、先ほど町長の答弁にありましたように、来年1月に組合員の意見の集約、聴取をするというような対応の遅れにつながっているのではないかなと思うところでございます。

いずれにせよ、このままでは炭疽病は急速な勢いで蔓延することが予想されます。一番少ない罹患率のところでも33%と申しましたけれども、やはり病気というのは1%から始まり、10%、20%となりますけれども、もう30%を超えるあたりから、いきなり50、60、80と、一気に蔓延するというふうには私は理解しています。

罹患率の高い地域の農家が、今年はまだ無菌株が欲しかったけれども、金銭的な余裕がなくて半分しか買えなかったとか、Iターン、Uターンの農家がイチゴ生産に夢を託し、本町に参っておられます。命をかけてさつま町に移り住んだけれども、夢破れそうな現実をかいま見るときに、町長、何か今以上の支援をして、せつかくこの地で根ざして、イチゴで所得を上げようと努力されておる農家も、所管事務調査でもまいりましたけれども、非常にぼくら自身もむなしさを感じることでした。

そこで町長として、イチゴ農家の救済として、今以上の対策を考えておられないか、考えを伺いたいと思います。

#### ○町長（井上 章三君）

今、議員の方からも御指摘がありましたように、このイチゴ農家としてIターン、Uターンで新規就農をされた方々も、私も何件も受け入れたこともありますし、この方々にこの地で定着して本当に頑張ってほしいというふうに、常々思っておりました。

しかしながら、その後、価格の低迷というようなこともあったり、競争力のある品種の開発というのが遅れているというようなこととかをいろいろ聞きながら、もっと何とかならないものかなと思っておりましたが、そういう中で今回の炭疽病の拡大の問題であります。

私も、農家の方々が非常に苦しんでおられるという話をあちこちで聞きながら、今どうなってるか、そしてそこらの現状をまた把握しながら、何ができるかということに関係農家、あるいはまた経済担当の助役の方にも指示をしたりしながら、この問題に対して非常に心を痛めておったものでございます。

また、なかなか余裕はありませんでしたけれども、時折、いろいろ自分なりに町を車で走りながら、そのイチゴのほ場をのぞいてみたりということはございましたけれども、イチゴ農家の方々が、もうある面では長年苦しんでおられると。今、そして瀬戸際に来ておられるという話は、非常に心の痛い問題であります。

それだけに、特に今、炭疽病の問題というのをどういうふうにして、対応が遅れたという結果、先ほど御指摘のとおりだろうと思います。この役所側としての対応の遅れ、役所あるいは農協を含めて対応の遅れ、それと農家の方々もいろいろやっぱいそこにおける対応の差というのが、いろいろあったりということだろうと思うんですけれども、これからをどうするかということが重要であります。

そういう点で、年明けの1月に、いろいろ全会員の方々の話し合いがあり、要望等が出てくるということでもありますので、それを踏まえて今後の町としてまたできることは何か。あるいは農業、農協が事務局を持っているわけではありますが、農協としてはどういうことを考えてるか。また、そこらのところの対応をどうしていったらいいかということ、これはもう、一緒に考えなきゃいけないというふうに思っておりますので、一応、年明けのその状況を見ながら、今後の対応を考えていきたいというふうに思っているところであります。

#### ○山崎 文久議員

私は3回目の質問の箇条書きの中で、町長は現場に足を踏み入れたことがあるのかというような質問をしたいというふうに考えておりましたが、もう、イチゴ農家の窮状は十分理解されているというふうに感じたわけです。

そこで、おっしゃるように、まだ農家からの要請もない状況の中で、私が先走って言うことではないんですけれども、まず一番の手だては、無病親株の補助率のアップだろうというふうにも考えているわけです。農家に余力があれば、こんな町も財政の厳しいというのは、もう常々朝から晩まで、こういった会議の中では言われておりますので、希望する気もないんですが、非常に今おっしゃるように所得は下がり、イチゴでは飯が食えなくて、ほかの業務をしたりとか、非常に苦しんでおられます。

やはり県のブランド品目でもあります。ましてや、先ほどありましたIターン、Uターン、本当に彼らが、命が途絶えようというような状況を見るときに、ぜひ、そこら辺の補助率の助成のアップやら、また県に対しても、やはり無菌の親株に対しての何か手だてはないのか、そこら辺の予防をされていく考えはないかお尋ねをいたします。

#### ○町長（井上 章三君）

何とか応援をしたいという気持ちは、本当に私も持っているつもりでございますので、その皆さんのどういうことを要望されるものか、個々においてどういうふうに考えられるかということ踏まえながら、町としてもできるだけ努力をしなければいけないというふうに思うところでありますし、また県の方にも、やはりこういうような状況に対して、もっと対応を急ぐべきことを急いでもらうという点では、また私の方も働きかけてまいりたいというふうに思うところであります。

#### ○山崎 文久議員

非常に前向きに取り組んでいただけるということで、イチゴの件は終わりたいと思っておりますけれども、ひとつよろしく取り計らいいただきたいと思っております。

次に、農地・水・環境についてですけれども、現在、甫立原でモデル事業として取り組んでおられるということですが、その活動内容と、甫立原に交付される金額と言いますか、助成について伺いを、これは担当課長で結構かと思っておりますので、お願いいたします。

#### ○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

甫立原地区のモデル事業としての取り組み関係でございますが、これにつきましては、全国で今年度、約600地区ございます。その中で、さつま町におきまして甫立地区がモデル事業として取り組んでいるところでございます。

交付額といたしましては、89万6,000円でございます。面積が32ヘクタールで、全部畑でございます。畑の単価が1反歩当たり2,800円でございますので、89万6,000円ということで、そのうち2分の1が国からの助成、それからあとの残りの4分の1が県、それと4分の1が町の負担ということになります。

活動内容といたしましては、甫立の公民会の方で活動組織を立ち上げておられまして、甫立地域資源保全組合を設立されております。

主な活動内容といたしましては、最初、答弁でもありましたように、畦畔や法面の草刈りとか、それから水路の泥上げ、農道の砂利舗装関係、それとあと施設につきましては、ここがパイプラインがある関係で、4,000メートルぐらい敷設してありますがその施設の管理と、それから農村環境の保全につきましても活動していらっしゃいます。それから、あと景観の形成とか、生活環境保全をテーマとする計画の策定等もしていきたいということで考えておられるようでございます。

以上でございます。

#### ○山崎 文久議員

この場合ですよ、入作については、どのようなとらえ方をされているのでしょうか。やはり甫立原にも、いろんな入作の方がおられますが、そこら辺のかかわりというのは、どのような方向で持っていかれようとしていますか。

#### ○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

甫立原の農地開発の関係、地区の面積が約30ヘクタール、それから甫立地区の集落の中にあります、その面積が約2ヘクタールぐらいでございます。その甫立原の畑地造成のところにつきましては、依頼の方もいらっしゃるわけですが、甫立の公民館の30名の組合の中で組織をするということで、地元の方の組織でつくって活動していくということでございます。

#### ○山崎 文久議員

今さっきありましたように、この対策の交付金というのは、国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつを負担するというところでございますけれども、地方自治体の中では、厳しい財政状況が続く中、取り組もうとする意欲的な農家や地域が増えるほど、市町村の負担は増えるというようなジレンマがあるというふうにも言われております。

本町も、厳しい財政状況であります。来年度8地区、358ヘクタールの計画であるようですが、本町の負担分は幾らぐらいというふうなふうに算定されておりますか。そしてまた、今後、これをほかの地区にも推薦されていかれる計画か、伺いたいと思います。

#### ○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

全体で、来年度から8地区するように計画しておりますが、事業費といたしまして1,476万円になります。そのうち水田が296ヘクタール、それから畑が62ヘクタールでございます。水田の場合は、反当4,400円ということでございますが、畑の場合は2,800円、それを合わせますと1,476万円という事業費になります。そのうち、町の負担が4分の1でございますので、369万円という数字になるようでございます。

それと、あと今後ほかの地区にも推進されるのかどうかという話なんです。今現在、町の方といたしましては、中山間の直接支払いの関係もございまして、これの8割単価の地域が120集落のうちの18集落、約15軒しかないということでございますので、引き続きこの通常単価に引き上げていきたいと、そういう活動をしていきたいということで、現在のところは、もう8地区でしていきたいということで考えております。

国の方針といたしましても、平成19年度に一括もう採択して、20年度以降につきましては採択しないという方針でございますので、町といたしましては、この8地区を5カ年間、実施していきたいということで考えております。

#### ○山崎 文久議員

私は、これを否定的な面から質問するのではなくて、非常にいい制度なんですよ。導入部分と誘導部分、基礎部分と誘導部分と言いますか、その上乘せによって、非常に地域にもたらす影響というのは、お金だけではなくて、やっぱり共同活動とか、そういった面も含まれております

ので、ただ調べるに当たり、財源不足を理由にさっき言われたように、中山間地域とかそういった支援対象を限定する自治体もあるような記事やら見たりするものですから、まあ一括採択をして、もうその範囲でということですので、了解しました。

こういういい制度を、まだ当初から、ほかにも広げられなかったのかなというふうにも思う次第ですけれども、ぜひこういうのが地域の活性化にもつながっていくと思うところですので、一生懸命推進をしていただきたいというふうに思うところです。

これで私の質問を終わります。

#### ○副議長（木下 賢治議員）

次は、9番、平八重議員の発言を許します。平八重議員。

[平八重光輝議員登壇]

#### ○平八重光輝議員

昨日からの質問で、最後になりまして、たくさんの方と重複するところがありますが、できるだけ重複しないように質問をいたすところであります。もし重複しましたら、簡潔明瞭にお答え願えればと思います。

定住促進についてお伺いいたします。

さつま町総合振興計画の中で、まちづくりの重点プロジェクトとして定住促進、資源活用、健康子育ての3つのプロジェクトがあります。定住促進プロジェクトについてお尋ねいたしますが、先にいただきました総合振興計画の中の定住プロジェクトを見ますと、住みやすい住みでみたい町、企業誘致活動を積極的に展開し、新たな雇用の場の創出、若者や団塊世代のニーズに対応した住環境の整備をうたっております。

その中に、3つのまた大きな項目がありまして、1つ目が「まちの個性、魅力を発揮した定住促進」、7つほどありますがその中の「U・J・Iターン者（団塊世代）の受入の強化」、もう一つが「積極的な情報発信」。

2つ目に大きな項目で「積極的な企業誘致」という中に、これも6つほど掲げてありまして、その中の「専門組織、スタッフの配置」「企業側への積極的な情報提供・収集」「機動力を生かした企業等へのアプローチ」、この3つ。

3つ目に、大きな項目で「住む人のニーズに応える宅地の供給」というのがありまして、この中の「住宅団地の積極的な情報提供・収集」というのがあります。これらについてお尋ねいたします。

まず、これまでの具体的な施策の実施状況について、次にこの施策による成果はどうだったか。また、その成果に対する反省点はどのようであったか。

次に、その反省点を踏まえ、これからの定住促進室のあり方についてお伺いいたします。

定住策として、一つは企業進出、雇用の増加であります。もう一つに人口の減少防止と言いますか、増加策の一つとして団塊世代の定年による移住者の受け入れがあります。1、2年後には、団塊世代が定年を迎え、これから幾らかの住居の移住も考えられます。さつま町も定住促進策の一つとして、団塊世代を含めた田舎を安住の地として考える人々の受け皿として考えておられるのであれば、それなりの体制を整えておく必要があるかと思えます。

一つに、相談窓口の設置と担当者の配置の考えはないか。これは、相談者に最後まで責任を持って対応をできる、情報とスキルのある方の配置は考えていないかであります。

二つ目に、情報の収集と発信、専任の担当者を置き、団塊世代を含む定住希望者の意向収集や地元情報の蓄積及び情報の発信を、今後どのように考えておられるか、以上についてお尋ねいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕  
〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重議員の定住促進プロジェクトについて、またこれからの定住促進室のあり方についてというこの質問に対してお答えしたいと思います。

総合振興計画の定住促進プロジェクトでは、一つに、まちの個性、魅力を発揮した定住促進、二つに、積極的な企業誘致、三つ目に、住む人のニーズに応える宅地の提供の3つを基本項目として、各種の事業等に取り組むこととしております。

これまでの具体的施策の実施状況ということではありますが、積極的な企業誘致及び宅地の提供については、本年4月に定住促進室を新たに設置し、スタッフを配置して情報の提供・収集、企業等へのアプローチ、立地企業への支援など、積極的な取り組みを進めてきております。

その成果として、5月の日特宮之城工場を拡張の決定を受けて、用地買収、農工団地の変更計画、農地転用など、災害への対応期間をはさみながらも、短期間のうちに造成工事に着手でき、日特の増設計画に対応できる目処が立ったというのは、成果であったと思っております。

また、日特製作所の立地が実現の段階となったこと、立地企業や町外の企業とも、人的ネットワークが図られつつあることなどは、また成果であると思っております。

反省点としては、本年7月の災害発生以来、それぞれの部署で災害対応に追われてきたこともありまして、18年度の上期においては、新たな事業・施策の展開は思うように進めることができなかったという状況があったと考えております。

しかしながら、役場各課において取り組んでおりますインフラの整備、交流、防災、医療・福祉、教育など、既存事業や継続事業につきましても、費用対効果、事業効率等を検証しながら、それぞれが定住促進につながる事業として、それぞれの部署で実施をしてきたというふうに思っているところであります。

今後、現在作成中であります総合振興計画の実施計画におきまして、財政等も考慮した総合的な調整を図りながら、プロジェクトに沿った定住政策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番目のこれからの定住促進室のあり方についてであります。定住促進室の設置は、企業に設備投資の動きが出てきているタイムリーな時期であったと思っておりますし、設置してから8カ月を経過しましたが、これまで重点を働く場の確保という観点に絞って集中的に取り組み、それなりの成果も出てきたと評価しているところであります。

さらに、転入等による定住化への総合的な相談窓口の設置という観点であります。御指摘のとおり、転入等の誘導による定住化というのも、大切なことだと思っております。

今後におきましては、田舎暮らしを希望される方への情報提供や斡旋、仲介を図るため、空き家状況や持ち主の意向調査等を実施し、リスト化する準備を進めたいと考えております。

空き家リストの整備につきましては、これまでも防犯、防災、環境対策等の観点から、その必要性が言われてきておりますが、これらを一元的に整理し、関係する各課との情報交換を図りながら整備したいと考えております。

あわせて、住宅用地、就業、医療、教育など、関係各課や各機関団体等と連携して、ホームページ等で情報発信ができるように進めてまいりたいと考えておりますが、専門的なスタッフをさらに配置するというにつきましても、復興対策への人材の配置という問題を今、優先的に検討しなきゃいけないというふうに考えていることもあり、また団塊世代への対応も含めて、今言いましたような業務を進める中で、需用や業務量等の状況を見ながら検討することにしてまい

りたいと考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○副議長（木下 賢治議員）

しばらく休憩します。再開は午後2時30分とします。

---

休憩 午後2時20分

---

再開 午後2時30分

---

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○平八重光輝議員

これまでの実施状況と成果については、おおむね計画どおりと言いますか、成果が上がったということですが、一つだけ、私はどっちかちゅと団塊世代の方を重点的にやりたいんですが、この企業については、先ほど、ほかの方の質問の中でも答弁がありましたように、一番は、社員が優秀であると、まじめであると、一生懸命してくれるちゅうのが、一番の要因であろうと思います。新しく工場が進出したり、増設された要因は。それと、少しお世辞を言えば、皆さん方の頑張りもあったと思います、町民感情の良さとか。

それと、私はもう一つ大事なのは、それを決定された幹部の方が、この町に非常に詳しいよく事情を知っておられたちゅうのが、私は大きな要因の一つであったと思います。

ちゅうことは、その情報をいろんなのを御存知で持っておられたという、いいも悪いも持っておられたのも、大きな要因であろうということを踏まえて質問をいたします。

個人的と言うか、企業もですけども、定住促進室に今までに、どれぐらいの問い合わせがあって、何人ぐらいの方が移住をされたというふうに把握されておるか、お尋ねいたします。

○定住促進室長（北原 美義君）

住宅団地への転入ということにつきましては、本年度実績が、18年度に佐志ニュータウンの方が1人、それから湯田原の方に3区画、求名の方に2区画、中津川の方に3区画ということで、住宅団地の購入がございます。そのほかに、これ以外に転入ということで、定住促進室を通して転入というのは、住宅団地以外には把握をいたしておりません。

○平八重光輝議員

私は、11月末現在のちょっと住所を調べてみました。さつま町の人口が16年度で12月1日現在で2万6,655名、1年後の昨年の12月1日2万6,266名、389名減少しております。率にして約1.46割、16年比です。18年の12月1日が2万5,813名、1年前に比べて453人の減少、1.72割であります。

これは、あくまでも住民基本台帳上の人口であって、実際、ここに住んでおられる人口は幾らか、まあ御存知だと思いうんですけども、今、町民課のあそこに書いてありますけれども2万5,173人。このままいけば、来年度中にも2万5,000人を割るんです。

こういう非常に、私はもう心配で、晩も眠れんぐらい心配なんですけれども、こういう状況の中であって、きのう川口議員もおっしゃいましたけれども、我が町独自の施策、あるいはここしかない、これはすばらしいというような、長野県の下條村の話やらされましたけれども、やっばそういうのを打たんと、もう非常に厳しい時代、世の中だと思っております。

この人口減少が、もう一番のやっばい町の活性化、経済の低下とか、そういうのを招くんじ

やないかと思っ、非常に心配しております。

町長は、今のこのやっておられる施策で、大丈夫ですかとはちょっと言いにくいんですが、もうちょっと何かやらんにやいかんというふうにはお考えになりませんか。このままで、ずっといけばいいというふうにお考えでしょうか。

#### ○町長（井上 章三君）

人口減少という問題は、これはまあ我が町にとってというだけじゃなくて、日本全体として、これはもう否めない流れになっているというふうには認識をしております。

そういう中で、やっぱり住みやすいところ、あるいはまた環境のあるところに、人は流動するという点はあると思いますので、できるだけ移住していただけるような施策を打たなきゃいけないと思うわけですが、町内を見たときに、高齢者の方々が亡くなっていく。

あるいは出生する出生の数が限られてるとい、この実態を見たときに、もう人口減少するのはどうしても避けられない。これはまた、もっと加速するという状況にあるというのは、これはもう、なかなかこのままではとめようがないという感じがいたします。

そういう中で、団塊の世代対策とか、企業誘致とか、将来をにらみながら県もこの鹿児島にここ10年ぐらいの間に企業誘致の基盤をつくらないと、競争力において負けてしまうのではないかと。将来が、アジアをにらんだ時代を考えたときに、この10年ぐらいに企業誘致活動を、今、一生懸命やっておかないと、鹿児島の競争力は失われてしまうという危機感を持ってるといお話をされるわけでありませ。

いずれにいたしましても、この定住促進という問題は、今後とも真剣に取り組みながら、この人口の減少を少しでも食い止めると。そして、若い人たちにできるだけ残ってもらうというような対策という点でいろいろ研究もしたり、また知恵を集めたりということで、取り組まなきゃいけない大きな課題だと思っておりますので、定住促進室を中心に、またいろんな情報を集めながら、この問題には今後とも頑張らなきゃいけないというふうには思っておりますので、ぜひ、またいい情報があったら寄せていただきたいと思いますと思っております。

#### ○平八重光輝議員

十分認識されているというふうには理解しておきます。

ちなみに、薩摩川内市、ここは10万人を割らないために、一生懸命いろんな祁答院町の合併も含めてですけども、頑張っておられます。ここでも、16年から17年にかけては937名、0.89割、それから18年の11月までには747名で0.72割という減少をやはりここもきたしております。

しかしそういう中で、薩摩川内市は、この10万人を割らないために、定住支援センターを開所します、窓口を一元化しますと、一生懸命やっておられるわけだ。その中で、住宅を購入した場合は、離島の場合100万円、旧川内市内の場合は50万円、周辺は70万円ですか。通勤を新幹線を使われる方は5,000円まで月額補償しますというように頑張っておられるわけだ。こういうのも、お金がもちろんあれば、どんどんやっていただきたいんですが、お金がないと言われればそれまでです。

ほかのところについても、これは京都ですけども、古民家、空き家情報の収集発信と、いろんなのをやっておられます。

それから、北海道伊達市、有名になっております夕張のすぐ近くですけども、ここは移住を希望される方がいろんな質問をされたときには、私たちが責任を持って御相談について対応させていただきますと、課担当係、名前まで書いて、全国の皆さんに発信されておるわけだ。

私も、せめて我が町も、これぐらいはやってくださいよと言いたいんです。

もうちょっと後で質問するつもりだったけど、もうついでに言いますけれども、例えば町長は、電話の交換手をされとったとします。

私が東京で、全くこのさつま町に縁もゆかりもない人間で、ちょっと尋ねてみようかなちゅうことになったときに、ちょっとお尋ねします。温泉が近くにあつて、古い民家を借りたいと、まだ家をつくるまではいかない。私は野菜づくりも少しはしたい。町の生涯学習にもいろいろ参加して、皆さんとも友達になりたいし、地元の行事にもいろいろ参加して仲よくなりたいたいというようなことで電話をされましたら、町長はどこの課につながれますか。

一つでもいいんです。どこでもいいんです。どこが正解ということじゃないんです。例えば、どこにつながれますか。

#### ○町長（井上 章三君）

やっぱり定住促進室だろうと思います。

#### ○平八重光輝議員

定住促進室の先まで聞くのは、ちょっともう申しわけないから聞きませんが、なら定住促進室でどこの地域にどういう行事があつて、いつどういう行事があつて、どういふのをされてますとか、あるいは生涯学習がどういふのがあつて、ぱっぱつと回答できますか。できませんでしょう。それはあつちに聞いてくれ。農業については、農業委員会か耕地林業課へ聞いてくれ。これについては、行事については、向こうの教育委員会の方に聞いてくれと、それじゃダメなんです。

もう、私がそうじゃったら、もういいです、はいわかりましたと、またお願いしますって電話切りますよ。必ず、お客さんが、ここは対応が良かねえと、ちょっと、もうちょっと詳しく聞いてみようかなと思われるところは、すべて一元化されているんです、窓口が。

これは、きのうの質問の中で、川口議員も言われましたけれども、町が不安や疑問に一つ一つ答えてくれることが移住の決め手であり、問い合わせにたらい回しをしない、ワンストップ窓口を設置することが、一つのポイントであるというように書いてあるんです。

だから私も、この新しい課をつくって、新しい人を置いてしてくれと言ってるのではなくて、今の定住促進室でもいいですから、今のスタッフでもいいですから、そういう専従に近い人を育て、いろんな情報を集めて発信できる人を育てて電話が来たら、これについてはもう定住については、この人に聞きなさいと、この人に電話しなさい、すべて答えてくれますよと。

わからないことについては、後もって調べて電話をして、ちゃんと解決してくれますよという人をつくったらどうですかと、ここに書いてあるんです。そういうお考えはありませんか。

#### ○町長（井上 章三君）

なかなかいいお考えだなと、そのとおりでなというふうに思いました。そういう点では、そういう期待に沿うように努力をしなきゃいけないと思ったところです。

#### ○平八重光輝議員

予算を何百万円も何千万円も使うんであつたら、私も言いませんけれども、これは、町長の考え方一つで置こうと思えば、明日でも置けるんです。明日とは言いませんけれども、来年の4月からでもいいけど、もう団塊の世代の方の引退と言いますか退職は、もうすぐなんです。なつてから、そういうのをつくるのではなくて、なる前からつakって、準備をしておいて、どうぞ、こちらにおいでくださいと。

今、先ほど町長が言われた空き民家の件も、町内のそういう貸してもいいよと言われるようなところを全部調べて、情報を蓄積して聞かれたら、すぐ出せますよというような形でつくつとかなと、言われてから今から調べてみますと、後でわかり次第連絡しますちゆたち、もう遅いんですよ。

ほかのところは、すべてそういう体制を整えておいて、それ以上に言えば、ちょっと話が飛びますけれども、昨日出ました下條村、ここは、子供が生まれる可能性があるちゅうか、20代、30代の新婚さんですか、新婚さんちゅうか、新婚でなくてもいいんですが、結婚されている方のためだけのアパートというか、マンションに近いような2LDKのとってもきれいな素適なのをその人たちだけのために、町の利益になる人だけに入れてやるというような、そういう建物もつくってるんです。

人口が3,800人が最低だったけれども、それから4,100何十人にも増えましたと。小さい器ですから、ちょっと増えれば、すぐ減少が増加に転ずるところもありますけれども、それぐらい頑張ったところは頑張っただけのやっぱりその成果があるんです。

だから、金を使えということじゃなくて、そういう考え方とかそれで、少しでも一人でも二人でもこっちに、さつま町に来て住もうかと言う方がいらっしゃれば、一人、人を一生懸命勉強してもらってそういう担当を置くということは、私は別に町の損失にもならないと思いますよ。

薩摩川内市をまた出しますけれども、薩摩川内市は住宅補助を出して、今までに東京や千葉から71世帯、186人の方が移住されましたとあるんです。

ここはもう、ホームページもしょっちゅう、新しいもの新しいものに変えられて情報を流しておられますけれども、我が町も、これぐらいやっぱそういう専門の担当者を置いて、情報も新しいのをどんどん出す、いろんな質問に対しては即回答ができるような、もちろん100%はできないでしょうけれども、ほとんどは回答できるような体制をつくってかんといいと、我が町においでくださいいちゅても、さつま町ちどこですかと、恐らく知らん人がいっぱいですよ。

ここに縁かゆかりがある方は、それは知っています。さつま町ちゅは、わかりますけれども、そういう人たちだけじゃなくて、昨日もありましたように、北海道にどんどん移住をされると、私んところは北海道よりはるかにあったかくて、まだ過ごしやすいですよというような情報でもいいですから、どんどんやっぱいそうして出すような体制をつくりませんかというふうに申して言っているんであって、何もその新しい課をつくってしなさいということじゃありませんので。

十分そういうことを検討して、そういう受け入れ体制というのをつくることは、私は大事だと思えますけれども、そのように思われませんか、ちょっとお考えをお尋ねいたします。

#### ○町長（井上 章三君）

おっしゃることは同感いたします。

#### ○平八重光輝議員

「うん」と言うまで粘りますよというわけにはいきませんが、（「同感ちゅやった」と発言する者あり）、ああ同感ということは、そういうふうに向向きに検討しますと、検討しますちゅうことで理解すればいいんですが。

努力はなかなか、さつま町の一つは、出生と死亡、亡くなられた方の差なんですけれども、だいたい200人前後、最近はあるようであります。そのほかに、一番ちょっとこれは自然的な現象だって言や、それだけでもう、どうしても人間、人類皆平等で、1年に一つずつ、もうすべての人が年をとらんにはなりませんから、高齢の方が亡くなるのはもう、90歳、100歳になられたらもういたしかたのないところもありますけれども。

若い人がいなければ、誕生もそれだけ少ないわけですが、そのほかにこの転出がちょっと多いんです。転入、転出で、やはり13年から17年の5年間で、750名の方が出ておられるちゅうか、出る方が入ってくる数よっか多くなっております。亡くなられた方から出生を引いたのは953名と、こちらも多いんですが、それに匹敵するような方が外に出ておられます。

と言うことは、住んでみたい町、住みよい町を目指しておりますけれども、住みにくいとは思

わんけれども、その生活するためのもう職場がないとか、いろんな条件があらわれて出られたんだと思いますけれども。若い人たちだけかどうかは、分析しておりませんが、やはりこれからは、入ってくる方を増やすための方策、もう何回も言っておりますけれども、その団塊世代を含めて、団塊でなくても、その人たちが入ってくるための方策として、やっぱり少しは働きたいという方がいらっしゃれば、そういうののやはりあっせんと言いますか、紹介と言うか、そういうのも必要になろうかと思えます。

ぜひ、そういうのも含めて、民家だけじゃなくて、やはり職業、あるいはシルバーセンター、60歳を超えた方であれば、シルバーセンターでもありますけれども、そういうのも含めてぜひ万全の体制づくりをやっていただきたいんです。

世の中にさつま町しかなければ、そりゃ、こちらに見えるかと思えます。しかし、ここよりか条件が、薩摩川内市と比べては申しわけないんですけど、私が向こうにおつて、ほんならこつち来たら、どこに行きますかちゅや、薩摩川内市を選ぶような気がするんです、いろんな状況を見たときに。何もここに縁のゆかりもない人であれば。

だから、そういうので少しでもやはりこの町を見てもらう。まず注目してもらう。そのためには、もう情報の発信ですね、いろんな情報を集めてこういう町ですから、ぜひおいでください。見るだけでもいいですから見てみませんか、関心を寄せてもらうためのまず情報の発信。それを見られて、少しでも興味のある方が、電話でも、あるいはこちらに足を運ばれたときに、それなりの対応ができる体制になつとかなつと、何だこれはかけ声だけかということになりかねません。

先日、テレビを見ておりましたら、垂水市へ住まわれた方の、ちょっと出ておりました。それは、どうして垂水市に住まれたかという、市役所に電話をしたら、担当に電話をしたら、明るく朝一番に市長が電話をしてきたと、私が責任を持ってお世話しますと。私は、それでここに決めましたというようなのをされておりましたけども、たまたまその人は一人だったかもしれせんけれども。

やはりそれぐらい危機感を持ってやらんつと、もう2年後には2万5,000人を割り、20年後には2万人を割つて、最後は薩摩川内市にお願いしますというようなことがならんように、やはり今からですよ、できることはやっていただきたいと思えます。やってください。

できないこと、行政にはやれること、やれないこと、やっていけないこと、やっていいことがあるそうだけれども、これは別にやれないことでもないし、やっていけないことでもないと思えますから、ぜひこの辺は検討して何人でも受け入れますよと、ぜひおいでください。

もう責任を持って最後まで説明をし、納得のいくようにいたしますから、ぜひおいでくださいというような形をぜひつuckingていただきたいと、町長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

私も、この定住促進という問題に関しては、意識は高く持っていたつもりでございますが、今日の質問を受けながら、さらにいろいろと刺激を受けた感じがいたします。

そういう点で、また担当課をはじめ各課連携をして、おっしゃつたような受け入れ体制という点に対しても、一層の努力をすることを申し上げたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

---

△散 会

○議長（濱田 等議員）

これで本日の日程は全部終了しました。

12月13日は午前9時30分から本会議を開き、一括質疑を行います。本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会時刻 午後2時53分

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成18年12月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番 高嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 氣 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 永 田 清 信 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	教委社会教育課長 日當瀬 修 二 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	建設課長 前 園 義 広 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	耕地林業課長 脇黒丸 猛 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
町民課長 豎 山 修 啓 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
福祉課長 福 永 城 君	消 防 長 田 上 泉 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	水道課長 楠木園 建 雄 君
定住促進室長 北 原 美 義 君	教委学校教育課長 上 舞 幸 徳 君
財政課長 二階堂 清 一 君	行政管理室長 日 高 昭 治 君
総務課長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

- |       |             |                                      |
|-------|-------------|--------------------------------------|
| 第 1   | 議案第 1 1 7 号 | さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について         |
| 第 2   | 議案第 1 1 8 号 | さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について       |
| 第 3   | 議案第 1 1 9 号 | さつま町職員定数条例等の一部改正について                 |
| 第 4   | 議案第 1 2 0 号 | さつま町手数料徴収条例の一部改正について                 |
| 第 5   | 議案第 1 2 1 号 | さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について              |
| 第 6   | 議案第 1 3 5 号 | 平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）         |
| 第 7   | 議案第 1 3 6 号 | 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 8   | 議案第 1 3 7 号 | 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）   |
| 第 9   | 議案第 1 3 8 号 | 平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 第 1 0 | 議案第 1 3 9 号 | 平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 1 1 | 議案第 1 4 0 号 | 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）       |
| 第 1 2 | 議案第 1 4 1 号 | 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）     |

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	117	さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について
	119	さつま町職員定数条例等の一部改正について
	120	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	135	平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号)関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方交付税 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費(関係分) 6款 農林水産業費(関係分) 8款 土木費(関係分) 9款 消防費 12款 公債費 第3条 地方債の補正 第4条 一時借入金の補正
文教厚生 (第1委員会室)	118	さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について
	121	さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
	135	平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号)関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費(関係分) 4款 衛生費 10款 教育費

委員会	議案番号	件名
	136	平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
	137	平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
	138	平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)
	139	平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
建設経済 (議場)	135	平成18年度さつま町一般会計補正予算(第8号) 関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 6款 農林水産業費(関係分) 7款 商工費 8款 土木費(関係分) 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為の補正
	140	平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)
	141	平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

【参 考】 陳情

- 「泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」
- 「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」
- 「リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情書」
- 「日豪EPAに関する陳情書」

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第6回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1 「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」、日程第2 「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について」、日程第3 「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について」、日程第4 「議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第5 「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」から日程第5「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」まで、以上の議案5件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案5件について一括質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について」お伺いいたしますが、先の説明のときに昭和42年にできたと、それで、現在、上大迫さんと協議中であるというようなことで、12月31日で廃止するというような話があったんですけども。

今までの旧鶴田町での経過とかいろいろ考えてみますと、やはり受託者の上大迫重規さんへの今後の対応というか、財産とか、そういうのも自分で買った備品があるとかというような話もいろいろ聞いているんですけど、その辺を町長はどのようにお考えなのか。

それと、施設を廃止しますとそのまま残りますよね。となると、やはり景観行政団体として、川向かいの方に宮之城温泉もありますし、その辺を考えたときに施設を今後どのようにされるのか、その辺はどのようにお考えなのか、町長に基本的な考えをお伺いしておきたいと思っております。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、今まで長い間受託をして取り組んでいただきました上大迫さんにおかれましては、長年の間で相当の備品をやはり購入したりしながら取り組んでこられた経緯がございます。

それで、その内容がきちっと出ている部分とわからない部分とありますので、そこらを勘案しながら、やはり適正な、表現としては何と言ったらいいんでしょうか、そういう手当をする必要はあるのではないかとこのように考えているところでございます。そのところは、今協議中ということで、金額的な面に関してはもうちょっと詰めさせていただきたいと思っております。

それと、つるだ荘に住居としても使用しておられたわけですけども、住居的には退去したいと、12月いっぱい退去したいということをおっしゃっておりますが、厨房の方は、当面3月末まで使わせてほしいということをおっしゃっておりますので、それは可能だろうというふうに、普通財産に切りかえて有料で賃貸借という形で、その間は可能であろうというふうに思っているところ

であります。

それで、その後のこの施設の処分の件に関しましては、基本的に解体ということをしなきゃいけないというふうに思っているわけでありまして、それで今回の災害をきっかけとしまして、町村会の共済保険の方に入っておりましたので、総合賠償補償保険という。これでどこまで見ていただけるかという課題があったわけですが、今災害によってこの施設は全壊の損害を受けたということを申し入れているところでもあります。

それで、実際ああいう宿泊も兼ねた施設ということからしますと、1階、2階部分がこういう被害を受けて、実質的に宿泊できない、施設としては使えなくなったということで、やっぱり機能的にこれは全壊に値するというを想定しながらお願いをしているところでありまして、町村会と一緒に私全国の町村会の共済の方にも直接相談に行ったわけですが、県の町村会としては、全壊という想定で7,390万円の申請を今していると、これがどこまで見ていただけるかというのが、そう遠くなく結論が出るというふうに聞いておりますので、そういうことを踏まえれば、解体ということも可能になってくるのかなというふうに思っているところでもあります。

#### ○**麥田 博稔議員**

最初の方の質問ですけれども、やはり受託者への配慮というのは、地方政治でも情と筋とかいろいろありますけれども、やはり私も川向かいにおいて今までのことをいろいろ聞いていると、やはり情の部分というのもある程度はないとおさまらないのかなという気持ちもするんです。

財政が厳しいからちょっとでも売れということもありますけれども、やはり旧鶴田町で無理無理してくれっちゃんかお願いして、何とかやってきたと、それで自分も今までサッシとかいろいろやっていたのをやめてですよ、やっぱりあっちの方に振り向いたとか、そういうこともありますので、その辺は今後また議会の皆さんの同意もいりますけれども、やっぱり十分に配慮していただきたいと私は思います。

それから、解体のことにつきましては、やはり町長が今言われましたように、町村会長とか、いろんな立場で交渉をして、できるだけやはり有利になって、あのままでおきますと、どうしてもやはり立入禁止をしても、今後さっき言ったように景観的なものもありますし。それから高校生とか、いろんなそういう人が入って事故とか何かがあったときに、やっぱり所有者責任ですか、そういうのも問われますので、私も金がかかるけど解体の方がいいのかなという気持ちを思います。

それから、やはりそれに続いて、また上に母子センターの方もあります。あれもまだ県とのあれがついていないということもありますけど、その辺もひっくるめていろいろ交渉をして、努力をしていただきたいと要望をしておきます。

#### ○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。川口議員。

#### ○**川口 憲男議員**

町長に関連で、ただいま、つるだ荘の解体ということで町長の答弁がありましたけれども、麥田議員から出たように、母子センター、つるだ荘解体というような話でいかれますが、年次的にどういう計画でいかれるのか、それで更地をどうするのか、そこらあたりまでの考えがあるのか、聞きたいと思います。

#### ○**町長（井上 章三君）**

つるだ荘の方は、先ほど言いましたように、この保険の結論が出れば解体が可能になるのかなと思っておりますが、母子センターの方は、まだ災害に遭ったというわけではありません中で、

耐用年数がまだ相当残っているということもある中で今、県と協議しているということでありますので、そのこのところはもうちょっと検討を要すると思っております。

また、つるだ荘の跡をどうするかということについては、まだ今のところ検討まで進んでおりません。

#### ○川口 憲男議員

従来、湯権者がおりまして、それから町の湯の権利までいきました。その中であって今度、廃止、解体となれば、当然湯の湯源といいますか、そのまま残ってそれも活用策がいろいろ出てくるんじゃないかと思うんですけども。

今後例えばそれを、町の財産を破棄するということになれば、そこあたりの対策もあると思うんですが、そこらの考え方を地元への説明というのはどういうふうになされるつもりですか。

#### ○町長（井上 章三君）

湯源が残るわけでありまして、これは、やはりいい湯だという評価も得ている湯源であります。それに対して、跡をできれば活用したいというような考えを持っておられる方もいらっしゃるという話もありますので、地元の方々にはそこらの説明を、いずれにしろ解体、あるいは今後のことについて説明会をやって、そして公正な跡の処理をしなきゃいけないだろうというふうに思っております。

#### ○川口 憲男議員

当然、今まで42年からありましたこういう施設が、その地域から解体してなくなるということになれば、地域としても非常に残念な思いといいますか、いろんな思いがあります。

ただし、これは財政的な面もありまして、無理が言えないところもあるわけですけども、やはりそういう跡地の問題、母子センターの方も県との協議を重ねていくということの話です。早急に地元にもそういう説明をして、あるいはそういう湯源の問題もどういう活用方法があるかということを示されたり、昨日の一般質問でもありましたけれども、地域の活性化となれば、そこあたりの活用というのは、ものすごく大事になってくるんじゃないかと思えます。

その点を考えますと、議会で条例廃止後の話でもいいと思えますけど、早い時期にやっぱり住民に話し合いを持ってほしい。

今でも温泉はいつ復活するのか、という話をずいずい聞くわけですけども、確実に今日のこれが出てきますと廃止ということで説明もできるわけですけども、私たちの話で納得される方もいるかもしれませんけれども、やっぱり町長自ら出てきて、今までの歴史とつるだ荘が持ってきたいろんな意義を、廃止する理由を地域に説明していただくよう要請しておきます。

#### ○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

#### ○中尾 正男議員

関連で、今、川口議員の方からもありましたけれども、ちょっと明確になっていない部分を、私が思っている部分、聞いてみたいと思います。

入浴の権利を持った人が20名弱ございます。ここあたりとの話を今回も当然取り壊しになれば、泉源の湯権そのものは町に帰属するんでしょうけれども、今までもずっと話し合いが決着がついてないというか、そういう形でできていますから、今回取り壊しということになれば一つの機会ではないかと思うんですが、そこあたりのところをどのように考えておられるのか。

話し合いを持たなければならないんじゃないかと思うんですが、ちょっと考え方を聞いておきたいと思えます。

#### ○助役（総務）（宮之脇尚美君）

つるだ荘につきましては、建設当初からいわゆる旧鶴田町に譲渡される段階での共有名義でありました泉源の関係がございました。これについては、当時あび〜る館を建設される段階でも、この権利問題についていろいろ協議をされているわけですが、地元としては協議が整わなかったということで現在に至っております。

実は、これについては、今回の廃止の問題等を検討いたす段階で弁護士とも協議をいたしておるわけですが、基本的にはこの指定管理者に移行する段階で有償として入浴していただくということで、そういう入浴権のある方々については説明をいたしておりまして、そこら辺についても御理解いただいております。

さらにまた、将来的なそういう問題については、廃止の方向も一定の方向を案に示しておりまして、そうなった場合には、やむを得ないというようなことも理解をされておりますので、従来ありましたような問題というのは生じないというようなふうに考えております。

また、弁護士の方も、これまでの町のそういう対応等を考慮いたしますと、補償等については特に必要ないんじゃないかというようなことの見解もいただいておりますので、そこら辺については、また十分理解を求めていきたいというように考えているところでございます。

#### ○中尾 正男議員

ただいまの説明で、今回の解体でそこあたりの今までのつながりは切れるということ、そのところをやはりはっきりとしておかないと、また後で問題が出てくると困りますから、そこあたりのところについてはよろしく対処していただくように要請しておきたいと思っております。

#### ○町長 (井上 章三君)

指定管理者に移行するという段階で、住民のその湯権者の方々と、入浴権者の方々と話をしまして、町として今まで運営していた段階からこういうふうに、民間にという形になるので、そういうような権利というのは消えるというような方向で一応理解はしていただいているというふうに認識しているところでです。

#### ○平田 昇議員

さつま町手数料徴収条例を改正する中で、23の日本国とカナダが並んでおります。総務課長でいいです。この日米という言葉が日常語になっているわけですが、このカナダという特定な国が並んでいるこのバックグラウンド、背景は何だろうという素朴な疑問です。

それともう一つ、これまでの助役が副町長になるということで関心を持つ一つに、副町長に委ねられる権限の分野は既に決まっているのかということ、どういう分野が委ねられるのだろうかということなのです。

私は、なぜこれを尋ねるかと言いますと、一つの思いがあるわけです。町民からの思い、訴え、願いを受けとめて検討し、これに答えていくポジションにある副町長というものは考えられないだろうか、これを言いたいわけです。

なぜこういうことを言うかといえば、最近私が皆さんも同じでしょうが、町内から受け取った訴え、アクセイズの問題、そして何とか元の生活に返していただけないだろうかという、悪臭に耐えられないという関係住民の皆さんの訴え。

そしてもう一つは、これはまた別な基点で、年末年始になれば町行政関係の方は、ひとつ町内で宴会してくださいと、よそに出ないでやってもらえないですかと、こういう厳しい時代ですからひとつ地元の気持ちを読んでくださいと、こういう気持ちが訴えられているわけですが。

こういうものを町として、今、課長が一生懸命取り組んでいることはわかります。夕べの会合でもわかりますが、これを町として受け取って検討をしていく、そして回答をしていくというポジションとしての副町長というのは考えられないだろうか、これを伺いたいわけですが。

○町民課長（豎山 修啓君）

別表第3中にあります手数料徴収条例の第6条関係でございますが、この中におきましては、日本国と外国ということの中でですけれども、あえてカナダが出ております。現在、カナダとの関係の中に協定が結ばれておるわけでございますが、そういった中で厚生年金保険法等の特例というものの関する法律が改正されたと、あえてカナダだけを今のところ出しております。

外国の場合にこういった制度的なものに触れますと、当然また今後、こういったほかの国におきます協定の関係等もまた出てくるんじゃないかなろうかなというふうには感じております。

目的につきましては、今現在、国際的な人的交流の活性化ということにも伴いまして、日本と外国を仕事で往来する方が増えてくるということで、今回はこういった年金制度等の両方に加入されておるわけでございますが、そのものをいずれかの保険の適用にすることということでございまして、今後はやはりそういった制度の適用というものが出てくるというふうに感じております。

保険料をそうしますと負担しなければならないわけでございますが、そういった問題が生じていることから今後整理をしていくんだということになってまいります。

○平田 昇議員

該当する国は、カナダ1国ということですか。

○町民課長（豎山 修啓君）

今現在は、制度的なこういった体制がなされておるのはカナダだけです。

○町長（井上 章三君）

今回のこの副市町村長制度ということ踏まえまして、この副町長という制度を制度化しようということでございますが、これは政策判断を必要とする事業に関しては、これは町長を中心としてこれを検討していくということは当然でありますけれども、一般的な事務に関する権限はできるだけ副市町村長に委任する方法は考えられるというふうになっております。

それと、さらに我が町なりのこの合併後の町という状況もあり、今回災害という問題も特殊なまた課題も出てきているということもありますので、その役割に関しましては、さらに我が町なりのその分担というのを検討する必要があるというふうに考えておりまして、4月からということになっておりますから、そこのところはもう少し時間をかけて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○平田 昇議員

結局、町長から動かない権限は、議会の議決を要する案件という判断でもよろしいですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの件に関しましては、町長が一般的な、町長にしかできないことといたしますのは、例えば議会の招集権でありますとか、発案権とか、それから条例・規則の公布とか、そういうことはやはり町長が責任を持って行使をしていくこととありまして、副町長というのは、一般的なこと、それから町長が副町長に委任して任せてやるという方法と、あるいは例えば企業誘致でありますとか、あるいは行政改革でありますとか、それから緊急を要するようなこと、それを副町長に委任してやるというような方法がありますので、ただいま町長が申し述べましたように、我が町なりのいろんな方法が考えられますので、それは規則で副町長に対することを職務として委任をしていくということとありますから、3月までの間にその規則を定めて、また議会の皆様にも御報告をしていくということの段取りでおります。

○平田 昇議員

町民からの深刻な訴え、悩み、要望、こういうものを受けとめて検討するポジションとしては考えられないか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

あらゆる分野で町民の皆様方の御意見というのは聞かなければいけないというのは、もちろん町長を含めて、助役、職員もですが、そのポジション的な総合窓口というような表現になるかどうかは今のところ検討はしておりませんが、個別の、今、助役の職制でありますように、例えば総務助役は、経済担当助役は、観光でありますとか、農政でありますとか、そういうことを定めてございますので、総合的なその窓口という表現の仕方は、今のところでは今後の検討課題であるというふうに思っているところです。

○平田 昇議員

了解。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案5件に対する一括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案5件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第6 「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第7 「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第8 「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9 「議案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第2号）」、日程第10 「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第11 「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第12 「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第6「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」から日程第12「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案7件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案7件について一括質疑を行います。質疑はありますか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

議案139号の農業集落排水事業特別会計の補正予算の中でございます。地元でございますからお聞きしますけれども、198万円の施設の修繕ということで聞いたわけでございますけれども、どういう不都合があつてこういう修繕があるのか、中身をちょっと教えていただきたいと思っております。

それともう一点、議案135号の一般会計補正の中での、7款商工費の中での中小企業災害復

旧資金の利子補給228万6,000円と金額が出ているわけですが、この関係の補助金の件数は何件分の利子補給なのか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

○環境課長（桑園 憲一君）

農集の7ページ、歳出の中の農業集落排水事業費で198万円の内訳のことですが、中継ポンプの交換1基を行いたいと考えております。

それから、本管を道路に埋設しておるわけですが、どうしても国道の埋設につきましては、車の通行料が多いためにマンホール付近が傷みがひどいということで、道路沿いの住民から苦情がきますので、そこあたりに対する修繕料、それから、その他といたしまして、機械等の修繕料を見込んでおるところでございます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

商工振興の関係の中小企業災害復旧の関係の利子補給の関係でございますが、現時点での貸付件数というのが66件ということになっております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

28ページの商工振興費のことについてお尋ねいたします。

今、新改幸一議員の方からもありましたけれども、利子補給ということで228万6,000円、これは、お金を借りた方に対する補助ですけれども、今回、水害で相当な被害を受けられた方がたくさんいらっしゃるわけですが、このお金を借りられなかった方、66人借りられたということですが、その以外の方に対する補助と申しますか、振興のための予算というのは考えられなかったものか、お尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

国県の方で、この商工業に対する災害に関するそういう支援というのが、現在のところいろいろとっておりますけれども、なかなかはっきりしたものは出ておりません。

それで、御存じのように機械設備に対するものであったり、運転資金であったりというようなことで、こういうことへもうちょっと制度を作ってもらえないかということでの要望はしておりますけれども、今、署名運動もされておりますが、そういうことも踏まえて、さらにそういう要望はする予定であります、現段階においてそういうものが具体化したというふうには至っておりません。

○平八重光輝議員

予算的には今のところ非常に厳しいということで、制度的にも厳しいということですが、例えば、何年か前になりますけれども、BSEの問題がありました。そのときは、議会、役場の職員皆さん挙げて、私は余り肉は食べないんですけども、皆さんお金を出して肉を買われて、少しでも手助けになればというてされたわけです。

今回は、商工会はじめ商店街が、それ以上の被害があったんではなかろうかと、BSEの場合は一過性でしたけれども、これはずっと引きずっていかなきゃならんような被害を受けておられるわけです。

そこで、例えば役場の職員をはじめ議会もですけれども、商工会の商品券をみんなで買おうじゃないかと、みんなで買って少しでも商店街のために手助けと言えども失礼になるかもしれないけれども、何とかお手伝いはできないかというようなことを考えられなかったものか、考えていただければ、今からぜひ考えていただきたいと思うんですが。

それとか、やっぱり職員の皆さんの新年会、忘年会もあるんですけども、これもできるだけ

町内のお店を使っただけというのを、町長の御判断で、皆さんにお願いという形しかできないかもしれませんが、そこまで踏み込んで少しでも商工会の振興に手助けをしたいというふうなお考えはないものかお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

職員に対して、忘年会シーズンになるわけですが、できるだけ被災地の復興しているところを活用してもらいたいという呼びかけは、私の方からもしてございます。

それで、新年会というのもまたあるわけですが、商品券ということについては、まだちょっとそういう想定は、特に検討はしていませんが、御趣旨は、気持ちはよくわかりますので、またできる形での呼びかけはしてみたいというふうには思っております。

○平八重光輝議員

商品券の購入と、それと役場で使用される備品等の購入も、商品券等も含めて、ぜひ私個人としてはやっていただきたいと思っております。そういうふうには、ぜひ前向きに検討をしていただくように申し述べておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

もう一点お伺いいたします。24ページの6款農林水産業費の1項5目の農産園芸振興費の中での原油価格高騰施設園芸緊急対策事業補助ということで、1,997万円計上してございますけれども、この事業の中身をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

昨年に続きまして原油価格の高騰施設園芸復旧緊急対策事業ということで、今回は、3件の団体が申請がございました。

1件が、さつま農協のトマト部会、これは4戸の農家で、三重カーテン、二重カーテン等をするということ。

それから、葉物部会ということで、こちらにも二重カーテン、循環扇等を計画されております。

それから、鉢物部会ということで、これはシクラメンの部会でございますが、ここにつきましては、三重カーテン、循環扇、多段式サーモということで、1段でするより、2段、3段と切りかえてやって、少しでも重油を軽減したいということでございまして、これの3件でございます。事業費の2分の1の額が1,997万円ということでございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

3、4点お伺いしたいと思うんですが、まず3款2項3目、この保育所運営費で特別保育育成補助というのがあるんですけども、これは減額になっているんですけども、健やか保育推進事業補助なんかも今年新規で136万円90万円ぐらいの減額ですか、ですから、減額の幅がちょっと大きいもんですから、制度的にあったのか、それともいろいろと利用者の方が利用がなかったのか、それともやはり保育園の方が受け入れがたいというか、少なくとも、その辺がどうだったのか、ちょっと説明をお願いします。

それから、4款2項清掃費ですけども、これは水害の精算金ということだったんですが、総額で清掃費でどれぐらい使われたのか。この2項について、総額的にはどれぐらいだったのかお伺いいたします。

それから、10款2項2目教育振興費、扶助費が上がっているんですけども、これが今、こ

の前テレビを見ていますと、東京都なんかは非常にこれが増えてきて、10何億、20何億、60何億というところもあるというようなことなんです、本町の場合は、どれぐらいになっているのか。そして、その傾向が現在上がりつつあるのか、下がりつつあるのか、そのまま平均できているのか。

それから、11款2項1目災害復旧費について、相当大きな金額が、1億5,000万円ぐらい出ているわけですが、今いろいろ談合事件とか、いろんなことがありまして、鹿児島市議会でも一般質問の中で95億以上については談合の疑いがあるとか、それから南日本新聞にもそのような記事が出ています。

それで、私たちは決算審査委員会の中で、いろいろ17年度もしたんですけれども、現在、自分たちの町がどれぐらいになっているのか。そのときに、中尾委員の質問に助役さんは、今後そういうことがないように厳正にと、電子入札とかあったんですけれども、再度本会議で確認しておきたいと、平均入札率と今後の対応について。

対応については、やはり町長にも一言決意を、やはり和歌山、福島、宮崎、いろんなところで批判も出ていますし、そういうことでいろいろ逮捕者も出ていますので、町長にもその辺の決意をお伺いしておきたいというふうに思います。

#### ○福祉課長（福永 城君）

20ページの3款2項3目保育所運営費の特別保育事業費の減額について説明を申し上げます。地域子育て支援センター事業、それから休日保育事業、一時保育事業につきましては、県の基準額の変更による減額でございます。

それと、延長保育促進事業につきましては、当初5保育園が希望されておりましたが、事業実施が困難であるとの理由で、1保育園が取り下げをされた分でございます。

それから、乳児保育事業につきましては、県の基準額の変更による減額2園分と、基準要件に該当しない2園分の減額でございます。

それから、健やか保育推進事業補助につきましては、軽度の障害児の対象児童数の変更による減額ということでございます。

以上です。

#### ○町長（井上 章三君）

昨今、談合問題で大変関心を呼んでいるわけですが、本町におきまして、やはりそういうような疑われるような形というのは、できるだけないような方向に、やっぱり取り組まなきゃいけないというふうに基本的には思っているところであります。

地元の業者の方々が、せっかく地元で発生したいろんな仕事というものをできるだけ受注してもらいたいという気持ちはあるわけですが、そういうものと、この談合というような形で疑われるような形というのは、できるだけ少なくしなきゃいけない、なくさなきゃいけないということでのまた取り組みというのは、制度的なものもあると思うんですけど、手法的なものもあると思うんですけど、これはまた、できる限りの努力をしていくようにまた指示したいと思っております。

#### ○環境課長（桑園 憲一君）

今回の水害によりまして、臨時議会、あるいは専決処分をいただきまして、総額で5,180万4,000円の予算を組んでいただいたわけなんです、11月27日に全部作業が終了いたしましたので、検査を受けまして、そこで調整をいたしまして、最終的には4,500万円程度で一応今回の水害によります災害は、この予算をもって一応終了ということになります。

## ○工事検査監（東 幸治君）

落札率についてお答えいたします。

公共工事の落札率算出のもとになっている予定価格は、適正な工事を施工するための資材、機械、または労務費について、取引の実例価格、需要の状況や工事の難易度、数量の高、期間の長短等を考慮した合理的な価格であると考えております。

過去4カ年と、今年の4月から11月30日までの落札率の結果につきましては、平成14年度から平成16年までの3カ年につきましては、旧宮之城町の落札率についてお答えいたします。14年度96.54％、15年度96.36％、16年度94.37％、また、合併後のさつま町としての平成17年度と平成18年11月30日までの落札率につきましては、17年度93.7％、18年度96.69％となっております。

今後の対応につきましては、さらなる工事の品質や入札の透明性、公平性、競争性を確保するため、また不正行為の排除の徹底等を図るため、現在、電子入札システムを県と共同開発中で、平成20年度から導入を予定しております。

以上です。

## ○教委学校教育課長（上舞 幸徳君）

20節扶助費についてお答えします。

本町は、平成18年度7.85％の扶助率でございまして、過去5年間の推移を追ってみますと、平成14年度が7.93％、15年度が7.64％、16年度7.79％、17年度7.67％とほぼ横ばいの状況にございます。

このように、過去5年間の推移は8％弱で推移しており、全国の町村と同程度の認定率でございます。

以上です。

## ○麥田 博稔議員

今るお伺いしたわけですけれども、この談合問題ということにつきましては、今日の南にも書いてありますし、それから今、検査監の方からも話がありました、やはり予定価格というのは、鹿児島市議会でも落札率算出の予定価格は、適正な工事を施工するための標準的で合理的、また、適正な労働条件や企業の健全運営を図られることを考慮した価格というふうに答弁をされているんです。

ですから、やっぱり100に近かっても行政側は、何ら不信なことはないんだという話がありますが、やっぱり新聞とかなんとかを見ますと、やはり95以上は。だけど、今聞いたら、やっぱりうちについては、そこそこの入札率で、18年がちょっと96.6で高どまりになっていますけれども、やはりある程度適正にされているなという気持ちはするんですけれども。

さっき町長が言われましたように、それから助役が決算委員会で言われましたように、いろんな方法で、やはり公平に、町民から疑いの目で見られるとか、いろんなそういうことがないように、やはり留意していただきたいというふうに、これは切に要望をしておきます。

これに書いてあります。私も、やはり地方にとっては、公共事業は経済の根幹であって、地元業者の優先というのが自分も思っています。

そして、談合はやはり必要悪じゃないかなという気持ち、結局、指名推選にして地元の仕事が回れば、やはり潤うんじゃないかという基本的な考えは、私も持っていたんですが、やっぱりこの新聞を見ますと、やはり談合は必要悪じゃなくて、やっぱり悪いんだというところから今はいかないとこれはだめなんだ、というふうにいろいろ書いてありますので、やはりその辺が徹底された上でやはり地元優先といえますか、先ほどあったように、やっぱり企業のために、地元の

商工業のために、何か手立てをするというのは、また別の問題だと思いますので、その辺はやはり町長もるる理解をして今後努力していただきたいというふうに思います。

それから、災害復旧に対して4,500万円ぐらい入ったということですが、先の12月の特別交付税、先般12月4日に各自治体に配分するというようなことで、財政課長のところに行って聞いたら、4億5,000万円ぐらいというような話があったんですが、その辺が実際どうだったのか。

決算委員会のときには、去年は、全体で12月と3月で7億2,000幾らだったですか、もらったというふうにあったんですけども、それがどうなのか。

そして、それがあつたら、結局、18年度のだいたいの決算見込み、歳入とか歳出とか、それから実質収支になりますか、その辺がどのようにお考えなのか。

それと、そこが出てくると、おのずから3月までの財政指数、どんなものがあるのかというのはわかってくるわけですけども、だいたい今度で183億、4億ぐらいですけども、最終的にどれぐらいになるのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

#### ○財政課長（二階堂清一君）

最初に、特別交付税の関係であります。12月5日の日に特別交付税を一部入金いたしております。額は、発表されましたが、4億5,772万8,000円ということになります。12月に、鹿児島県全体に交付された特別交付税は、約70億円というふうに聞いておりますが、その中で町村分が23億であります。ですから、町村分のだいたい20分は、さつま町であったということになります。

財政主管課としましては、この豪雨災害について、多くの人が国県に対して陳情していただいたわけですが、このことを十分とはいかなくても、ある程度反映された数字ではないかなというふうに考えて感謝いたしております。

ただ、18年度特別交付税の総額はということになりますと、3月交付を待ってみないと一概には言えないわけですが、去年の場合、合併初年度ということ、その分の特別交付税がかなり多く入っております。

ですから、今年の場合は、合併だけいきますと、1億1,000万円は必ず減るところから災害を積み上げて、その他の特別財政需要を積み上げていきますので、そこ辺は非常に不透明な領域ですが、こちらとしましては、できる限り実情を知っていただいて、多くの特別交付税を3月には期待しているところであります。

あわせて、18年度の普通会計の決算見込みということになりますが、とにかく今としましては、この歳入にしましても、歳出にしましても、この災害に係る繰越明許費といいたしうか。この額をどのぐらい今後出てくるのか、数億なのか、10億に近い繰越額ということになるのか、そこでだいぶ違っていきますが、実施収支そのものには影響がないというふうに考えております。実質収支額をいろいろ考えますと、4億円程度はどうしても欲しいということを考えております。

今後の財政支出見込みであります。とにかく財政調整基金、減債基金を中心にしました積立金の補強を考えております。そうしますと、19年度は非常にこの新型交付税、税源移譲で見えない部分が多いですので、財調をとにかく、減債基金をとにかくたくさん積んで19年度に臨まなければいけないのかなという気がしております。

減債基金につきましては、被災直後知事が、県の支援策ということですぐ新聞発表をされたわけですが、その一番最後の方に、県の振興資金の18年度償還分を猶予しますという話がありました。

ですから、うちは、県の振興資金の18年度償還額が9,000万ぐらいありますので、その分が猶予されるということでもあります。ですから、これも貴重な財源ですので、2月補正なりで減債基金積立とかいうことをしまして、後年度に臨んでいきたいというふうに考えております。

○**麥田 博稔議員**

今、るる述べられたんですけども、財政が厳しいという中で4億5,000万円あったというように、何とか助かるのかなという、出るのも多いわけですけども、そう思います。

あと残ったのを、積立金というようなことで言われて、私もそうだろうと思うんですけども、やはりそうしていないと。水害前に議会に勉強会があったときに、私はちょうどその7月22日のちょっと前だったですね、1日、2日。それで、いろいろなところで災害があるから、やっぱり災害対策基金というようなものも設けなくてはいけないんですかという話もしたんですけども。

この前、たまたま土地開発基金ですか、あれがあったので1億円取り崩せたんですが、今朝も地震があったんですけども、こういうのを考えますと、やはりある程度の基金を持っていないと、町民も安心安全はできないし、やはりいつも財政はたいい暗い話になりますけれども、やはり基金というのは、基金は大事だと思うんです。

だから、手をつけなくて、後世のためにちゅうか何か、そういうときのために、やはり災害対策特別基金という、何かそういうのを設けてやる必要もあるんじゃないかと思うんですけども。

この前財政課長にお伺いして、それも考えなくてはどういう話があったんですが、町長に基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○**町長（井上 章三君）**

今、御指摘があったように、やはり今回大きな災害がありましたけれども、今後もそういうことがないとは言えないということもあり、やはりそういうことにかかわるような基金というのは、できるだけ準備をしておく必要があるのではないかとことも思いますし、今、財政課長の方からありましたように、基金の方に積めるものはできるだけ積んでおいて、来年に備えたいというふうに思っているところです。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。中尾議員。

○**中尾 正男議員**

一般会計から今回国保の方に繰出金、基盤安定財政支援に5,100万円ほど繰り出しをしてあるわけですが、国保の方の合計が一般会計の方が2億8,500万円ぐらいですか、これについて、繰出金の分が交付税参入額のだいたい何割ぐらいを繰り出してあるのか、財政課長の方でいいと思うんですけども、お聞きしておきたいと思います。

○**財政課長（二階堂清一君）**

国保会計の繰出金ということではありますが、非常に厚生労働省側は、交付税でみてあるから繰り出してもらいなさいということをやられますし、逆な見方をしますと、やっぱり交付税というのは一般財源だからという見方で、財政の厳しい年度、そうでもない年度で、また各団体で非常に違っていくと思いますが、今回の場合は、だいたい80割ぐらいを繰り出してあります。

○**中尾 正男議員**

80割程度繰り出してあればいいかと私も思います。と申しますのは、やはりこの国保税は、みんな掛けている方が非常に重税感で苦しんでおられます。最高限度を掛けている人は、隔月ですけど8万円を超える、保険料が払えなくて、保険証がもらえないけれどもしゃあないと、医者どんには行かんというようなことでもありますから、できるだけそのための、今ありましたとおり

国保のその目的、目的その分だけではないでしょうけど、それにあわせた交付税ですので、できるだけ100%に近い、本当はそうしていただきたいんですが一般会計の方もありますから、80%以上繰り出しをしてあげればいいんじゃないかというふうに考えます。

**○議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。柏木議員。

**○柏木 幸平議員**

一般会計の災害復旧費のことで、昨日、河川改修とまちづくりについての中でも、まちづくりと災害対策ということで、地元からの要望があると町長に要望したわけですが、その中で多くの問題があるという、6点のことを言われました。

河川改修計画が未定の状況で計画区域をどこまでにするのか。2番目に、浸水地域のほとんどが過去に土地区画整理事業実施済みの地域である。3番目に、町の財政事情が事業導入に耐えられるか。4番目に、県の協力が得られるか、これは国道公官金ということで。それと5番目に、地権者の合意形成は得られるだろうかということで、これは導入事業による補償金の違い。それと6番目に、河川激特事業とまちづくり事業期間の連携がとれるかという、この6点を上げられたわけですが。

これまでの昨日、おとといの一般質問でもありました。町長の答弁でもあったわけですが、その前の答弁にもいろいろとありました。町長は、ダムにしても、激特にしても、住民の立場よりも、この国県の立場を理解したような答弁が私は受け取れてたまりません。

それで、首長として、やっぱり住民のこの立場を理解して、無理してでも国県の要望はしていくべきだと思うんですが、そこあたりの町長の姿勢というのを伺いたします。

**○町長（井上 章三君）**

今回の災害の状況などについて、実際のところどうだったのかということに対して、私は、やっぱり客観的に冷静に判断するところは判断し、そしてまた要望するところは要望するというのでいかないと、住民の立場からいけば、それは元の状態に戻してほしいという要望は、これはいろんな要望が出てまいります。

その要望の中で、やはりこれは、本当に何とかしてやらなきゃいけないという点と、これは、ちょっと誤解があったり、ちょっと無理があるんじゃないかということとか、そこは、やっぱり客観的に判断をしないと、何でもかんでも住民がこう言うから、こういうふうに言うんだということでは、話が筋が通らない場合もあります。

私は、住民の皆さんをできるだけやっぱりこの機会に言えることは言わんにゃいかんというふうに思っておりますが、そこらにルールというのもあったり、客観的な状況の判断というのがありますから、そういうことも踏まえながら、しかし、言えるところは言うんだと、決してその住民の立場ではなくて、国の立場をただ擁護しているとか弁護しているというつもりは全くありませんから、やはりその町の立場に立って、あるいはその住民の気持ちというのを選択しながら、できるだけ努力をするんだという基本姿勢にあるということは理解していただきたいと思っております。

**○柏木 幸平議員**

やはり、答弁の中でも、そういう気持ちがあるんだったら、やっぱり隠すべきところ、こういう答弁の中で言うべきでないところやら、町長はこれまでやはりダムの理解にしても、まだ浅い期間でも言われておりますし、やっぱりそこあたりの心遣いも必要だと思うんですよ。そういう意欲があるんだったら、理解を求めるんだったら。

だから、私たちにそこが何か通じてこない、そういう気持ちがあるわけです。それは住民も

一緒だと思います。

だから、そこあたりのこの考え方も変えてもらうというか、やはり自分のこの立場を考えた答弁が欲しいと思うんですが、そこあたりに関してはどうでしょうか。

**○町長（井上 章三君）**

私は、町長として、やはり自分なりの見識の中で判断をしながらこの情勢を見ているわけでありますので、それなりに判断のその根拠というのは、自分なりに努力している面は持っているつもりであります。

ただ、住民の皆さんのやっぱり困っている状況、何とかならないかということに対しては、できるだけ努力はしてみなきゃいけないということで、今までも努力をしてきましたし、これからも、また被災者の方々との要望会もありますが、そういうことを踏まえてやることはやるというふうに思っておりますので。

その言動が、どう判断されているかということは、人によっていろいろだと思いますし、またいろいろと尾ひれがついたりということもあるようではございますけれども、実際のその姿を通してこれは判断してもらわないといけないことだろうと思っております。

**○柏木 幸平議員**

町長の判断によって、リーダーシップによって、いろいろと行政も変わると思います。それで、課長にしても、いろいろなアイデアがあっても、町長の判断が下されないからできないとか、やっぱりそういう気持ちもあると思うんですよ。

それで、やはりそういうような面からも、今度の災害にしても何かこれでいいんだろうか、このままではちょっと遅れるんじゃないかという、やっぱり私たち議員もですが、地元もやっぱりやきもきしているところがあると思いますので、そこあたりの町長のリーダーシップと役場内におけるそういう判断、各課における指示、判断、そこあたりも的確に、早急にできるような、そういう体制を町長にお願いというか、そういう対応をとってほしいと思います。〔「どうしようもないんだもん」と発言する者あり〕

**○議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。内之倉議員。

**○内之倉成功議員**

福祉の関係でちょっとお尋ねしたいんですけども。今、それぞれ介護保険にしる、国保にしる、上がりっぱなしの状況が続いてきているわけですけども、今回、心身障害者の関係について、ちょっとお尋ねしたいんですが。

今現在のところ、1人平均、結局4万幾らの自己負担という形の中で毎月この負担をされてきているわけですけども、この障害者が、親亡き後の方たちの問題も含めて考えていただきたいと思うんですけども。

今のこの災害の関係で町にもお金がないというのは理解できるんですが、今、子供たちが、前年度からすると結構、17年度からすると、18年度については確実に上がっていくという数字が出ているわけですが、町長としては、今後のこの心身障害者の負担率が増えていくという形について、考えていただけるものか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

なぜかと申しますと、福祉園ができてから79名、最初は50名だったんですけども、最近79名、中に入っている子供たちが39名、それから通所が22名、それからグループホームが8名という形の中で、今、障害者がこの町に入ってきている部分、地元の人もしらっしゃるわけですけども、半分以上は町外です。

そういう形の中で、この町に入ってきたら負担金が増えたという一つの苦情が出だしているわ

けですけれども。県内では、今のところこの負担が上がるという部分については、考えている町村というのが、出水市、それから薩摩川内市が19年度からは少し負担をしようという話があるんです。

県外では、それぞれ町村が、そういう形の負担の幾らか、2割なり5割なりを、個人負担分をあれしていくという形があるわけですけれども。

今後の一つの課題として、この障害者が、親亡き後の問題も含めて、どういう形でこの町として考えていけるのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉課長（福永 城君）

今の障害者の関係についての質問でございますが、今年4月から障害者自立支援法が施行されて、本人の1割負担というのが発生しているところでございます。

これの1割負担と、あと利用者の負担の上限額ということで、生活保護世帯については、自己負担はゼロということで、低所得者1ということで年収が80万円以下の方ということで1万5,000円、それから低所得者2ということで2万4,600円、一般の住民税課税世帯の人で3万7,200円ということで、利用者の上限額等も決まっているわけですが。

今ありました本人の1割負担の分の町費でどうにかならないかというようなことだと思いますが、財政の状況等もございますので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

#### ○内之倉成功議員

確かに、障害を抱えている親というのは、人には知れない苦痛を抱えながら子供たちを少しでもよくしようという形をお願いしているわけですけれども。

今後の一つの福祉医療の切り捨てというのか、そういう状況が、今後財政が厳しくなれば、国の財政も厳しいということで上がっていくわけですけれども、福祉園に今仮に入っている子供たちの状況から見ると、4万5,000円からこの前までは4万9,000円だったんですけれども、ほとんどが5万、4万8,000円と上がってきているようです。

ただ、そういうような状況の中で、今一番支払いを毎月されている方が、6万5,000円の経費を負担されているような状況です。8万幾らの1級の方で、月に障害手当をもらっているわけですけれども、そのうちの6万円をそっちの施設の方に払い込まなきゃならないという、そういう状況で、親が元気な間、近くに近親者がいる場合は、まだ何か援助もされると思うんですけれども、中には自分一人だというような形の方もいるようです。

一つの今後の課題として、ぜひここいらの問題についても、お目配りをしていただきたいと思います。

#### ○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

#### ○川口 憲男議員

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、それから土木施設災害復旧の両方の件で、ちょっと確認だけをしておきたいと思います。

今、農林災害復旧費の関係で、前回7月22日以前の災害の分は、今相当、急ピッチで入札されまして仕事が進んでいるわけですが。

ここで、次に、道路橋梁河川災害復旧費1億6,000万円ぐらいのまた入札が行われるわけですが、相当、町内の業者の方々、3カ所、4カ所、あるいは相当の事業を抱えられていらっしゃるわけですが。

ここのところで、3月末の完成期限までに対応できるぐらいの町内の業者の対応ができるのか、あるいは、いろんな話を聞きますと、外から応援を求めないとちょっとできないという話

も聞くんですが。

それと、シルバーの方をやめていただいて、何カ年かはそっちに従事してくれという話も聞いているんですが。

今度の補正で出ています災害復旧の関係で、そこあたり町内の業者、私は内需といいますか、町内の業者の方々が潤ってほしいような希望がありまして、どうしても町外よりか町内の方にとっていただきたいと、その中で仕事に対応できるぐらいの会社自体があるのか、そこあたりのところ、ちょっと確認をしておきたいと思います。

建設課長か耕地林業課長でも両方でもいいです。

#### ○助役（総務）（宮之脇尚美君）

指名推選委員会の方は私の方で担当しておりますので、お答えを申し上げます。

ただいま御指摘の件につきましては、私も当初から想定いたしまして、実は、建設業組合の宮之城支部というのが現在、祁答院、入来まで含まれているところでございます。実は、この災害復旧の折にも、この片づけについては、こういう祁答院、入来の方々、大変な御協力をいただいております。建設業組合とも協議をいたしまして、現在、今回は特例的に入来と祁答院の業者の方については、指名をさしていただいておりますということでございます。

ただいまありましたように、国並びに県の災害復旧等も相当ございまして、こういうもののバランスというのもございますし、また年度内施工完成というのが非常に厳しい状況でもございますから、現在、祁答院、入来の方も指名して、できるだけその年度内に完成を目指すものについては、年度内で施工していただくということを予定いたしております。

ただ、その一部、大規模な工事がございまして、これらについては繰り越しということもあるわけですが、これらについては、建設業組合、あるいは建友会の方とも十分協議をしながら現在作業を進めているということでございます。

いろいろ、いろんな工事過程におきます検査等の問題というのもございますが、これはできるだけ簡素化しながら、そういう特に支障のないような工事の施工ということについても、私ども細心の注意を払って進めていきたいというように考えているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

町内のこんな仕事のことは、3月の期限までどうにかしていくということです。

あわせて、予算とちょっと外れますけれども、町長にもこれは要請をしておきたいと思うんですが、今後やっぱり建設業においては、この地元の災害、橋梁、あるいは田畑、いろんなところが出ています。小さなので今度査定に入らなかったところもあるし、そういうところも希望されているところもあるし、今後、河川工事が始まっていきますと、非常に外からの企業とか、いろんなのが入ってくる可能性は多分にあると思います。

財政課長の方で相当苦しんで財政のあれをしていらっしゃるけれども、そこでやっぱり、内需拡大というのはちょっと大きな考え方ですけども、町長がピンチをチャンスに変えるという言葉がされましたけれども、やはり相当のお金がおけるわけですから、国交省の方のこの工事の関係なんかも、2社協同とか、地元を含んだ受注体制をとれる方向等も十分要請していただく、向こうの方にもしていただきまして、地元が潤うようなそういうシステムに、システムというのか、入札制度にしていきたいと要請しておきます。

#### ○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。米丸議員。

#### ○米丸 文武議員

私は、25ページ、6款の農林水産費の10目団体営土地改良事業ということで、県単農業農

村整備事業で3,424万8,000円の減額というようなことでございますが、これについての内容をちょっと教えていただければというふうに思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

25ページの団体営土地改良事業費の関係の説明欄の県単独農業農村整備事業費の3,424万8,000円の減額の方でございますが、これにつきましては、災害等がございまして、耕地災害が結構多くありまして、その中で翌年度へ18年度施工する予定の事業箇所を翌年度へ送ろうとする分でございます。

地区につきましては、旧宮之城町でございますが、柵野地区の農道の改良関係、それから旧薩摩地区のアザノ地区の方でございます。これを19年度で送るということでございます。その分の経費等でございます。

以上でございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

委員会が違いますので、ちょっと2、3、質問をいたします。

37ページの10款教育費の問題ですけども、このパソコンの補修業務の減、それと借上料の減、それとライセンス使用料をちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、教育費の問題ですけども、今我々が、行財政改革をする中で教育費に関しては、どのような指導が行われているものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教委総務課長（永田 清信君）

37ページの中学校費の減額の関係であります。委託料のパソコン保守業務の減額107万1,000円あります。これにつきましては、薩摩中学校のパソコンの保守業務であります。

当初予算につきましては、いろいろ、インターネット接続、それから機器の補修等についても全部を業者に委託するといったようなことでの予算編成、それから保守業務、そういったのを組んでおりましたが、いろいろ決算委員会等でも御指摘をいただきました。

そういうことで、本年度の分は取り扱いを改善をさせていただきました。町のネットワークを経由してのインターネット接続をするといったようなこと、それから機器の障害に対しましては、一つ一つを対応していくと、そういうことでの改めの減額ということになりまして、今回の減額予算につきましては、システムの保守のみを契約させていただいたということで、こういったような減額予算となったところでございます。

それから、次のライセンス使用料についてでございますが、これにつきましては、山崎中と宮之城中学校のソフトウェアにかかりりますライセンス料でありますけれども、本年5年を経過いたしまして、ライセンス料が来年から新たに発生するというところでございまして、これは、マイクロソフト社が持っておりますソフトウェアを1年分、本年度18年分、この教育機器、教育機関向けのソフトウェアを借りるということでの予算で、使用料ということで予算を出したものでございます。

教育費の全体的な予算の関係について申し上げますと、各学校から教育委員会に対しましていろんな備品とか教育機器、教材への要望がありますが、町の全体的な予算の配分といった中で、教育費、学校への配分を行っているところでありまして、財政が立てます5割カットというのを少し抑えていただいて、本年度分は3割カットで各学校に配分をしたいということで、今、配分作業をいたしているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。行政管理室長。

○行政管理室長（日高 昭治君）

行政改革の関係で教育委員会の関係ということですが、これにつきましては、まず細かなことになりますけど、町立幼稚園等の出先機関になりますけど、そこ辺の統合、あるいは給食センター等の民営化、それから用務員に係る嘱託等の推進、それから今現在、社会教育課の方で協議をしております公民館制度の推進、それから社会体育施設等にかかわります使用料手数料の見直し、そういうものを一応今推進をしております。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案7件に対する一括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案7件については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から15日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

---

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月22日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時55分

平成18年第6回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成18年12月22日 午前9時33分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番 高嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
15番 別 府 静 春 議員	16番 舟 倉 武 則 議員
17番 日 高 政 勝 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 氣 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 角 茂 樹 君	議事係 主査 原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 滿 隆 徳 君
助役(総務) 宮之脇 尚 美 君	教委学校教育課長 上 舞 幸 徳 君
助役(経済) 山 下 彦 志 君	税 務 課 長 下 市 真 義 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	建 設 課 長 前 囿 義 広 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	耕地林業課長 脇黒丸 猛 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	農 政 課 長 赤 崎 敬 一 郎 君
町民課長 豎 山 修 啓 君	商工観光課長 橋之口 幸 男 君
福祉課長 福 永 城 君	水 道 課 長 楠木園 建 雄 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	
企画広報課長 中 村 慎 一 君	
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 豪雨災害対策調査特別委員会報告
- 第 2 議案第 1 1 7 号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について
- 第 3 議案第 1 1 8 号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について
- 第 4 議案第 1 1 9 号 さつま町職員定数条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 1 2 0 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 1 2 1 号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1 3 5 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 8 議案第 1 3 6 号 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 1 3 7 号 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 議案第 1 3 8 号 平成 1 8 年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 1 3 9 号 平成 1 8 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 1 4 0 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 1 4 1 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 推薦第 1 号 さつま町農業委員会委員の推薦について
- 第 1 5 陳情第 9 号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書
- 第 1 6 陳情第 1 1 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第 1 7 陳情第 1 3 号 日豪 E P A に関する陳情書
- 第 1 8 発議第 6 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について
- 第 1 9 発議第 7 号 日豪 E P A に関する意見書（案）の提出について
- 第 2 0 発議第 8 号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）
- 第 2 1 議員派遣の件
- 第 2 2 閉会中の継続調査・審査について

△開 議 午前9時33分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第6回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1 「豪雨災害対策調査特別委員会報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「豪雨災害対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

豪雨災害対策調査特別委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、豪雨災害対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

豪雨災害対策調査特別委員長の発言を許します。日高委員長。

〔日高 政勝議員登壇〕

○豪雨災害対策調査特別委員長（日高 政勝議員）

おはようございます。豪雨災害対策調査特別委員会のこれまでの取り組みの経過について、中間報告をいたします。

当委員会は、本年7月に発生した未曾有の災害である鹿児島県北部豪雨災害について、「被害の原因」「被災者支援」「復興・防災対策」等を調査・検討するため、8月7日開催された臨時議会において設置され、委員長に不肖私が、副委員長に中尾正男氏が選任されました。

これまで、8月11日の第1回以降、現地調査も重ねながら8回にわたる調査・検討、国・県等に対する要望活動、被災地区住民代表者との意見交換等を行ってきたところであります。

第1回の委員会においては、調査項目の確認と活動方針、そして被害の原因や今後の対応策等を調査・検討するため、国土交通省川内川河川事務所及び鶴田ダム管理所の両所長の参考人出席を求めることなどを決定しました。

8月24日の第2回委員会において、川内川河川事務所長と鶴田ダム管理所長を参考人として招致し、専門的な立場から意見を伺ったところであります。

加治屋河川事務所長の説明によると、今回の豪雨災害は、7月19日から23日にかけて川内川流域に梅雨前線が長い間停滞し、川内川流域にある25の雨量観測所中20の観測所において既往最大雨量を超過し、なかでも西ノ野観測所では、5日間で1,200ミリ近くの雨量を観測したとのことであります。

1,200ミリの雨量は、全国平均の年間総雨量の70％、鹿児島県平均の40％もの雨量に相当し、まさに記録的な豪雨であり、川内川にある15の水位観測所中11の観測所において既往最高水位を観測しており、宮之城観測所においても、昭和47年の大水害時の最高水位を3メートル56センチも超過し、流域全体で甚大な災害が発生したという説明でありました。

また、大規模な災害が予想されたことから、32回にわたり流域市町村に対し水防警報を出すなど、情報提供を行ったとのことであります。

今後、早急に実態調査を行い、一日も早い災害復旧に努めてまいりたいとのことであります。

次に、今井ダム管理所長の説明では、今回の豪雨に対する洪水調節を7月20日22時16分から開始した。そして、7月22日10時40分、計画流量4,600トンを超える流入量の予測が出たことから、計画規模を超える洪水時の操作に踏み切らざるを得なくなり、結果として、最大流入量は7月22日15時28分毎秒4,043トン、最大放流量は22日18時16分の毎秒3,572トンであったとのことであります。

鶴田ダムの最高水位160メートルに対して、159.86メートル、満水まで14センチメートルのところまでため込む操作を行ったということで、ダムの洪水調節により宮之城地区において水位で2.5メートル、水位のピークを4時間遅らせることができたという洪水調節効果を予測しており、記録的な豪雨ではあったが操作は適切に行われたと考えているとの説明でありました。

これらの説明に対して、「川内川の整備状況と予算の概要」「河川激甚災害対策特別緊急事業の概要と指定に向けた取り組み」「河川整備方針・河川整備計画の策定の時期と内容、策定に当たって地元住民の意見要望の取り入れの考え」「防災に特化したダム操作」などの質疑を行ったところ、川内川の河川整備予算の状況は、平成12年度の約100億円を超える予算をピークに、近年の行財政改革や公共事業の縮小・削減により、現在は30億円程度の予算になっている。3つの河川改修期成会において、それぞれ要望活動を行ってもらっており、今後も御支援をお願いしたい。

河川災害で甚大な被害が発生した場合には、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「河川激特事業」という。）があり、これらの採択に向けて努力している。採択になると、5年程度で事業が完成することになる。

支流の流量でも違ってくるが、大体1,100トンのダム放流で虎居地区の浸水が始まると考えている。

川内川の河川整備方針と整備計画の策定については、今回の災害発生を踏まえて早急に策定に取り組みたい。策定に当たっては、公聴会などの方法により地域の方々の意見も聞きながら策定したい。

洪水時の防災に特化したダムの操作については、川内川水系全体として最も適切な方法であるのか検討したい等の答弁がありました。

委員会としまして、「激甚災害の指定、復旧を短期間に集中的に行う河川激特事業の採択。」「洪水時の防災ダムに特化することを含めたダム操作規則の見直し。」「町道平江線の復旧には多額の経費を要することが予測されるため、国における格段の支援。」の3点を要望いたしました。

参考人の説明や考え方等を踏まえ、早急に取り組むべきことは、「被災者支援」「復興・防災対策」ということで、本町独自の要望活動を町当局と一緒に国・県等関係機関に対し、強力に進めるべきであるとの意見集約がなされたところであります。

町独自の最重点要望事項として、激甚災害の指定、河川激特事業の採択、地域の環境や景観に配慮した川内川水系の総合的・抜本的改修、洪水期間中の防災ダムとしての特化、民生の早期安定と防災対策整備に対する支援、鶴田ダムへのアクセス道路の復旧、被災者に対する各支援制度の適用条件の緩和と制度の拡充、災害廃棄物処理事業に対する支援の8項目のほか、被災商工業者、被災農業者の支援対策、農地、農業用施設、治山、林道、公共土木施設、学校施設などの各災害に対する災害復旧の早期実施など11項目にわたって、町当局と一緒に要望活動を実施いたしました。

その主な要望活動としては、8月30日、鹿児島県及び鹿児島県議会に対し、全議員参加して

要望を行い、9月4日は国土交通省九州地方整備局、9月5日は国土交通省、内閣府、財務省、経済産業省等の中央省庁、地元選出国會議員等に対して、正副議長、豪雨災害対策調査特別委員会の正副委員長、被災議員2名が参加して行いました。

いずれも災害の状況を真摯に受けとめていただき、川内川改修関係については、最大限の努力をすとの前向きな対応を得たところであります。

この中で、経済産業省資源エネルギー庁では、今回の豪雨災害に伴うダム放流について、被災地域住民の不安・不信は根強く、今後水害を防止するという観点から、洪水期間中は防災ダムに特化するため、最低水位を118メートルまで引き下げる関係法令の改正と所要の整備をお願いしたところであります。

なお、同日は、参議院災害対策特別委員会の傍聴を得る機会があり、全員で参加し、国の災害復旧に対する積極的な答弁を聞いて安心し、力強く感じた次第であります。

これらの要望後、9月8日に「激甚災害」について、閣議決定がなされたところであります。

9月15日は、電源開発株式会社 西日本支店 南九州電力所に町当局と一緒に、正副議長、正副委員長が出向き、ダムの治水機能の強化を図る観点から、少なくとも河川改修工事等が実施され、住民生活の安全が確保されるまでの期間においては、防災ダムとして特化してもらうよう要望いたしました。

このほか、川内川河川事務所やダム管理所への要望と意見交換会も議員全員参加して精力的に取り組んでまいりました。

その後10月4日、国においては川内川等の「河川激特事業」を採択し、事業費において九州の過去最大の356億円（うちその6割が本町内での工事）、激特採択総延長62.3キロメートルを2010年度までの5年間で整備するという決意を見たことは、災害復興に向けた取り組みが大きく前進することとなり、大変喜ばしいことであります。

これによって、川内川河川事務所においては、地元住民への説明会を開催し、築堤や河道掘削、輪中堤、宅地嵩上げ、湾曲部のショートカット等の整備内容が示されたところであります。

当委員会としましても、各地域住民の意見・要望を踏まえて、河川事務所、ダム管理所の説明を受ける機会を設け、輪中堤、内水処理、分水路設置と模型実験、河川整備方針・整備計画、ダム操作規則の見直し、今後のスケジュールなどの各面からの意見交換を行ってまいりました。

河川事務所とされては、限られた期間であり、住民の理解を得て一日も早く測量に入りたいとのことであります。

なお、鶴田ダムの洪水期の夏場に関して発電容量を洪水調節に充てて、防災ダムに特化する要望に対して、2007年度政府予算財務省原案に新規事業として、洪水調節機能を強化する放流口などを新設するための調査・設計費を含む予算5億円が盛り込まれるとのことであり、構造改良等の事業費約460億円に向けての大きな足がかりとなったと考えております。

「被災者支援対策」の取り組みについては、町見舞金、町義援金、県義援金、県支援金等が町豪雨災害義援金配分委員会で検討され、被災世帯、被災者に対して支給されました。

当初、被災を受けながら見舞金が支給されない店舗や町内に住居を持ちながらも住所を有しない被災者等については、義援金で対応し、公正な配分に配慮されるよう意見、要望いたしましたところ、結果的にそのような取り扱いになりました。

この生活支援制度については、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づき各種の支援策が講じられておりますが、被災の実情に照らし、支援制度の条件を緩和してもらうことと、商工業者や生活弱者である高齢者等についても対象になるよう制度の拡充が今後の課題となっております。

また、町内約200店の商工業者も多大な被害を受け、中でも虎居地区商店街は壊滅的な打撃

となりました。現在、本格的とまではいかななくても被災業者の9割近くが営業再開されたということですが、経営再建や営業再開のための機械設備等の設備費用や初期の運転資金等に対しての助成も希望されております。

このようなことから、10月10日、県に対し特別要請事項として、被災者の生活関連経費等に係る各支援制度の条件緩和及び制度の拡充、虎居地区商店街の復興並びに被災商工業者の支援、災害復旧・災害関連事業等の円滑な事業推進など8項目にわたって、議長、特別委員長が町当局と一緒に要望を行ってきたところであります。

なお、新たに県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱が制定され、これに本町独自の利子助成を行う制度が創設されました。

次に、当委員会では、河川激特事業や治水対策についての現地調査を11月27日から28日にかけて、宮崎県五ヶ瀬川及び熊本県緑川で実施しました。

五ヶ瀬川地区では、平成17年11月に激特の採択を受け、平成21年度までの事業期間ということで、国・県・市で「みずからまもる」プロジェクトチームを設立して、効果的・効率的な事業実施に努めているとのことでありました。

また、宮崎県が「水防災対策特定河川事業」で、平成12年度から21年度の10年間の事業期間で県事業として取り組み、真新しい事業ということで3年間は勉強し、平成15年度から輪中堤、宅地嵩上げの工事が進められておりました。

また、熊本県緑川地区においては、平成14年度に「水防災対策特定河川事業」が採択になり、平成21年度の完成を目指して国の直轄で、輪中堤や宅地嵩上げが実施されておりました。

それぞれの地区で、「輪中堤」「宅地嵩上げ」「内水対策とポンプ施設」「住民との合意形成」などについて、関係職員や緑川については、特に地元の住民代表者との意見交換も行いました。

連続堤防ですべてを守るというこれまでの考え方から、地域によっては減災ということから目新しい「輪中堤」に変わって、それを現実に見る機会を得て、地元住民の合意形成の重要性を認識いたしました。

また、宅地嵩上げの状況についても見ましたが、あくまで住家だけを対象にしているところとそうでないところの取り扱いに差異があることや、さらに輪中堤の区域外になったところについては、建築物の建築の制限をする建築基準法で定める「災害危険区域に関する条例」を制定する必要から、住民の十分な理解を求める必要性も感じ、今後、本町の災害復旧に当たり参考となる意義深い現地調査になったと考えております。

今回の豪雨災害に関して、被害拡大の原因究明についても国、県の要望事項の一つに入っておりますが、確としたものを得るに至っておりません。

「昭和47年の大水害以来、要望し続けてきた中流域の抜本的な河川改修の遅れ」「ダム放流の洪水調節」等に対する不信不満があり、「人災だ」という意見、また一方では記録的な未曾有の豪雨と重なり「天災」の一面もあるという見方もあります。

委員会としましては、これらのことを認識はしても、こういった視点でいずれかに特定して結論づけを行うことよりも、被災者の現状に鑑み、一日も早く住民の安心安全を期するための「被災者支援」「復興・防災対策」に力を注いでいくべきだということに意見の集約を見たところであります。

河川激特事業が採択され、これから本格的な災害復興作業が進められることにはなりますが、事業は5カ年間で「外水からの氾濫を防ぐ」という基本的な整備の考え方があり、住民の間では「整備計画内容」「内水対策」「ダム操作規則」に対して不安や不満等が残っているのが現状で

あります。

12月15日には、豪雨災害被災地区連絡会議の方々が8,783名の署名を添えて窮状を訴えられ、特別要請事項をまとめた要望書の提出がなされているところであります。

さらに、虎居地区被災者会役員会との懇談会の中で、河川激特事業とあわせて国道拡幅や区画整理事業等を含めた町づくりを望む意見も出されています。

以上のような状況と今後の諸課題を踏まえ、当委員会として次のことに早急に対応されるよう、町当局に申し入れることが適当であるとの意見の一致をみた次第であります。

一つ、河川激特事業を始めとする災害復興事業が5地区の広範囲にわたることやこれらの被災地区住民の要望等に機敏に対応するため、窓口を一本化した専門の担当課を早急に設置すること。

二つ、河川激特事業は限られた5カ年の事業であり、早急に住民の理解と協力を得る必要があることから、住民ニーズを整理し、合意形成を図るための組織を立ち上げること。

の2点であります。

町当局におかれましては、真摯に対応していただきますよう要請するものであります。

災害が発生して5カ月が経過し、年の瀬を迎えております。一日も早い災害復興がなされ、被災住民の皆さんが安心して安全に暮らせる町づくり、後世に悔いのない河川改修等が実現するため、町当局のさらなる御努力と委員各位の御支援をお願いいたしまして、豪雨災害対策調査特別委員会の中間報告といたします。

〔日高 政勝議員降壇〕

#### ○議長（濱田 等議員）

ここでお諮りします。ただいまの豪雨災害対策調査特別委員長の報告にありました当面の対策として、1つ、災害復興事業や被災地区住民の要望に対応するための専門担当課の設置と、2つに、住民ニーズを整理し、合意形成を図るための組織立ち上げについて、執行部に対して申し入れをすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように申し入れをすることに決定しました。これで豪雨災害対策調査特別委員会の報告は終わります。

---

△日程第2 「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」、日程第3 「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について」、日程第4 「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について」、日程第5 「議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第6 「議案第121号 さつま町乳幼児医療費助成条例の一部改正について」、日程第7 「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第8 「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9 「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第10 「議

案第138号 平成18年度さつま町立薩摩診療所特別会計補正予算(第2号)」、日程第11 「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第12 「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算(第2号)」、日程第13 「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」

○議長(濱田 等議員)

日程第2「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」から日程第13「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」まで、以上の議案12件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。平八重委員長。

[平八重光輝議員登壇]

○総務常任委員長(平八重光輝議員)

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」であります。

地方自治法の一部改正に伴い、収入役が廃止されることから、さつま町収入役を置かない条例を平成19年4月1日から廃止するために本条例を制定するものであるとの説明であります。

また、本町においては、会計事務処理における電算事務の進展や指定金融機関の指定等により、収入役を置かず収入役の事務を町長が指名する助役の兼掌扱いにしていたが、今回の改正に伴い収入役が廃止され、助役の兼掌扱いもなくなることから、法令に基づき会計管理者を置くことになる。会計管理者については、普通地方公共団体の長の補助機関である職員の中から配置することになるとの説明であります。

次に、「議案第119号 さつま町職員定数条例等の一部改正について」であります。

地方自治法の一部改正に伴い、助役制度の見直し及び吏員制度の廃止が行われるために、関係条例の一部改正を行うものであるとの説明であります。

委員から、これまで町長は、政策の決定から執行に至るまでの全責任を持って町政に従事していたが、今回の改正により、さまざまな政策を決定していくことに専念できるようになり、副町長が政策や企画などの政策形成及び委任を受けた事務の執行を行うなどの権限が拡大した。

こうした役割の改正については、職員すべてが熟知して事務処理が行われるよう、また、そのような仕組みが町民へも理解されるよう周知を図るべきであるとの意見が出され、これに対し執行部からは、今回の法改正の趣旨を含め十分理解できるよう周知を行い、事務執行に努めていくとの答弁がなされたところであります。

次に、「議案第120号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図るため閲覧制度

を整備するなど、関係法令の改正に伴い行われるもので、手数料については変更ないとの説明であります。

次に、「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の中で、町村会長と町長の旅費の取り扱いについて質しましたところ、町長が町村会の会員と町村会長と兼ねて会合等に出席している場合については、町村会に費用を負担していただいているとの答弁であります。

2款7項地籍管理費の中で、地籍調査における筆界未定地の解決のための新たな制度について質しましたところ、不動産登記法等の一部を改正する法律に基づき、本年から法務省で「筆界特定制度」が創設され、法務局が窓口となり専門委員会を設置し、関係者を呼んで解決を目指していく制度であるが、筆界未定地の全筆測量を行うため、自己負担による測量をする必要があり、経費面において推進に影響を及ぼさないかを危惧しているとの答弁であります。

9款1項消防費の中で、救急出動が大幅に増加し、救急車両等の燃料経費の補正が必要となった。主な増加要因としては、生活習慣病に起因する急患、高齢者の搬送、管外搬送などである。昨年度と比較して現在までに、出動件数が147件増加し、また管外搬送も82件増加しているとの説明がなされました。

このほか次の点について、特に町長の見解を求めたところであります。

今回の収入役の廃止に伴い、収入役と職務分掌上変わらない会計管理者を置くところがあるが、チェック機能等、その責任上からもそれなりの処遇が必要ではないかと質しましたところ、会計管理者については、これまでの収入役の担当事務をそのまま行うことから、その職責は重いものがあると認識しているが、その責任の所在は、単に会計管理者の問題だけでなく、管理監督の立場である町長、副町長にもあることになる。会計管理者の処遇については、他の団体の取り扱い等も参考にしながら考えていきたいとのことであります。

また、激特事業推進地域における地籍調査筆界未定地の早期解決について質しましたところ、これまで地籍調査後の筆界未定地の解決については、当事者間での解決を原則として取り組んできている。今後においても、当事者が不利益を被らないよう十分な説明と協力をお願いしていく。今回の激特事業推進地域に、どの程度の筆界未定地があるのか、国が示した指針や設計等に基づき、関係課に十分連携をとらせ、また国における取り扱いを見守りながら、該当地の把握と解消に向けて協議を進めていきたいとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。宮之脇委員長。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第118号 さつま町町民センターつるだ荘条例を廃止する条例の制定について」であります。

つるだ荘は、昭和42年に鶴田町老人休養ホームつるだ荘として設置され、築後39年を経過している。施設の老朽化と7月の豪雨災害により公の施設としての機能を果たせなくなってきていることから、平成18年12月31日をもって廃止しようとするものであるとのことでもあります。

質疑の中で、施設廃止後の考えについて質しましたところ、現在、建物罹災に対する災害共済金の申請中であり、基本的には解体の方向で協議を進めている。また、備品、器具等については、管理受託者が不足分を購入されてきた経緯があることから、その購入費については協議中である。町では平成9年以降の購入分だけしか把握できていない。購入価格が900万程度で、残存価格が200万円程度と見ているとのことでもあります。

次に、「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の関係分についてであります。

歳出予算の4款1項10目薩摩診療所管理費の中で、不動産鑑定業務の内容と来年度からの管理運営の方向性について質しましたところ、不動産鑑定については、土地、建物別に鑑定したいと考えている。積算は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」を参考にしている。また、来年度からの管理運営については、医師との協議を進めており、町に譲渡の考えがあれば買い取りで、金額によっては賃貸借契約の方法で継続していきたいとの考えがあることを確認しているとのことでもあります。

次に、4款2項4目埋立処分地管理費の中で、埋立処分地の状況について質しましたところ、災害により搬出された廃棄物については、選別、破碎し、最終処分場に埋め立てている。今後は、通常業務で出る焼却灰を埋め立てるとすると、1年程度の余裕しかないことから、遮水シートを5メートル程度かさ上げできないか検討しているとのことでもあります。

次に、10款3項1目学校管理費の中で、ソフトウェアのライセンス使用料について質しましたところ、宮之城中学校、山崎中学校に導入しているマイクロソフト社のソフトウェアのライセンスが5年を経過することから、さらに1年更新しようとするものである。1年更新については、両校で導入したパソコン本体が5年を経過しており、不具合が生じたり、最新バージョンのソフトウェアに対応できないことも予想されることから、機器の更新を視野に入れ検討しているとのことでもあります。

次に、「議案第136号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

質疑の中で、療養給付費の増額要因について質しましたところ、当初予算で11カ月分を計上しており、今回年間見込み分とするものである。療養給付費の17年度の前年度比は、一般被保険者で0.4割増、退職被保険者で5.5割増、国保老人で1.1割減となった。また、18年度の前年比を各月ごとにみても、ほとんどが上昇している。これは、被保険者数が若干増加の傾向にあることや医療サービスの向上、技術の高度化に伴う被保険者1人当たりの医療費増が影響していると考えているとのことでもあります。

また、重複、頻回受診者の対策について質しましたところ、現在、年間を通して在宅看護師による訪問指導等を行いながら、医療費の節減に努めているとのことでもあります。

次に、「議案第137号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

質疑の中で、認定者数の状況について質しましたところ、本町の人口減少とともに高齢者人口も減少してきており、認定者数は1,700人程度からわずかずつ減少してきている。また、平成18年4月から要介護認定の区分が変わり、「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」の2つに分かれたが、この部分の移行も比較的緩やかであり、区分ごとの認定者数については、1年間の実績をみないと不確定な状況であるとのことでもあります。

次に、「議案第139号 平成18年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑の中で、加入者の状況と施設の修繕等の状況について質しましたところ、加入状況については、未加入者のほとんどが高齢者世帯であり、本管からの引き込み工事が30～50万円程度かかることなどから、なかなか加入促進については難しい状況である。佐志ニュータウンをはじめ指定区域内に家屋が新築されることを期待しながら、今後も加入促進に努めていきたいとのことでもあります。また、施設の修繕等の状況については、施設が使用開始から10年を経過していることから、今後さらに修繕等の可能性が高まっていくと考えているとのことでもあります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。市来委員長。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案について審査を行った結果、「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の関係分、「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」、以上の議案3件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第135号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の関係分についてであります。

6款農林水産業費についてであります。農産園芸振興費の中で、原油価格高騰施設園芸緊急対策事業補助について、具体的な事業内容を質しましたところ、平成17年度から国が緊急に施設補助を行っているもので、事業主体は、さつま農協トマト部会、さつま町葉物部会、さつま町鉢物部会の3部会であり、園芸ハウスに二重カーテン、三重カーテン、循環扇、多段式サーモの整備を行うなど、暖房効果を高め、省エネルギーを図るとのことでもあります。

7款商工費についてであります。商工振興費の中で、中小企業災害復旧資金利子補助について、融資や利子の状況について質しましたところ、利子補助の申込件数は66件で、融資総額は4億4,050万である。利子補助は、5年間行われ、県緊急災害対策資金の融資を受けると融資金額1,500万円までは、県と町が利子補助をすることから、結果として無利子になるとのことでもあります。

次に、11款災害復旧費についてであります。農地・農業用施設災害復旧費の中で、災害復旧申請がなされ、約1,000件の災害査定も終了するとのことであり、採択状況等について質しましたところ、災害査定の結果、国庫事業の採択基準である1件当たりの事業費40万円以上の査定率は、約86%になった。不採択の40万円未満については、町の単独補助による災害復旧事業もあることから、査定の結果とあわせて、町単独事業の案内と切りかえについて通知を行っているとのことであります。

次に、道路橋梁河川災害復旧事業費の中で、町道平江線の災害復旧の目途について質しましたところ、国ですべての工事を行うよう要望を行ってきたが、道路から下部については、国直轄で、上部は町が災害復旧を行うこととなった。町の災害復旧の概要は、延長280メートルで、幅員が6.5メートルを確保するため、山側の掘削を10段ぐらいの段切りで行い、モルタル吹きつけなどを行う。災害査定も終わったことから、平成20年10月の完成を目指して、準備を進めているとのことであります。

次に、「議案第140号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

質疑の中で、豪雨災害により西手水源地が被害を受けたが、河川改修事業と西手水源地の関係について質しましたところ、西手水源地は、上水道事業の中で最大の水源地であり、河川改修の状況によっては新たな水源を見つける必要があるかもしれないことから、県にお願いし、水源の電気探査を10月末から11月初めにかけて、海老川、甫立、ほたるの里周辺などの調査を行ったとのことであります。

次に、「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

質疑の中で、業務用無線設備について、水道事業会計と簡易水道事業会計と経費を按分して負担すべきではないかと質しましたところ、現在、防災行政無線が使われているが、本庁、薩摩総合支所及び鶴田総合支所でそれぞれ周波数が異なることから、個人の携帯電話を使用しているが、災害時にはつながりにくいこともあり、開閉栓処理、漏水対策、災害対策等に対し、迅速な対応を図るため設置したいと考えている。

経費の按分については、これまで公用車等の購入は水道事業会計で行っていたことなどを考慮し、今回は、簡易水道事業会計から支出することにしたが、今後、更新等が生じた場合は、給水人口、給水量、給水件数などで按分する必要も考えているとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第117号から議案第141号までの議案12件について、一括してほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案12件について、一括して討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」から「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案12件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案12件について、各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第117号 さつま町収入役を置かない条例を廃止する条例の制定について」から「議案第141号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案12件については、各常任委員長報告のとおり、原案可決されました。

---

△日程第14 「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については、さつま町中津川5293番地、尾付野勝秋さんを推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、さつま町中津川5293番地、尾付野勝秋さんを農業委員会委員に推薦することに決定しました。

---

△日程第15 「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」、日程第16 「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」、日程第17 「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第15「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」から日程第17「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」までの陳情3件を一括して議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。市来委員長。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

ただいま議題となりました陳情3件について、建設経済常任委員会の審査の過程と結果について順次報告いたします。

まず、「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」について報告いたします。

本陳情は、さつま町泊野6768、泊野区公民館長 久木野満氏、さつま町泊野1279、きらら公民会長 市野清則氏及びさつま町泊野5177、泊野高峯公民会長 酒匂守氏の連名により、平成18年8月28日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、高規格北薩横断道路建設事業に伴う紫尾山トンネル工事に係る関係井戸の水質検査や町による地域内の全井戸の水質検査により、健康に影響を及ぼすような物質が検出されたことから、地域では町の指導のもと、代替の飲料水の確保について検討してまいりましたが、高齢化の進行や地域の地形的影響から、完全な問題解決に至っていない状況にあります。

については、この問題の抜本的解決と地域の振興発展のために、当地区全域を給水区域とする簡易水道布設しかないとして、地域住民の同意を添えて建設お願いしたいというものであります。

当委員会では、9月定例会から継続審査事項として現地調査並びに熊本県山鹿市及び福岡県立花町での調査を行い、また関係課長の出席を求めて説明や意見等を聞くなど、慎重に審査を行いました。

仮に泊野地区簡易水道を新設するとなると、概算事業費5億6,000万円で、財源内訳は国庫補助金2億1,600万円、地方債3億2,400万円、簡易水道事業から2,000万円と多額の経費が見込まれ、さらには地方債償還が始まると、水道使用料を仮に3,000円とした場合、交付税措置される分を除いて毎年1,000万から1,500万円の経費の不足が生じることが予測されるとのことです。

安全な水を安定的に供給するため、水道の未整備地区の解消を図ることは必要なことから、陳情の趣旨は十分理解できるものの、本町の財政状況等を考慮し、当委員会としては趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」について報告いたします。

本陳情は、薩摩川内市鳥追町15の7、全国林野関連労働組合九州地方本部 北薩分会 執行委員長 山下和也氏とさつま町湯田1757、さつま地区代表 東条治満氏の連名により、平成18年11月22日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低迷している事情にあります。

また、近年、自然災害が多発する中で、産地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安心・安全の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されています。

さらに、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月に発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6割削減を履行するための森林吸収量3.9割確保対策の着実な実行も急務となっています。くわえてこの間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後はその骨子である、多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等対策を進めていくこととされました。

については、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するため、次の施策の実行を求める決議をしていただきたいとするものです。

1、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業施策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講ずること。

2、国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸対策の確保を図ること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

当委員会といたしましては、関係課長の出席を求めて説明や意見等を聞くなど、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

次に、「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」について報告いたします。

本陳情は、さつま町虎居745番地、さつま農業協同組合 代表理事組合長 永福喜作氏及び同住所で県農民政治連盟 さつま支部 支部長 永福喜作氏から、平成18年11月28日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、政府は日豪EPAについて、2年間にわたる「政府間共同研究」を踏まえながら今後の対応を決定する方針であります。豪州側は今年度末までに共同研究を終了し、交渉入りを強く求めています。

日本にとって豪州は、第3位の農林水産物輸出国であり、この輸出品目の半分以上は、牛肉、乳製品、砂糖、米、麦など我が国並びに本県の重要な品目が占めております。

万一、農畜産物の関税撤廃となった場合、主要4分野「牛肉、酪農、小麦、砂糖」だけでも、日本農業への影響は毎年4,000億円を超えると政府は試算をしており、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えることは必至であります。

さらに、豪州と安易な妥協をした場合、米国やカナダなど他輸出競合国に対しても関税撤廃を認めざるを得ない事態も想定され、日本農業の崩壊・食糧自給率の大幅低下など甚大な損失につながってくると考えられます。

このようなことから、豪州EPAは、食と環境の基盤である日本農業の崩壊につながるばかりでなく、国策である食糧自給率の向上や構造改革による強い農業づくりに多大なマイナスの影響をもたらすことになることから、「締結交渉に着手しない」ように政府に対して意見書の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、関係課長の出席を求め、説明や意見等を聞くなど慎重な審査を行った結果、陳情の趣旨は了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから質疑を行います。

まず、「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました陳情3件について、一括して質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから順番に採決します。

まず、「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第9号 泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次は、「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次は、「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第18 「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」、日程第19 「発議第7号 日豪EPAに関する意見書(案)の提出について」

○議長(濱田 等議員)

日程第18「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」及び日程第19「発議第7号 日豪EPAに関する意見書(案)の提出について」の発議2件を一括して議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。市來委員長。

[市來 修議員登壇]

○建設経済常任委員長(市來 修議員)

ただいま議題となりました発議2件について、趣旨の説明を申し上げます。

まず、「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

本意見書案は、先ほど採択されました「陳情第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書」の趣旨を受けて、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

次に、「発議第7号 日豪EPAに関する意見書(案)の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

本意見書案は、先ほど採択されました「陳情第13号 日豪EPAに関する陳情書」の趣旨を受けて、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

[市來 修議員降壇]

○議長(濱田 等議員)

ただいま議題となっております発議第6号及び7号については、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号及び7号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(濱田 等議員)

異議なしと認めます。したがって、発議第6号及び7号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)の提出について」、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(濱田 等議員)

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「発議第7号 日豪EPAに関する意見書(案)の提出について」、質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました発議第6号及び発議第7号の発議2件については、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから順番に採決します。

まず、「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

次は、「発議第7号 日豪EPAに関する意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第7号 日豪EPAに関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第6号及び発議第7号の送付先は記載のとおりであります。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

しばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

---

休憩 午前10時43分

---

再開 午前10時54分

---

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第20 「発議第8号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）」

○議長（濱田 等議員）

日程第20「発議第8号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。平八重議員。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

ただいま議題となりました発議第8号について、趣旨の説明を申し上げます。

飲酒運転による交通事故は、平成13年に危険運転致死傷罪の新設など、法規制の強化等を背景として全国的には減少傾向にあるものの、依然として後を絶たず、私たち町民の願いとはほど遠い状況にあると言えます。

本町議会においては、このように飲酒運転により幸せな家庭が一瞬にして崩壊させられた交通事故などが全国的に多発し、国民に大きな衝撃と悲しみをもたらしている現状を鑑み、このような悲劇を再び繰り返すことがないように、飲酒運転撲滅を宣言する決議を行うものであります。

飲酒運転撲滅宣言を決議いたしましたこの決議文を朗読して、決議とさせていただきます。

飲酒運転撲滅を宣言する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民すべての願いであるとともに、長年の課題でもある。

飲酒運転による交通事故は、危険運転致死傷罪の新設や厳罰化等にもかかわらず、依然として後を絶たない憂慮すべき状況にある。

尊い人命が失われ幸せな家庭を一瞬にして崩壊させる飲酒運転による交通事故の悲惨さは、国民に大きな衝撃と悲しみをもたらしている。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意思を示さなければならない。

よって、さつま町議会は、ここに交通安全意識の徹底を強く呼びかけ、関係機関・団体との連携を強化し、町をはじめ町民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言する。

以上、決議する。平成18年12月22日、鹿児島県さつま町議会。

[平八重光輝議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第8号は、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第8号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「発議第8号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）」を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第8号 飲酒運転撲滅を宣言する決議（案）」は、  
原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第21 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第21「議員派遣の件」を議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会に  
ついて、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生  
ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

---

#### △日程第22 「閉会中の継続調査・審査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第22「閉会中の継続調査・審査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定  
によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出がありま  
す。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査と  
することに決定しました。

---

#### △閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成18年第6回さつま町議会定例会を閉会します。まことに御苦労さまでございました。

閉会時刻 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議員 濱 田 等

さつま町議会副議長 木 下 賢 治

さつま町議会議員 別 府 静 春

さつま町議会議員 日 高 政 勝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会副議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員